

令和4年9月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(先議・委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明	1
総務部長予算議案説明	2
予算議案に対する質疑	2
予算議案に対する討論	2
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	3

(第1日目)

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	6
4、付託事件	6
5、経過	
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明	7
議案に対する質疑	8
議案に対する討論	9
決議に基づく提出資料の説明	9
陳情審査	10
議案外所管事項に対する質問	10
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
監査事務局長所管事項説明	26
人事委員会事務局長所管事項説明	27
決議に基づく提出資料の説明	27
議案外所管事項に対する質問	27

(第2日目)

1、開催日時・場所	31
2、出席者	31
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明	31
予算議案に対する質疑	32
予算議案に対する討論	32
委員会	
企画部長所管事項説明	32
決議に基づく提出資料の説明	34

陳情審査	3 5
議案外所管事項に対する質問	3 6

(第3日目)

1、開催日時・場所	5 9
2、出席者	5 9
3、経過	
分科会	
地域振興部長予算議案説明	5 9
次長兼交通政策課長補足説明	6 0
予算議案に対する質疑	6 0
予算議案に対する討論	6 6
委員会	
地域振興部長総括説明	6 6
市町村課長補足説明	6 8
議案に対する質疑	6 9
議案に対する討論	7 0
決議に基づく提出資料の説明	7 0
地域振興部次長補足説明	7 1
県庁舎跡地活用室長補足説明	7 2
陳情審査	7 4
議案外所管事項に対する質問	8 1

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 0 1
2、出席者	1 0 1
3、経過	
分科会(総務部審査)	
総務部長予算議案説明	1 0 1
予算議案に対する質疑	1 0 2
予算議案に対する討論	1 0 2
委員会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監総括説明	1 0 2
総務部長総括説明	1 0 4
危機管理課長補足説明	1 0 5
人事課長補足説明	1 0 6
議案に対する質疑	1 0 7
議案に対する討論	1 0 9
決議に基づく提出資料の説明(危機管理監)	1 0 9
決議に基づく提出資料の説明(総務部)	1 1 0
陳情審査	1 1 1
議案外所管事項に対する質問	1 1 4
委員間討議	1 3 5

(追加上程予算議案審査)

1、開催日時・場所	1 3 7
-----------------	-------

2、出席者	137
3、審査事件	137
4、経過	
分科会	
総務部長予算議案説明	137
予算議案に対する質疑	138
予算議案に対する討論	138
・審査結果報告書	139

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(先議分)
- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・分科会関係議案説明資料(追加上程分)

9月12日
(先議・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月12日

自 午前10時51分
至 午前11時00分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	北村 貴寿 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委 員	田中 愛国 君
〃	坂本 智徳 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画部長	浦 真樹 君
政策企画課長	浦 亮治 君

総務部長	大田 圭 君
財政課長	小林 純 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第89号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前10時51分 開会

【北村委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

初めに、さきの定例会におきまして、坂本智徳議員が本委員会の委員に新たに選任されたのでご紹介いたします。

なお、委員席につきましては、配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、坂本智徳委員、川崎祥司委員のご両人をお願いいたします。

【北村分科会長】初めに、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、午前中の審査としますので、ご協力をお願いいたします。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦企画部長】 おはようございます。

それでは、企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（先議分）の企画部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で、7億282万3,000円の増を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであり、その内訳については、別紙補足説明資料のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】 次に、総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、第89号議案分をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税2,673万9,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第89号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第89号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

【北村分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

【北村委員長】 この後、委員間討議を行います。理事者退出のため、しばらく休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時58分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

まず、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和4年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 ほかにご意見等がないようですので、これもちまして、本日の総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時00分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月26日

自 午前10時 1分
至 午後 1時43分
於 委員会室 1

厚生課長	林田 哲朗 君
留置管理課長	久田 庄蔵 君
生活安全部長	川口 利也 君
生活安全企画課長	宮下 直樹 君
人身安全対策課長	松尾 文則 君
少年課長	奥野 勝 君
生活環境課長	井上 信男 君
サイバー犯罪対策課長	朝末 英一 君
地域部長	鷺池 満治 君
地域課長	黒崎 誠 君
通信指令課長	大杉 真二 君
刑事部長	山口 善之 君
刑事総務課長	宮崎 和久 君
捜査第一課長	松本 武敏 君
捜査第二課長	中道 宣信 君
組織犯罪対策課長	下田 健一 君
鑑識課長	門脇 隆仁 君
交通部長	植木 保 君
交通企画課長	式場 龍明 君
交通指導課長	林田 晋 君
交通規制課長	永尾 俊之 君
運転免許管理課長	松尾 邦仁 君
警備部長	池園 直隆 君
警備課長	一瀬 永充 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	北村 貴寿 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委員	田中 愛国 君
"	坂本 智徳 君
"	山田 朋子 君
"	川崎 祥司 君
"	中島 浩介 君
"	ごうまなみ 君
"	吉村 洋 君
"	宅島 寿一 君
"	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	橋本 真和 君
首席監察官	平戸 雄一 君
首席参事官兼警務課長	川本 浩二 君
総務課長	車 康之 君
広報相談課長	野口 一範 君
会計課長	沢田石 徹 君
装備施設課長	松尾 和人 君
監察課長	山崎 博之 君

会計管理者	吉野ゆき子 君
会計課長	岩村 政子 君
物品管理室長	高橋寿美子 君
監査事務局長	上田 彰二 君
監査課長(参事監)	太田 勝也 君
人事委員会事務局長	大崎 義郎 君

職員課長 田中 京 君

なし

(3)陳情

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

・要望書

調整審査課長 山田 譲二 君

・国政・県政に対する要望書

・諫早市政策要望

議会事務局長 黒崎 勇 君

・令和4年度長崎県への施策に関する要望・提案書

次長兼総務課長 藤田 昌三 君

・要望書

議事課長 川原 孝行 君

・令和5年度離島振興の推進に関する要望書

政務調査課長 濱口 孝 君

・要望書

・令和4年度 長崎県の施策に関する要望・提案書

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第88号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

・身体障害者福祉の充実にに関する要望書

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

第105号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
（関係分）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開会

7、付託事件の件名

総務委員会

(1)議案

第90号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）

【北村委員長】皆様、おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか4件であります。そのほか、陳情10件の送付を受けております。

第91号議案

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分ほか1件であります。

第95号議案

契約の締結について

第96号議案

権利の放棄について

第97号議案

市の境界変更について

(2)請願

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員一回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【橋本警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件であります。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の3ページをお開きください。

第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布等に伴い、職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げて65歳とするとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をしようとするものであります。

続けて、議案外の報告事項についてご説明い

たします。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の8ページをお開きください。

これは、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件についてであります。

損害賠償事案は、職員公舎のベランダ仕切り板が暴風に煽られ落下し、職員公舎専用駐車場に駐車していた車両に損害を与えた事案であり、14万9,523円を支払うため8月19日付けで専決処分をさせていただいたものです。この損害賠償金は、全額県費から支払うことになります。

職員公舎につきましては、適宜、点検や修繕を行っておりますが、台風や暴風警報などの自然災害により建物の損壊が予測される際は、施設管理者に対して施設点検の指示を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

また、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件の合計16万2,250円を支払うため、8月19日付けで専決処分をさせていただいたものであり、これらの損害賠償金は全額保険から支払われることになります。

公用車による交通事故を抑止するため、全職員へ事故防止の教養資料等を配信し、注意喚起を図っているほか、警察学校の卒業を控えた学生を対象とした研修会の開催、各所属指定の安全運転指導員による道路環境や事故例に応じた具体的な教養、訓練、さらには事故を起こした職員への再教養を実施するなど、全職員が一丸となって事故防止対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいります。

そのほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、二セ電話許

欺（特殊詐欺）被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策について、につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料記載のとおりであります。

最後に、先般発生いたしました警察職員の逮捕事案について、ご報告いたします。

本事案は、本年8月21日夜、新上五島警察署の36歳の男性巡査部長が、正当な理由なく、新上五島町内にある民家の敷地内に侵入した疑いで現行犯逮捕されたものであります。

このような事案が発生したことにつきまして、犯罪を取締るべき警察官による言語道断の行為でありまして、改めて被害者の方、そのご家族、県民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

これまで、非違事案防止対策として様々な取組を実施してきたところでありますが、改めて職員に対する職務倫理教養を充実させて、身上監督や指導の徹底を図り、県民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。

なお、本件につきましては現在も捜査中でありましたが、今後、事実関係を踏まえて厳正に対処してまいります。

以上をもちまして警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村委員】今の説明の中で、8ページの3点目の西海町の施設駐車場の件だけ、施設の外壁に衝突したと書いてあるんだけど、公用車修

理額ゼロ円と、警察が100%の過失割合で公用車ゼロ円って、修理はしないよかったのかなと思うんだけど、中身はどうか。

【山崎監察課長】この事案につきましては、公用車が後方バック中に施設に衝突したという事案であります。公用車については若干の擦過程度というような形で、自所属で対応しておりますので、改めて修理の必要はないというようなことでございます。

【吉村委員】わかりました。でも、若干でも傷はちょっと入っているわけよね。そのまま使えよということ。それでよければいいんだけど。

それともう一つ、1番、全額県費から負担しましたというんだけど、職員公舎の管理は警察が管理するものではないんだろうと思うけど、ベランダの仕切り板が、予測外のことだったのか、その状態についてもうちちょっとお知らせいだけたい。もう錆びて、これはちょっと風が吹けば外れるよねというような状況ではなかったのかということ、いかがですか。

【松尾装備施設課長】この壱岐の公舎の賠償については、ベランダの仕切りは外見上、そこまで腐食していることまではわかりませんでした。ただ、外れた状態を見ましたら、根元部分に錆びがありましたので、老朽化していたのは間違いのないこととございます。

【吉村委員】それが確認されたとして、施設管理者に対して、何らかの発言なり要望なり指摘なりということをしたかどうかについてお伺いいたします。

【松尾装備施設課長】施設、公舎の管理につきましては県警の管理になっております。壱岐の場合は壱岐警察署長の管理となっておりますので、壱岐警察署で再発防止ということで、いろ

いろと対策をとっているところでございます。

【吉村委員】 了解しました。以上です。

【北村委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】 第91号議案でちょっと伺いたいと思います。

現在も、定年後も再任用とかで引き続き奉職いただいている方もいらっしゃるかと思いますが、今現在の数と、こういった制度ができることによって、警察に残っていただける方がもっと増えることを期待しているところですが、そのあたりをどのように見ていらっしゃるかを教えてください。

【川本警務課長】 現在の再任用、一旦辞めて引き続きという方ですけれども、令和4年度につきましては警察官13人、職員が2名となっております。ちなみに会計年度職員も153人を雇用しているところです。

この制度が始まりますと、まず勤務が定年の年まで継続される、それから選択肢といたしまして、一旦退職して、定年前再任用短時間勤務という制度があります。これは警察官の身分のまま短時間勤務をするというものです。

もう一つが退職、これは従来どおり会計年度職員、スクールサポーターまたは交番相談員で活躍していただく。

最後に、退職して民間企業、もしくはもう仕事を辞めていただくという形になります。

【山田委員】 増える数の見込みというか、してみないとわからないかもしれないけど、そういったことを教えていただければと質問したんですけど。

【川本警務課長】 現在、粗々ではございますけれども、今年2月に、この制度が始まる年の退職者の人数、これが70人程度見込まれております。このアンケートで出ましたのは、約半数が

残って仕事をしたいということです。

ただ、これは制度がまだ固まる前のアンケートですので、大きく変更されることも考えられます。現在把握しているのはそういう状況です。

【山田委員】 わかりました。この制度ができることによって、以前より残っていただきやすくなる部分もあると思って、すごく期待をしているところですので、皆様が残っていただけるように、しっかり制度の運用も行っていたきたいと思います。以上です。

【北村委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【橋本警務部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、本年6月から本年8月までの実績は、資料に記載のとおり17件となっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご確認願います。審査対象の陳情番号は47番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 質問がないようですので陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 毎度お尋ねをいたしておりますけど、ニセ電話詐欺対策について、お尋ねをいたします。

前回の委員会の折に、皆様は「撃退機」とおっしゃっているようですけれども、こちらについての状況を確認させていただきました。

様々な犯人といいますが、そういった方たちから固定電話へのファーストコンタクトがあった場合は、今のところ被害がゼロであるということで、非常に優れたものであると認識をいたし

ております。

平成27年は450台、平成28年度に500台、全部で950台を購入して貸出しているという状況でありました。ぜひ、この台数を増やして、とにかく被害を抑えてほしいと、このような思いで増設、追加購入ですね、貸出しの検討をお願いしたところでありますが、現在の検討状況かどうかをお尋ねいたします。

【宮下生活安全企画課長】 自動通話録音機、撃退機の増設に関するお尋ねにお答えいたします。

撃退機につきましては、犯人からのだましの電話を受けない、遮断していくという電話対策の一環といたしまして、現在、高齢者世帯を中心に貸出しを行っているところでございます。

委員お尋ねの機器の増設につきましては、その是非を検討するに当たりまして、設置を要望している方々に適切に配分できますように、各警察署宛てに、機器の異常等の有無を含め在庫数等の調査を行っているところでございます。

その結果を見まして、今後必要とする機器の台数を把握することとしております。併せて市町の貸出し事業もございまして、それらの状況も踏まえ、増設の是非について総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、警察では、より多くの県民に広く撃退機の效能を知っていただくため、デモンストレーション用のデモ機と呼ばれる機器を購入し、各警察署に配分しているほか、高齢者が集まるイベントや会合等で紹介を行っております。また、一部の警察署では、交番等に設置し体験コーナーを設けるなどして普及促進を図っている状況でございます。

【川崎委員】 在庫があるということで、その調整を含めて、今後どうあるべきかというご答弁だったと思います。

お話をすると、高齢者の方は「そんなのがあるんですか」と、私もかつて一度ご紹介したら、大変喜ばれて「安心ですね」とおっしゃっていただいています。

先ほどご答弁で、デモ機を使って警察署等皆様にお知らせをする取組があるとのことでしたが、ぜひ口コミで広がっていくぐらい、少し力を入れて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、詐欺関係ですけど、報道をいろいろ見ていると、最終的にお金をだまし取られるときに、振り込むこともあるんですが、電子マネーという形で被害が増加していることを実感しております。現在の電子マネーによる被害の実態についてお尋ねいたします。

【宮下生活安全企画課長】ニセ電話詐欺につきましては、本年8月末現在で、認知件数が73件、被害額は約1億6,700万円と、昨年と同じ月と比べまして、認知件数にして12件増加しております。被害額は5,100万円の減額と減少しております。しかしながら、依然として増加傾向にあることは間違いございません。

この73件のうち、最も多いのが架空料金請求詐欺の手口でございまして、52件と約7割を占めております。

そこで、委員お尋ねの電子マネー、これはコンビニで販売されておりますギフトカードともいいますが、この被害につきましては、架空料金請求詐欺の手口によってだまし取られるものでございまして、例えば電話やメールで、「電話料金が未納です」とか、「パソコンがウィルスに感染しています、サポートします」等々の口実で、相手をコンビニ等に赴かせて電子マネーを購入させて、その利用権をだまし取ったものでございます。

その実態ですけど、電子マネーの被害につきましては、先ほどニセ電話詐欺の認知件数が73件と申しましたが、そのうちの35件、全体の48%、約半数近くが、この電子マネーの被害に遭っているということでございます。

コンビニ店舗におきまして、いかに電子マネーの購入者に対し直接の声かけ等を行い、水際で阻止していくかが喫緊の課題と私どもは認識しているところでございます。

【川崎委員】今、状況を伺いました。かなり件数が増加傾向ということと、被害額は対前年比で減ってはいるものの、かなり高額であるのは事実でございまして、ぜひ対策を強化していただきたいと思えます。

どのような形で、この被害にしっかりと向き合っていくのか、お尋ねいたします

【宮下生活安全企画課長】電子マネーに対する被害抑止対策というお尋ねでございまして。この対策として、販売をされているコンビニエンスストアの店員の皆様に、実際の被害状況を知っていただいて、いかに声掛けして阻止にご協力いただくかと、いわゆる水際対策の徹底ということで考えております。

その対策といたしまして、今後、コンビニエンスストアの店長等に対して研修会を県南、県北で予定しております。また、県下全店舗、520店舗ありますコンビニに対して、電子マネーを購入される方に、ニセ電話詐欺の注意点を喚起しました電子マネー専用の封筒、販売する時にこの封筒に入れて「注意してください」と呼びかけるための封筒を準備しているところでございます。

また、外国人の店員もおられますので、母国語で記載いたしました被害抑止のマニュアルを作成して配布予定でございまして。

なお一層の声かけによる被害阻止のために、報奨制度ということでクオカードを準備し、その阻止していただいた方に贈呈しようと考えているところでございます。

今後も、電子マネー対策を中心に、ニセ電話詐欺の発生状況を見ながら、様々な活動を通じて広報、啓発、抑止対策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】対策を講じていただくということで、ありがとうございます。ぜひコンビニの皆様にもご協力をいただいて、社会全体で被害を起ささないというか、出さないような形で取組の推進をよろしくお願いします。

次に、横断歩道における事故防止、安全横断「手のひら運動」についてお尋ねいたします。これも前回の委員会の時にお尋ねをさせていただきました。

信号機がない横断歩道において横断者がいる場合に車が停止しないといけないと、そもそもの法律があるものの、長崎は30%程度しか停止をしていないと。一方、長野県は8割、もうほとんどの車が止まっているというところから、事故防止におきましては、この意識改革みたいなところが非常に大事なところなんだろうと考えておりました。

まず、このドライバーに対して、そういった時に止まらなきゃいけないと、そもそも法律を守らないといけないよということを、いま一度認識をしてもらわないといけないということなんではないでしょうか。

まず車もいろんな種類があって、職業で使っている方、マイカーの方もおられると思いますが、県下の車の事業用とマイカーの台数がどのような数なのか、お尋ねをいたします。

【式場交通企画課長】まず、県下の事業用の台

数でございますが、緑ナンバーの車が約1万8,000台あります。白ナンバーで安全運転管理者制度の対象となる車両が6万5,000台あります。いわゆるマイカーと呼ばれる台数については、全体の9割程度が占めているところであります。

【川崎委員】全体の9割って、そこまで言ったら、9割は何台ですか。

【式場交通企画課長】全体が約100万台です。事業用車両が、それぞれ1万8,000台と6万5,000台となります。

【川崎委員】9割がマイカーですから、100万台だったら90万台ということで認識をいたしました。

そうしますと、このドライバーに対する意識改革というか、そもそもの法律を守っていただくという意味での啓発を、緑ナンバー、白ナンバー、そしてマイカーの運転者、それぞれ分野別にどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

【式場交通企画課長】まず、緑ナンバー等の事業用車両の事業所に対しましては、横断歩道上の交通事故防止に関しまして、横断歩道上の歩行者優先義務等について啓発をしております。緑ナンバーの事業所に対しましては、主管官庁であります国土交通省九州運輸局長崎運輸支局と連携しまして、事業所ごとの交通安全講習を通じて啓発をしております。

白ナンバーの安全運転管理者制度対象の事業所に対しましては、事業所ごとの交通安全講習や、安全運転管理者講習等を通じて啓発を進めております。

【川崎委員】すみませんね、私が3つまとめてお尋ねをして、順番に確認します。

緑ナンバーは、そもそも営業車でありますし、運行管理者もいて、点呼から始まって安全管理

を高めていくことについてはきちんとなさっておられるので、そちらにしっかりとお話をしていけば、これはもう停止線で止まることは極めて高い確率で達成できるんだろうと思っています。

事業用の白ナンバーについても、安全運転管理者がおられますので、そこを通じてしっかりと指導をしていただければ、県下6万5,000台ということでありましたが、何とかそのところは伝わっていくんだろうと思います。

問題は、やっぱりマイカーの方なんだろうと思います。90万台以上がマイカーとして存在をし、つまり運転者もその数いらっしゃるでしょう。こういった皆さま方に、この手のひら運動、そもそも停止線で止まらなきゃいけないところを、どのようにしっかりと認識をしてもらうのかというところだと思いますが、これはどのように取り組んでいかれるか、お尋ねをいたします。

【式場交通企画課長】職業ドライバー以外のマイカーの運転者への啓発が重要だと考えております。県警察では、運転者に対する安全運転意識の向上による歩行者保護の徹底を図るため、交通安全教育といたしまして、免許更新時の講習、各種集会に警察官を派遣して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、広報啓発としまして警察の広報誌やSNSを使った広報のほか、キャスターの草野仁さんを起用した安全横断「手のひら運動」のポスターやビデオによる広報、街頭活動として、横断歩行者の保護に資する交通指導取締り等を推進しまして、運転者に横断歩道における歩行者優先義務を再認識してもらおうよう努めております。

【川崎委員】様々なシーンを捉えて啓発をやっていたきたいと思いますが、受動的にとい

ますが、ポスターを貼って、こういう運動がありますよという受動的な部分だと限定的だと思っています。最後に言われた街頭指導は、見える化もあって非常にいいのかなと思っています。これは非常にエネルギーもかかる話かと思いますが、社会運動、県民運動ということで手のひらを出す、横断者とドライバーと相まって初めて安全が高まっていくんだろうと思っています。

正直、手のひらを見せて渡ろうとしている方に遭遇したことがないんです。だから、そういった運動が横断者にも浸透していないと。こっちを見て、止まってほしいという表情をされる方はもちろんおられますが、手のひらまでなかなかですね、いっていないなというのが実感です。

何よりもドライバーが法を守るところを徹底すれば、これはもう別にそれでいいわけですし、今後、ぜひそこは徹底して頑張っていたきたい。

これが三十数パーセントだったところが5割を超えていくとか、ある一線を越えていくと、これはもう止まらんといかんなど当たり前になってくるように私は思っておりますので、そのラインを上げていくところまでは大変かと思いますが、ぜひよろしく願います。

次に、薬物対策について、説明資料の中に「若い世代への蔓延も懸念」というくだりがございました。若い世代に対して薬物がどのような状況なのか、お尋ねいたします。

【下田組織犯罪対策課長】若年層への蔓延が懸念されている内容につきましては大麻ですので、大麻の検挙状況について説明いたします。

令和3年中の県内における大麻の検挙人員は23人、若年層と呼ばれる10歳代が5人、20歳代

が11人で、検挙人員の約7割を占めている現状でございます。

本年につきましても、6月末現在で検挙人員は19人、10歳代が0人、20歳代が9人であり、今年についても約5割ということで、大麻につきましてはこのような状況が数年続いている現状でございます。

【川崎委員】非常に心配しています。主な動機についてお尋ねいたします。

【下田組織犯罪対策課長】被疑者の取調べ等で明らかになりました大麻を使用した動機につきましては、昨年の全国の調査結果を見ますと、第1位が好奇心、興味本位、その他がその場の雰囲気、多幸感、陶酔効果を求めて、クラブ、音楽イベント等の高揚感、パーティ感覚となっております。

また、大麻を使用した経緯、いきさつにつきましては、「誘われて使用した」が約7割を占めている現状でございます。

【川崎委員】今おっしゃった動機、そして今はインターネットで購入するとかという購入ルート、簡単に手に入るというようなところも報道で拝見いたしました。

こういった分析をしっかりと行っていただきながら啓発活動を行っていただきたいと思いますが、現在、啓発活動はどのような状況なのかをお尋ねいたします。

【下田組織犯罪対策課長】被疑者の取調べにより得られた供述などを利用して、実体験を交えた教養は受講者にも好評でありまして、現在、警察以外でも薬物乱用防止対策を実施している県薬務行政室、学校、教育委員会等、関係機関に対して積極的にこのような情報を発信し、情報を共有して、少年の身に染みる広報啓発活動を実施していております。

【川崎委員】とりわけ10代もいらっしゃるということであれば、家庭で指導もあるんでしょうけど、学校でやっぱりですね。先ほども話がありましたけど、少し強化をしていただいて。

好奇心からと、人間だからわからんでもないんですけど、これは絶対にだめなんだと、犯罪なんだというところをしっかりと認識をし、そして、自分自身が壊れていく、人間が壊れていくと、そういった恐ろしさといったところもしっかりとした指導を行っていただきたいと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

【奥野少年課長】学校現場での啓発活動についてご説明いたします。

警察では、小学校、中学校、高校等からの薬物乱用防止教室の実施依頼に応じまして、少年サポートセンターの職員や会計年度職員の警察OBでありますスクールサポーターを学校に派遣いたしまして、薬物乱用防止教室を開催しております。

実施状況についてですが、令和3年中は126校に対して延べ134回の薬物乱用防止教室を開催しております。開催に当たっては、児童生徒それぞれの年代に応じて、薬物の種類、乱用の実態、薬物の有害性や危険性について、わかりやすく説明するように心がけております。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(一)委員】明日の安倍元総理の国葬ですがけれども、警察のほうに応援か何か送るようなことがあるのかどうか、まずお尋ねいたします。

【一瀬警備課長】明日、日本武道館において、安倍元総理の国葬儀が執り行われるということですから、会場周辺においては厳重な体制で警備が実施されているところであります。

本県職員を都内に派遣しているか否かにつきましては、警察活動に支障を来さずということ

るで、答弁は差し控えさせていただきますが、テロの不法行為というものは会場周辺に限りませんので、県内においても十分警戒をしているところでございます。

【中村(一)委員】それは、全国47都道府県、統一した見解ですか。

【一瀬警備課長】はい。全国的な見解ということでございます。

【中村(一)委員】 そうしたら、費用は国費ですか、県費ですか。その辺もお答えできないんですか。

【一瀬警備課長】費用についても、職員の派遣等に関わる問題でございますので、答弁を控えさせていただきますと思います。

【中村(一)委員】納得したようなしないような、後は先輩議員から質問していただきたいと思っております。この辺でとどめておきます。（発言する者あり）

前回私が質問した、丸山の交番所の標識等に迅速に対応していただきまして、ありがとうございます。近くの住民の人たちからは、大分、一方通行の違反が減ったというような話も聞いておりますので、本当にありがとうございました。

それで、私の地元、南島原市の自転車・歩行者専用道路の交通事故防止対策について、何点が質問をいたします。

自転車・歩行者専用道路は、本年4月に供用開始だったんです。1か月前、9月前半に約11キロのうち1キロ弱が供用開始になったんです。まだ第1期工事が終わらない状況でありますけれども、この辺の標識等の警察署との協議が済んでいるのか、いないのか、その辺をお尋ねいたします。

【永尾交通規制課長】委員ご質問の南島原市の

サイクリングロードにつきましては、お話がありましたように第1期工事について、まだ未供用の部分が多い状況であります。

交通安全対策につきましては、基本的に鉄道沿線でしたので、それに交わる部分が第1期は33か所ございます。これは全て広い道路かといったら、そうではないんですけれども、交差する部分の対策が必要だということで現在進めております。

基本的に道路管理者の南島原市と警察で、それぞれ所管する部分はあるんですけれども、どちらとしても、どの対策が必要なのか、どの箇所に必要なのかということで、今、進めております。

具体的には、先ほどお話があった交差点の部分につきまして、その存在をわかりやすくするために、いわゆる交差点枠の表示、四角でカラー表示です。それから、双方向から見て、その先には交差点があるんだよということを示す標識看板。併せて、自転車が横切るということであれば、当然自転車側の飛び出しを防止するために、これは山型になるんですけど、バリケードを千鳥式に配置することで、最終的には自転車の減速を促すと。そこには交差点注意、もしくは車両進入禁止という表示をして事故防止対策を図ることを進めているところでございます。そういった対策を確実に講じたうえでの供用が私たちは望ましいということで、今、進めている状況でございます。

【中村(一)委員】ありがとうございます。

6月定例会に私が質問した折には、大体9月ぐらいには供用ができるというような話を聞いていたんですけど、現状の第1期工事、あと5か所ぐらい、まだ工事が済んでいない部分があるんです。令和5年3月31日に全線、32キロですかね、

開通するという事です。

その全線、2期工事、3期工事を含めて計画がされているのか、それとも、第1期だけの市と警察との協議なのか、この辺はどのようになっていますか。

【永尾交通規制課長】最終的には全線の交通安全対策を図るんですけども、まだ道路が見えていない部分もございます。道路が見えた部分は当然、今お話しした対策を講じる形を考えております。

また第2期、南有馬以北に関しては、沿線に近い部分、国道に近い部分を走る路線が若干離れます。そうした場合には、少なくとも警察で言うところの規制も含めて検討をしていくというようなことで、一律これで全て終わるといった状況ではありません。

【中村(一)委員】非常に住民の皆さんの関心が高いものですから、「いつ通れるのだろうか」というようなことをいつも私も聞かれるんです。「標識等がまだ出ていないから、まだ通られない」というような話も聞きますので、今回質問をしているんです。

33か所ある国道と踏切の交差する場所、その辺等は、一律にはちょっと違うんですけども、信号等は、その33か所にあるのか、ないのか。あるいは、「止まれ」の部分は何箇所くらいあるのか、その辺はわかりますか。

【永尾交通規制課長】現在検討中の33か所につきましては、警察における信号、また一時停止等、これについては今のところ予定はございません。

というのは、先ほどもお話ししましたように、国道の交差点とこの交差部分が近接し過ぎる部分がございます。そういった条件がちょっと厳しい部分もありますので、少なくとも、そうで

あればどういう対策がとれるかというようなことで進めている状況でございます。

【中村(一)委員】 そうしたら、歩行者と自転車が通行できるようになった時には、普通の道路を走る時に車対自転車の交通事故があった場合には警察が関与されると思うんですけど、歩行者専用の中で自転車と歩行者とぶつかった場合には、過失か何かあるんですか。その辺のことをお伺いします。

【林田交通指導課長】 委員からご質問がありました自転車と歩行者が衝突した場合ですが、自転車は道路交通法上、軽車両つまり車両に該当しますので、車両と歩行者の交通事故ということで処理をいたします。自転車の運転者の過失によって歩行者がけがをしたということになれば、重過失傷害という罪名を適用して立件することもあり得ます。

【中村(一)委員】 そうした時に、自転車対自転車の場合は、どのような状況ですか。

【林田交通指導課長】 自転車と自転車の場合も同様で、自転車同士の片方に過失があつて、例えば、片方が右側通行をして衝突したという場合は、右側通行をした違反のある方については同様に重過失傷害を適用するということになります。

【中村(一)委員】 そうしたら、反則金とか罰金とかはあるんですか。

【林田交通指導課長】 反則金については、自転車については該当しないことになります。ですから、立件した場合において、検察庁で罰金ということはあります。（「反則金はないですね」と呼ぶ者あり）ありません。

【中村(一)委員】 わかりました。

来年の3月31日、令和5年で全線32キロの専用道ができて、イベント等がもしもあった場合に

は、その都度、市と協議されるのか。その辺の見解はどのようになりますか。

【永尾交通規制課長】イベントにつきましては、その規模とか距離というのがございますので、そういった部分が一律ではないということを経験すれば、その都度に協議をさせていただくという状況です。

【中村(一)委員】標識とか、事故防止対策の線とか、そういったものの費用分担はどのようになりますか。

【永尾交通規制課長】今ご質問のイベントに関するものと理解して、（発言する者あり）標識に関しましては、基本的に交通規制に関する標識の費用は、当然県警が持つことになります。

【中村(一)委員】ありがとうございました。早く供用ができるようお願いしたいと思っておりますので、市と十分協議をしていただいで、早期の完成を願うものでございます。以上です。

【中島(浩)委員】議案の方で質問はしなかったんですけども、第91号議案の職員の定年の条例改正の件です。

60歳過ぎても元気な方もかなりいらっしゃるので、65歳までしっかりと働いていただくことに私も賛成するわけですが、年齢構成が、定年が61歳から将来的には65歳になることで、新規採用分に非常に影響が出てくるんじゃないかと危惧しているんです。

組織全体として、毎年ある程度の決まった人数が入って、しっかりと育てていけるわけで、その辺の全体的な人数が、この間に減ってくるんじゃないかと思っていまして、その間の配属とか、いろんな問題が生じないのか。生じるのであれば、この間に対してどのような対応をとられる予定なのか、お伺いいたします。

【川本警務課長】委員ご指摘の関係ですけれど

も、理論上を言えば、2年に1度、退職者がゼロ人ということになります。

実際は、先ほどもちょっとお話ししましたとおり、半数くらいは辞める方も出てくるということで、ゼロにはならないと認識しておりますけれども、委員ご指摘のとおり、新規採用は非常に重要な問題ですので、可能な限り採用者に波がないよう、いろんなことを現在検討しているところでございます。

【中島(浩)委員】大体、どの程度の。私も勉強不足なんですけど、仮に半数くらいが退職されるということですが、中には再任用で、常勤でなくてもという方もいらっしゃるの、大きな影響はないのかなと思うんですけども、通年の採用枠でいくと、どの程度の数の減少が見込まれる状況なんでしょうか。

【北村委員長】 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

【北村委員長】 委員会を再開します。

先ほどの質疑の中で、答弁の追加の発言がありますので、お願いいたします。

【永尾交通規制課長】先ほど、中村(一)委員からご質問がございました標識に関する予算につきまして。

標識に関しましては、公安委員会の意思決定に基づく警察の道路標識と、説明の中にありました、この先に交差点がありますよという警戒標識、これに関しては道路管理者で設置をさせていただいております。

ですから、すみ分けとして、公安委員会意思決定の交通規制に関する道路標識に関しては警察予算、道路管理者が設置する標識に関しては道路管理者となっております。

【北村委員長】 よろしいでしょうか、中村(一)委員。

それでは、質疑を再開いたします。

【川本警務課長】 退職に関して、現在シミュレーションした数字がございます。令和4年度、令和5年度は、概ね70名程度が退職する、令和5年度にはないということ。令和6年度は60人、令和8年度は50人、令和10年度は50人、令和12年度は40人程度ということで、若干平準化はしてまいります。

具体的には、本年10月以降に、初年度に退職される方の希望調査を行います。これによりまして具体的な数字が出てまいります。この退職者の数字と現在の数字、それと定年退職でない退職者、いろんな事情があって辞める退職の枠もございます。こういったものと新規採用の人数を比較検討しまして、新規採用者の平準化ができるように柔軟に調整していこうと考えているところです。

これを可能とするために、関係規定の改正等が必要でございます。現在、関係部局と協議を行っているところでございます。

【中島(浩)委員】 令和5年度からの施行に対しては、準備がそれまでにはかなうと認識してよろしいわけですね。

【川本警務課長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【中島(浩)委員】 わかりました。以上でございます。

【北村委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田中委員】 総論的な話になるんですが、IR関係で、IRの国の認定が年内か、年度内か、どちらにしても近々のうちに結論が出ると思っております。私の立場としては、オーケーになるものと判断しているんですけどもね、長崎

県は認定してもらえるものと。

それに対して、県警の準備体制が大体どのようなものになっているのか、総論的な話になるので、そこら辺を少し教えていただけたらと。

もう一つは、窓口をどこで今はやっておられるのか、お聞かせください。

【川本警務課長】 IRの関係につきましては、総合的な窓口は警務課で行っているところです。

対策につきましては、地元の早岐警察署その他と連携を深めながら、あらゆる情報の収集、それから県の部局と連携を密にしながら進めているところでございます。

【田中委員】 それでは聞きますが、長崎県案はオーストリアの企業になっているわけですが、この企業と県警との意見交換的なものは順調に行われているのかどうか、聞かせてください。

【川本警務課長】 企業との意見交換については、直接は行っておりません。

【田中委員】 企業が実行部隊になるわけですから、今は長崎県案と形はしていますけれども、最終的には企業案を熟知してもらわないといかんという感じがします。特に、防犯警備体制ね、企業の防犯に対する考え方とか警備体制。

これは日本で初めての事案になるわけですからね、IRというのは、日本型IR、初めてですよ。やっぱり相当に周到な準備をしてもらわなければならないと思っておりますので、どうでしょうか、見解は。

【川本警務課長】 委員ご指摘のとおり、IRにつきましては、治安問題も非常に重要なものと考えております。

現在は、県の事務局、これらと連絡を取りまして、この間に入っただき、現在の長崎県案の防犯・交通対策、その他の状況についてお知らせいただいて、それについて順次、検討を

進めているところでございます。

【田中委員】地元として一番の関心事は、今の早岐警察署で対応できるのかと、一つは距離的な問題。だから、今のハウステンボス、IR予定地の近くで、交通渋滞等々もあるので、できれば、その敷地内ぐらいで分室なり何なりの体制は考えてもらわなければならないと思うんですけど、いかがでしょうか。

【川本警務課長】早岐警察署、地元の警察署につきましては、これからいろんなことがわかってまいりと思います。それに合わせて警察としましても、移転すべきなのか、それとも現在のままでいいのか、そういったことを広い視野で検討、的確に対処してまいりたいと思います。

【田中委員】移転まではしなくても、分室みたいな形で、警備体制はちゃんととれているんだと、一つの安心感ですよ、地元に対する安心感。

依存症対策なんていうのは本人たちが考えればいいわけですがけれども、地元対策としては、やはり治安対策、治安が一番なんです、今関心があるのは。

私はすぐ近くにいたので、いろいろな話が入ってくるんですが、一つは、ハウステンボスが外資系の企業に身売りをするという話、これはもう事実ですからね。そうすると、中国の人たちが相当来るんじゃないかと、企業の中です、お客じゃなくて企業の中にね。その人たちの問題も出てくるし、もう一つはIRで、オーストリア、欧米ですね。いわゆる外国の人たちが相当、従業員、職員としても入ってくるし、お客としても入ってくるんじゃないかと。ハウステンボスも中国系になれば、やはり中国からのお客を考えるでしょう。これはやっぱり企業ですからね。

外国人対策を真剣に考えてもらわないと、今、

一番の地元のうわさというか心配事は、外国人がいっぱい入ってくると、どうするんだということですよ。日本の国内の観光客に関してならば、どういう関係になるか、まだ想定できますよね、相当混雑しようがね。しかし、外国の方が何万人という感じで入ってくると、これは大変なことだというのが一番なんです、治安対策が。

安心感を地元植えつけてもらわないと、少しずつ反対運動が始まってきつつあるんですよ、地元はね。一番は治安対策です。報道が少しずつ出てきた。何日か前の西日本新聞にも、IRはこういうものだ、大変だというようなね。人身売買的なものまで報道してある。そんなことから地元の人たち、特に女性の人たちが、私に「反対してください」、「反対してください」と、いっぱいですよ。私は推進の立場にいるので、それを除去していかなきゃいかなのだけどね。だから、治安対策に対する考え方。

交通渋滞はね、ハウステンボスで若干慣れていきますから。これは、どちらかというとハード的なものを整備すれば解決すると私は思っているから、県の土木関係でできますけれども、治安対策に関しては警察にお願いせざるを得ない。ぜひ、決まればすぐにでも、どういう体制で県警はいくんですよ。「早岐署がありますから」じゃあ、私はちょっと弱い感じがする。目に見えた形で、地元で安心感を持たせてもらわないと、決まれば、もっと反対運動が大々的に出てくると思います。私が今言っているのは、「決まりもしないのに反対しても意味がないだろう」という話を皆さんにはしていますけれどもね。

もう一回言いますが、日本で初めてのことなんです、カジノを誘致するということは。

ぜひ、慎重に準備体制をつくっていただきたい。お願いをしておきたいと思います。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】質問はしないと思っていたけど、さっきの中村(一)委員の質問を聞いていて、明日の国葬儀、さっきの答弁だけで終わったって、何じゃらほいという話になるわけよな。委員会もなめられたものだという話になるよ。

これはどこのニュースソースでも出ていて、約2万人から数万人規模の体制で警備に臨むと。全国47都道府県で、都は抜くかもしれないけど、約2,500人を派遣するようになっていて、ここまで書いてあって、そこら辺はしゃべれませんとか、遠慮させてくださいなんて言っていたてさ。

ある程度概略は言っていないんじゃないのか、「長崎県警からも応援は出します」とかさ。何人と確定はしないでいいけど、そこら辺、どれくらいの規模というごとの感じの答弁はしていただきたいと思うけど、いかがですか。

【池園警備部長】先ほどのお話でございますが、ちょっと説明を加えさせていただきたいと思っています。

おっしゃいましたように、全国の警察から約何人が東京に派遣をされるという概略、ご承知のとおりであります。

ただ、各県で、例えばA県では何人です、B県では何人くらいです、C県では大体これくらいです、という数字については、全国統一的なものとしてお答えを差し控えさせていただきたいというところでございます。

長崎県から、じゃ、何人くらいですかと言われるたら、それはお答えを差し控えさせていただきたいんですけども、派遣していますか、していませんかというところについては、ノーで

もありませんというところでお察しいただきたいと思います。

【吉村委員】お察ししますよ。することはするんだ。でも、それなりの県議会の委員会の中からね、ある程度のことはお知らせをいただきたいと。

さっきから気になるのは、統一見解という言葉が出てくるのよ、4文字熟語。統一見解というのであれば、例えば全国は警察庁かな、管轄しておるのは。全国何とか本部とかつくるやろう、明日はね。そこから、そのような統一見解と言えるものが通達されているのかどうか。そういう文書をコピーして、私たちに回すぐらいのことはあってもいいんじゃないかと思うけど、いかがですか。

【池園警備部長】統一見解というところでありますけれども、それは要は、たくさん出している県、少ない県というのは当然でございます。ですから、例えば後方治安といいましょうか、残された県の間で治安の維持に対して支障を生じないということも正直でございます。ですから統一見解、全国規模としてはこれくらいの人間を差し出すということなんですけれども、各道府県それぞれにおいての数は差し控えさせていただきたいということでもあります。

これは警察庁とのやり取りの中で行われたものでありまして、我々もそういうところで対応をさせていただくことになっております。委員のおっしゃった、その文書等を出せるの、出せないの、出してほしいなというところにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

【吉村委員】そういう言葉が出てきていると、だんだん長くなるのだけどさ。

例えば、文書で通達はきていないけど、全国

警察会議か何かあって、そこで口頭で、そういう内容について公になると、そこにすきができるかもしれないので、そういう中身については一般にお知らせはしないというような申し合わせがあったのか。

検討しますと言ったら、本当にペーパーで来ているのと、なったりするだろう。そこら辺、「来てはいるけど検討します」なのか、口頭で、そういう会議の中でそういう運びになったのかというところははっきりしてもらえないですか。いかがですか。

【池園警備部長】これは申し合わせというところであります。したがいまして、はっきりと明示した文書が我々に通達なり何なりとして届いたということではございません。

【吉村委員】最初からそう言ってもらえば、もっと言いやすかったわけよ。

通達なんていっても、文書で来たり、申し合わせで、その場面であったりするわけね。統一見解で差し控えさせていただきますと言ったら、その論拠はどこに担保されるのかとなってくるから、そういう文書を出すことはないのかなと思ったんだけど、申し合わせでそうになっておりますので勘弁していただきたいときおけば、すつんといったんだろうと思いますので。

せっかく中村(一)委員が、そういうことが気になって質問された。長崎県警として、明日の国葬儀に対してどういう貢献ができるのかということで、終了後でも、大体どういう体制だったと終わったら言えるんじゃないだろうかと思うけど、どうかな。検討して、出せるところは出していただければと思いますが、最後にお答えをいただきたいと思います。

【池園警備部長】個々に対応させていただくということによろしいのでしょうか。

【吉村委員】個々になるとあれなので、委員会でつまびらかにされたので、この委員の皆さんということで考えていただければと思いますけど。

【池園警備部長】では、終了後にそのようにさせていただきたいと思っております。

ただし、数についてはご勘弁をいただきたいと思っています。委員のおっしゃるように、どのような貢献ができたということについては、ご説明をさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【吉村委員】 そのようにお願いします。

それから、犯罪の一般概況についてということで、せっかく資料をいただいております。毎回見るんですが、数字が良くなっているところ、悪くなっているところ、変わらないところとあるわけですが、全体的に見て、横ばいか増えているところが多いという見方になるのかなと思います。

議案説明資料の中で、例えばストーカーの案件はこうと、刑法犯、人身安全、二セ電話詐欺、組織犯罪、サイバーと、それぞれに対応状況が書いてある。こうやります、ああやりますと、大体毎回一緒のようなことが書いてあるんだけど、全体的な社会情勢が、コロナとか何とかがあって、経済的にもいろんな生活的にも厳しい状況がずっと続いてきて、続いているということは、だんだん状況が悪くなるということかなと思うわけ。

なので、そういう観点から、犯罪を全体的に見た県警としての対処の考え方というか、それぞれ部分、部分で言うんじゃないでなくて全体的に、こういう意識づけをすとか、改善をしていくということが言えないのかなと思うんだけど、いかがですか。誰に答えてもらえばいいのかな。

【川口生活安全部長】委員お尋ねの、全体的に見てどうしていくのかということですが、長崎県もそうなんですけど、今の一番の犯罪対策の課題は、犯人の匿名性の高い部分にどう対応していくかということ、端的に言えば二セ電話詐欺、いわゆるネット上の犯罪、サイバー犯罪ですが、これがなかなか検挙が追いつかないといったところが、全国警察の課題であろうと思います。

二セ電話詐欺については、先ほどから申し上げるような対策を講じておりますし、サイバー犯罪については、まずは警察官の基礎的な能力を向上していき、二セ電話、サイバー犯罪、こういうものの手口を県民にわかりやすく説明していくことも必要だろうと考えているところでございます。

いずれにせよ、社会情勢が刻々と変化していきますので、それをしっかり把握したうえで対策を講じていくことが重要かと考えております。

【吉村委員】そういうことをわかりながらなんだけど、言いたかったのは、例えばストーカーでも152件で8件増加していますとか、配偶者暴力も206件とか、児童虐待が178件、15件減少していますけど、まだそれだけの数があるわけよね。そして少年非行も653人と、489人も減少しているんだけど、まだ653人ある。何となく、世の中が荒れてきているんじゃないだろうかという感じを受ける、全体的に。サイバー犯も増えてきて大変なんだけど、そういった意味で、総合的な対策というのは何か、トータルした対策への考え方、取組み方が見えないのかなということでお尋ねをしたんですよ。

そういうことで県警として、全体的にはこういう体制で取り組んでいくというのが出てこないかなと思うんだけど、どうですか。私が言う

のがちょっと無理があるのかな。それぞれ個別具体に対応していかんと無理ですよとなるのか、それをずっと取りまとめた総合対策というような考え方の構築をやれないのかなと思ったりするんだけど、いかがですか。

【北村委員長】 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時28分 再開

【北村委員長】 再開します。

【橋本警務部長】委員ご指摘のとおりでございます。実際、社会のありように応じて様々な事案が発生しておりますし、その時々に応じて、その事案に応じた体制へのシフトは当然考えていかなければならないと考えております。

まさに今ご指摘いただきましたコロナの関係もそうですし、サイバー犯罪の増加等々もありますので、そういった全体的な組織の配置とか職員の育成に関しましては、警務部門が一括をして、県警の全体のバランスを見ながら検討しているところでございますので、今後も、そうした警務部門を中心に、組織の配置とか教養とか訓練とか、そこは引き続き検討してまいりたいと考えております。

【北村委員長】 ほかに質問はありませんか。

【赤木副委員長】 何点か、意見と質問をさせていただきたいと思っております。

一つ、わかれば教えていただきたいんですけど、9月23日に新幹線が開業いたしまして、その際、ブルーインパルスが展示飛行を長崎市内でも行いました。とても素晴らしい展示飛行、予行練習も含めて素晴らしいんですけど、長崎市内においては、かなり交通機能がまひしたと市民の方からもたくさんのお声をいただいたところでもあります。

県警がその時に何をされていたかという、見ている範囲では、対岸のほうで路上駐車されているところで「路上駐車はやめてください」とパトカーが何度かめぐっていたり、そういうのは拝見していたんですけど、市民の方からかなり問い合わせがあったんじゃないのかなと、クレームとか、県警に対しての指摘があったんじゃないかと思うんですが、そこら辺の把握等はされていますでしょうか。

【永尾交通規制課長】先般の交通渋滞におきまして、いわゆる通報、問い合わせ等につきましては、把握している分では長崎市内各署で受理した件数で、駐車苦情が30件ほどございました。これは重複するんですけど、110番通報が同じような数字、28件ほどあったという状況でございます。

対策につきましては、基本的に事前に公共交通機関の利用をということで、専用の駐車場の確保がなかったと主催者から伺っていたので、私どももちょっと危惧はしていたんですけども、基本的に公共交通機関の呼びかけをされていたと。

警察からは、通常、交通情報板は予測的に早めに出すことはあまりないんですけども、今回は午前10時ぐらいから徐々に車が増えだしたことを踏まえて、駅周辺に車が参集しないように、「長崎駅周辺渋滞中」と情報板を早めに出したところではございました。けれども、結果的にはやはりブルーインパルス、これで集中してしまい、1時ごろからかなりの台数が来て、ブルーインパルスの展示飛行の際に路上駐車車が大きな影響を与えて、しかも一斉に動き出したことでまひを発生させたと。

警察の動きが見えなかったという部分は、基本的に駐車苦情に関して、かなりあちらこちら

で各署も対応して回ったという状況で。

交通規制課ですので、信号等も当然ございますが、管制エリアの中でA Iなどの機械を通じて、最適な状態ということを踏まえてやっており、調整はしておりません。少なくとも対応はできなかったというのが実態でございます。

【赤木副委員長】様々な課題があったのかなと思います。これをぜひ生かしていただきたいと思います。

想定以上の人出だったのかなと思っております。事前に私も主催者とお話したところ、水辺の森公園にかなりの人が来るんじゃないかと私自身は指摘したんですけど、広いから大丈夫ですよと、少し認識が甘かった面もあるのかなと思います。県警はそうではないと思ってはいるんですけど、私自身は、今後こういったイベントを、どうしたら規制することなくできるかという観点で県警の皆さんにも挑んでいただきたいと思いますので、そこは住民の皆さん、市民の皆さんとの認識のバランスをぜひとっていただきたいと思います。ぜひ今後に生かしてください。よろしく願いいたします。

次に、情報発信の件です。県警でも様々な情報発信をいただいているんですけど、私自身、とてもすばらしいと思っております。宮濱天翔さん、歌うま警察官とか、ふくやまきんに君を用いて、県警の様々な啓発といたしますか、市民の皆さん、県民の皆さんの身近に感じていただけるような発信をされています。これは、もしかしたら県警にはいろんなご意見があるのかもしれないですけど、私自身はすばらしいと思っていますので、ぜひともこの路線を引き続き行っていただきたいと思っています。

実際に大学生からも、この発信を見て、私自身も問い合わせをいただいておりますね。実際、若

い方に見られているんだなと認識しておりますので、ぜひ続けてください。と思っております。

実際、そういう情報発信は、県民の皆さんに親しみをもって受け取られている部分もあるかと思うんですけれども、先日、パワハラ事案が県警の中でも起きました。バーベキューをしていた際、酒に酔って、焼けたトングを部下の胸に押し当てるといふパワハラ事案が県警の中で発生をしました。

県民の皆さんの受止めは、結構厳し目だったと思っております。パワハラではなく傷害ではなかったのかと、私自身はもっともだなという意見もございました。

この件、報道に対しては発信されていると思っておりますが、パワハラの前防止といいますが、県警としての認識、受止め、今後の対応というのは、なかなか発信が聞いていませんでしたので、この受止めをお聞かせください。

【川本警務課長】ご指摘の件につきましては、県警全体でハラスメント防止対策に取り組んでいる中で発生したものであり、警察本部として大変重く受止めております。絶無を期したいと覚悟を決めているところでございます。

今回の事案は、ハラスメント事案の相談として認知されたものです。相談の認知以降に、ハラスメント強化月間、それから幹部による各警察署の巡回教養、全職員を対象としたハラスメントに対するアンケート、部下の指導・育成マニュアルなどの各種資料を作成、配布を行っております。

今後とも繰り返し、継続して、ハラスメントの根絶を目指して行ってまいりたいと思っております。

【赤木副委員長】今お話があったように、パワハラについては県警の中でも過去に痛ましい事例がございましたので、既に様々対応していた

だいたと思っております。今回の事態を受けて更に、改めて引締めをしないといけないと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。以上です。

【北村委員長】委員長を交代します。

【赤木副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【北村委員長】私、1点お尋ねがございますので、よろしく願いいたします。

報道によりますと、本年10月から、110番通報に新たな機能が加わるということでございます。動画や画像が送信できるシステムが始まるということではありますが、このシステムの導入の狙い、効果等について、概況についてお知らせをいただけますか。

【大杉通信指令課長】ただいま委員長から質問がありましたシステムについては、正式には110番映像通報システムといたします。このシステムは、110番通報の際に通報者に、スマートフォンなどで事件・事故の映像または画像、動画であったり写真を撮影していただいて、それを通信指令室に送信してもらいます。通信指令室で、その画像、映像を確認して現場の状況を把握し、現場に臨場する警察官に詳細な状況を指令することによって、110番通報に対する迅速かつ的確な対応に活用するものです。

今年10月1日から全国的に試行運用が開始されて、来年、令和5年4月1日から正式運用される予定でございます。

【北村委員長】長崎県警でも10月から試行運用を始めるという理解でよろしいのでしょうか。

【大杉通信指令課長】そのとおりでございます。これは全国的に、長崎県警察に限らず全国の警察が、10月1日から試行運用ということになっております。

【北村委員長】わかりました。

報道によれば、兵庫が先行して行っておりま

して、10月から国のシステムに移行するという
ことでありました。

このシステムについてですが、システムの調
達は国がやっているのか、それとも県がそれぞ
れやっているのかについてお尋ねをいたします。

【大杉通信指令課長】このシステムについては、
警察庁のほうで国費で整備されて、全国の警察
に設置されております。

【北村委員長】わかりました。

その報道の中に、2011年度で110番通報が年
間約886万件あるんだと、その約2割が不要不急
の、例えば免許の更新の仕方を教えてくれとか、
そういった通報があるという状況でした。虚偽
の通報で警察官が現場に行くケースもあるとい
うことで、このシステムで画像や動画が確認で
きれば、そういった無駄な出勤なども減ってい
くのかなと思います。

長崎県内の通報の状況について、件数、そし
て不要不急と見られるような件数が今わかれば
教えてください。

【大杉通信指令課長】令和3年の数字で、1年
間で110番通報が6万5,705件入っております。
そのうち非有効件数といいまして、無応答、無
言であったり、いたずら電話であったり、間違
い電話とか、あるいは通信試験、その他もろも
ろ集めて非有効というものが8,958件入って
おります。

また、今年の1月から7月末現在の数字で、110
番通報が3万9,476件入っておりまして、その
うち非有効と言われる件数が8,958件入って
おります。

【北村委員長】わかりました。

ぜひ、こういったシステムをしっかりと活用し
て、限られたマンパワーの中で、どこに何人出
動するべきか、それとも必要ないのかといった

判断にお役に立つシステムだと聞いております
ので、しっかりと運用をしていただきたいと思います
ますが、110番する方に周知をしていく、使
い方を学んでいただくことが必要になってくる
のかなと思います。このようなシステムの周知
については、どうお考えですか。

【大杉通信指令課長】先ほど申し上げました数
字について、先に訂正させていただきま。令
和3年1年間の110番通報のうち、非有効件数は1
万2,972件でございます。訂正させていただき
たいと思います。

また、委員長お尋ねの件でありますけれども、
今後は県民の方々に対しましては、県警のホー
ムページであったり、交番や駐在所が発行して
おりますミニ広報誌であったり、あるいは各地
区での会合等で防犯講話とか交通安全講話とい
うようなこともなされますので、その機会を利
用して周知したいと思っておりますし、また、
個別の案件ですので、その都度その都度、通報
者に対して手続、操作要領については丁寧に、
ご理解いただけるように説明をさしあげたいと
考えております。

【北村委員長】わかりました。

これまで音声だけで、事故に遭った直後で混
乱していらっしゃる方も多かろうと思いますが、
デジタルの力を使って現場の様子がよくわかっ
てくることで、警察活動の効率化、そして効果
的な活動につながっていくのかなと思いますの
で、しっかりと県民の皆様にご利用していただ
くように、周知に力を入れていただければと要望
して終わります。

【赤木副委員長】委員長を交代します。

【北村委員長】それでは、ほかに質問がないよ
うですので、警察本部関係の審査結果について
整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時43分 休憩

午前 11時43分 再開

【北村委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後より、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

【北村委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

なお、山田委員は、請願審査の紹介議員として農水経済委員会に出席するため、本委員会出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

監査事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【上田監査事務局長】 監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

住民監査請求について。

本年6月2日、長崎市在住の個人ほか7名から本県監査委員に対して住民監査請求がなされました。

その内容は、本年4月に県が国へ認定申請を行った九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画に関して、認定申請に添付されたコミットメントレター等が「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に該当しない可能性があり、その場合には、同計画が認定される余地がないことから、認定審査の対応等を目的とした業務委託費の支払い防止等を求めるものでありました。

監査の結果、本認定申請は、令和4年4月27日付で国に受け付けられ、さらに、国から県に対して、随時問い合わせやヒアリングを行うことなどが連絡されていることから、既に国の認定審査への対応が求められており、問い合わせへの対応や追加資料の作成などが必要となることは明らかであり、そのために締結した業務委託契約は、業務の必要性、外部委託の妥当性及び契約手続等の観点で適正と認められ、違法または不当であるということとはできず、本件請求には理由がないため、これを棄却いたしました。

なお、弁護士による個別外部監査の求めについては、本件請求の監査対象が、業務委託契約の締結及び公金の支出であり、その財務会計上の違法性または不当性についての判断を行うに当たって、通常の財務事務の監査と何ら異なることはないため、個別外部監査を実施する必要があるとは認められず、また、本請求内容についての直接の利害関係がある監査委員はいないことを確認したため、4人の監査委員により監査を実施いたしました。

以上の監査結果については、8月1日付で請求人に通知いたしました。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を

終わります。

【北村委員長】次に、人事委員会事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。資料は、関係議案説明資料の追加1、及び追加2となります。

まず、追加1の2ページをお開きください。

令和4年度県職員採用試験についてであります。

大学卒業程度の「行政A」など13職種にかかる試験や、民間企業等職務経験者並びに海外活動等経験者の「行政」等の選考試験を実施し、8月22日に最終合格者を発表いたしました。

また、警察官 類（男性・女性）B試験及び警察官 類（男性・女性）A【第1回】試験を実施し、9月12日に最終合格者を発表いたしました。

警察官 類（男性・女性）A【第2回】試験につきましては、追加2の資料に記載をしておりますが、1次試験を9月18日に実施する予定といたしておりましたが、台風接近に伴い、試験実施日を10月16日に延期をいたしました。2次試験につきましては、11月中旬から下旬にかけて実施することといたしております。

追加1の資料に戻っていただきます。

このほか、高校卒業程度試験、警察官 類（男性・女性）の試験、障害者及び就職氷河期世代を対象とした選考試験の実施につきましては、追加1の資料に記載しているとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【北村委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料につい

て、説明を求めます。

【岩村会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年6月から8月までの実績は、記載のとおり6件となっております。また、入札結果につきましては、3ページから8ページに記載のとおりでございます。

次に、9ページをお開きください。

附属機関等会議結果報告について、本年6月から8月の実績は、長崎県政府調達苦情検討委員会の1件であり、その内容については、10ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【北村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【中島(浩)委員】資料の4ページ、入札結果一覧表の総合体育館の物品調達の件ですけれども、品目が「移動式バスケットゴールほか」となっているんですけれども、ほかにはどういった物品があったのか、お伺いいたします。

【高橋物品管理室長】移動式バスケットゴールほか、の「ほか」につきましては、バスケットゴールの上にショートクロックというのを付けるんですけれども、ボールを持って24秒以内にシュートが必要なので、そのタイムを表示するクロックが、この「ほか」に当たります。

【中島(浩)委員】今回の一般競争入札で1者のみの応札ということですが、通常考える

と、市内の業者でも、移動式のバスケットゴールとタイムクロックですか、調達できそうな感じがするんですけども、結果的にはこの業者しか、そういった納品の実績、または可能性がなかったということで1者の応札になったのかどうか、お伺いいたします。。

【高橋物品管理室長】入札の公告をする前に参考見積りとかを取るんですけども、その際には複数の業者から参考見積りの提出がありましたので、一般競争入札が可能だということで実施いたしました。しかし、結果的に、この1者のみの応札だったということでございます。

【中島(浩)委員】何者かは参考見積り、事前の調査の中ではあったけれども、実際に当日になったら1者だけだったということですね。

特段、期限が間に合わないとか、物品が調達できなかったとかじゃなくて、恐らく先方の都合ということで理解してよろしいんでしょうか。

【高橋物品管理室長】1者しか入らなかった要因を調査しているわけではございませんので、よくはわからないところでございますけれども、業者が入らないという判断をされたものと思います。

【中島(浩)委員】できれば、複数の方に入札して競争をしていただく方が、せっかくの入札の意義があると思うので、今後、そういった呼びかけではないですけども、対応できるような状況づくりをぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【赤木副委員長】すみません、1点だけ質問させていただきます。

収入証紙についてです。昨年的一般質問でもあったんですけど、収入証紙の運用についての見直しを行っていると思うんですが、今の検討状況について教えてください。

【岩村会計課長】現在の検討状況でございますが、キャッシュレスを進めることが県民の利便性の向上につながることから、まずは今年度中に導入予定の電子申請システムにキャッシュレス機能をつけるということで、今年度中にキャッシュレス決済が実際に可能となるよう、現在、手続を進めているところでございます。

それ以外の方法につきましても、他県の事例を参考に、例えば電子マネーによる決済とか、コンビニで支払うことができるような納付書の準備とか、そういったことを来年度以降できないかということで検討しているところでございます。

【赤木副委員長】しっかり進めていただいていると思います。

先ほど県警の審査があったんですけど、県警も証紙を使っている部署もでございます。実際、住民サービスの面を考えると、要らないところも出てくるとは思いますが、県が管轄している会計の部分と県警がうまく連携を取らないと、県警としても動けないという話を伺ったもので、情報をしっかり共有することと、連携を密にさせていただきたいと思って質問させていただきました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時42分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月28日水曜日は、午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時43分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月28日

自 午前10時00分
至 午後1時44分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	北村 貴寿 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委 員	田中 愛国 君
”	坂本 智徳 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	中島 浩介 君
”	ごうまなみ 君
”	吉村 洋 君
”	宅島 寿一 君
”	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	浦 真樹 君
企画部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
企画部政策監 (デジタル戦略担当)	三上 建治 君
政策調整課長	黒島 孝子 君
政策企画課長	浦 亮治 君
IR推進課長	小宮 健志 君
デジタル戦略課長	小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【北村委員長】おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【北村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、企画部分でございますけれども、説明資料と、追加1の説明資料を併せてお開きいただきたいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第105号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第8号)」のうち関係部分であります。

まず、分科会関係議案説明資料(追加1)の3ページと、本体の関係議案説明資料当初版3ページ、併せてご覧いただければと思います。

初めに、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で26億8,040万7,000円の増を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであり、その内訳については、別紙補足説明資料におきまして、臨時交付金充当事業一覧としてお示しをし

ているとおりでございます。

続きまして、総務分科会関係議案説明資料（追加1）の方をご覧ください。

次に、第105号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で4億5,183万1,000円の増を計上いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、特に大きな影響を受けている飲食業を早急に支援するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

その内訳については、別紙追加1、補足説明資料に、充当事業一覧（追加1）としてお示しをしておりますとおりでございます。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分、及び第105号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明を求めます。

【浦企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

まず先に、お手元の総務委員会関係議案説明資料（追加1）の方をお開き願います。

（令和5年度予算編成に向けた重点検討テーマと長崎県総合計画の見直し）

本県の最重要課題である人口減少に対して、施策の充実・強化を図りながら「新しい長崎県づくり」を推進するためには、新たな視点・発想を取り入れつつ、スピード感を持って具体的な成果につなげていく必要があることから、今般、「令和5年度予算編成に向けた重点検討テーマ」を示したところであります。

この中で、これからの県政の基軸に位置付けることとしております「子ども施策」については、令和5年度に向けても最重要検討テーマに据えており、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現のため、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境づくりのた

めの支援や、子どもたちの教育環境の整備など関連施策の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

このほか、4つの重点検討テーマを設けており、「全世代の豊かで安全・安心な暮らしの確保」「みんながチャレンジできる環境づくり」、「長崎県版デジタル社会の実現」、「選ばれる長崎県のためのまちづくり、戦略的な情報発信・ブランディング」としております。

今後、それぞれのテーマに沿って、医療・福祉・介護等の充実や長崎でチャレンジしたいと思っただけの環境づくり、デジタル化やDXの推進による暮らしの質の維持・向上、分野横断的視点やマーケティングに基づく戦略的な情報発信などについて、県議会のご意見等もお聞きしながら、具体的な施策の検討を進めてまいります。

一方、「新しい長崎県づくり」を進めていくためには、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の流れの加速など、社会経済状況の変化等にも適切に対応しながら、中長期的な視点に立ち、施策の追加や見直し、充実・強化等に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、長崎県総合計画について、目標として掲げている指標も含め、一部見直しを行ってまいりたいと考えており、今後、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見も踏まえながら、来年度早期に見直しの素案をお示しできるよう、検討を進めてまいります。

恐れ入ります、お手元の総務委員会関係議案説明資料、当初の方をお開き願います。

（長崎県M a a Sについて）

本県では、西九州新幹線の開業やI R誘致に向けて、導入の必要性が高まったことから、令和2年度に、県が主体となり「長崎県M a a S

導入推進協議会」を設立し、協議会において、昨年5月、「長崎県M a a S 導入指針」を策定いたしました。

本年4月には、本指針に基づき、交通事業者が中心となって、長崎県M a a Sの運営主体として、「長崎県M a a S 実行委員会」が設立され、去る、8月2日から本県でM a a S アプリ「my route」を活用したサービスが一部開始されたところであります。

実行委員会においては、1日乗車券のデジタル化や観光情報の提供のほか、西九州新幹線の開業に合わせて、各交通事業者が連携したデジタルチケットや、観光・商業施設等とも連携したデジタルチケットの販売にも取り組まれており、今後も新たなサービスの追加が予定されております。

県としても、実行委員会の皆様方と一緒に活用促進等に取り組み、県内外の多くの皆様にご活用いただけるM a a Sとなり、ひいては、持続可能な地域交通ネットワークにつながるよう、引き続き、力を注いでまいります。

（特定複合観光施設（I R）区域整備の推進について）

I R区域整備計画については、現在、国が設置した審査委員会において認定審査が行われているところであります。

こうした中、県では、I R区域認定後を見据え、I R導入に対する県民の皆様の理解促進を図るため、去る7月26日に長崎国際大学を会場として、九州・長崎I Rにおけるギャンブル等依存症対策やI Rがもたらす雇用創出効果に関するセミナーをオンラインでの配信も含め実施いたしました。

また、本県企業の皆様が、I Rに関連する取引の実態や仕組みへの理解を深め、I Rビジネス

スへの参入意欲を高めていただくよう、商工会議所や商工会に対する説明会を、去る6月下旬から県内各地で順次開催しております。

加えて、8月26日からは、九州IR推進協議会の主催により、地元調達促進に向けたビジネスセミナーをオンラインで配信しております。

なお、資金調達に関する企業としてクレディスイスグループとアメリカのキャンターフィッツジェラルド証券株式会社が参画されていることを公表いたしました。

両社は、既に公表しているCBREと共同で、九州・長崎IRの資金調達に取り組まれております。

今後、出資・融資に関わる企業については、事業者間の協議が整い次第、速やかに公表してまいります。

引き続き、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（デジタル化やDXの推進について）

国において、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、本年6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」が示されるとともに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」の策定も進められているところです。

本県におきましても、このような国の動きも注視しつつ、「ながさきSociety5.0推進プラン」に基づき各分野におけるデジタル化やDX推進に係る取組を推進しているところであります。

さらに、その取組を加速するため、先の6月議会において計上させていただきました「デジタルコーディネーター」につきましては、現在公募を行っているところであり、多くの応募をいただいておりますので、10月初旬頃を目途に決定したいと考えております。

今後とも、民間のデジタル人材の知見を活かしたデジタル施策の深化とともに、従来から取組を進めておりますデータ連携基盤の充実強化を図り、本県におけるデジタル化やDXを一層強力で推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【黒島政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、3ページから7ページまで、長崎県町村会、3ページから6ページ、長崎市が7ページでございます。2団体からの要望の4件となっており、それに対する県の取扱いにつきましては、記載しているとおりでございます。

以上で「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和5年度政府施策に関する提案・要望についてのご説明をいたします。

関連資料の1ページをご覧ください。

去る7月21日及び22日に実施いたしました令

和5年度政府施策に関する提案・要望について、企画部関係の実施結果をご説明いたします。

企画部関係におきましては、重点項目であるSociety5.0実現に向けたデジタル関連施策の充実・強化について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先である総務省、内閣官房の計3名に対し、知事・議長並びに副知事・副議長で要望を行いました。

特記事項として、要望時にいただいた主な意見を記載しておりますが、地上デジタル放送の安定的な受信環境確保については、共聴施設の維持管理に係る支援制度の創設について強く要望を行い、総務省情報流通行政局長から「共聴施設の維持管理に関しては管理者の高齢化や機器の老朽化など課題があり、状況を打開していきたい。」とのご意見をいただきました。また、デジタル社会の進展に対応できる光ファイバーの整備等については、光ファイバー等の超高速ブロードバンドの維持管理に係る支援について強く要望を行い、総務省総合通信基盤局長から「光ファイバーは生活インフラであり、ユニバーサルサービスとすることで支援していきたい。」とのご意見をいただきました。

デジタル田園都市国家構想については、財政支援、デジタル人材の確保など、都市部と地方における偏在が生じないように強く要望を行い、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長から「中央ばかりではなく地方を含めて活用できるように、予算編成の中で財源確保できるように取り組んでいく。」とのご意見をいただきました。

引き続き、提案要望の実現に向け、国などへ働きかけを行っていきたいと考えております。

以上で令和5年度政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明を終わります。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、28、34、45、46となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宅島委員】町村会等々から5Gに関する要望書が出てきていますが、これは政府においては、2023年度に人口カバー率95%を目指すということで計画をされているんですが、長崎県の状況は今どうなっているのか、教えてください。

【小川デジタル戦略課長】今ご質問あった5Gの県内での普及率ということなんですが、実は、総務省の方から定量的なものというのはまだ公表されていないという状況でございますけれども、各通信事業者のホームページの方で、エリア範囲ということで、地図上に色をつけた形では公表されている状況でありまして、やはり他県、首都圏と比べますと、まだまだエリアが狭いなという状況がございますので、今、そのあたりを含めて国の方へも要望を行っているという状況でございます。

【宅島委員】それでは質問を変えますけれども、今、長崎県の5Gの人口カバー率は何%なんですか。

【小川デジタル戦略課長】今、国の方から5Gの人口カバー率というものがまだ出されていないという状況でございます。

【北村委員長】長崎県内の状況はわからないのですか。

【小川デジタル戦略課長】はい。

【宅島委員】それでも2023年度の目標を目指していくわけですよね。県としては、通信事業者とどういったやり取りをするんですか。

【小川デジタル戦略課長】今、既にこの通信事業者は4社ございまして、4社が5Gの基地局の整備ということで働きかけを行っておりますし、通信事業者からのご要望としまして、アンテナ基地局を造っていくにあたってのいろんなご要望、そのエリアの中にアンテナを設置する候補地としての公共施設がどういうものがあるのかということも少しお示しいただきたいというご要望もいただいておりますので、そこをデータとしてご提供するような形で今、準備を進めているという状況でございます。

【宅島委員】この5Gをしっかりと整備することによって、過疎地域、離島にとっても都会と同じような社会生活ができるということになりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

まず、IR区域整備計画について、お尋ねい

たします。

申請しまして、認可を待ちわびているところではありますが、経済効果を高めていくという点で1点お尋ねいたしますが、長崎の課題として、夜の過ごし方というのは前々からテーマとしてありました。最近、長崎市は夜景でその時間を有効に、また地域経済活性化できるような取組が長崎市内では見受けられますが、このナイトタイムエコノミー、今回、IRのエリアの中においては、どのようなことが想定をされているのか、お尋ねをいたします。

【小宮IR推進課長】今回国に提出いたしておりますIR整備区域におきましては、現在よく言われておりますナイトタイムエコノミーとしまして、アメリカのニューヨークにありますブロードウェイの観劇等のショービジネス、あとはイギリス・ロンドンのテムズ川のディナークルーズ等々が有名でございますけれども、IR区域内に整備いたしますジャパン・ハウス等では、歌舞伎またはアニメ等を活用した演目を用意いたしております。こういったジャパン・ハウスの夜間での上映等を含め、レストランやバーなどの飲食店の21時以降の営業等も想定をいたしております。

また、大村湾を活用したサンセットクルーズでありますとか、九十九島等を巡るサンセットクルーズやナイトクルーズ、ディナークルーズ等もIR事業者において計画をされているという状況でございます。

また、隣接するハウステンボスにおいては、この間、イルミネーション等を活用した夜間のイベント等もございまして、今後、ハウステンボスとも各イベント等の調整をしながら、今、委員ご指摘のあったナイトタイムエコノミーについて、より多くの経済効果が得られるように

調整を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】いろいろ想定をされているようですので、ぜひしっかりとお取り組みいただきたいと思います。

サンセットクルーズまでは理解できますが、ナイトクルーズ、夜間に景観がどのように大村湾の中で見れるのかということについては検証の上、なかなかどの辺が魅力的なのかというのは、すみません、私もよく調査をしておりませんが、工夫をよろしくお願いします。

次に、空港とIR予定地の航路輸送に伴います空港側ターミナルの整備計画について、お尋ねいたします。

前回の委員会の時に、航路輸送についてお尋ねをいたしました。その折、課長からは、空港利用者が150万人を想定していると。7割の方が航路利用者だろうということから、100万人を超える方が利用されると。それを単純に1日で割れば2,900名ぐらいになるんです。曜日なども入れると、恐らく、週末なんていうのは、もっと数が多いのだろうと推測をされます。

そういった中で、このターミナルということについては、お客様が空港に降り立って、そしてそこから当地に向かうということ、またその逆、そういった意味で、非常に大事な場所なのだろうとっております。しっかりと整備をしていただきたいと思うんですが、現在、具体的に、どの場所においてターミナル整備を予定しているのか、お尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】長崎空港側のターミナルにつきましては、現在、安田産業汽船様が浮棧橋を設置して航路を運航されていますけれども、候補地といたしましては、今の浮棧橋等を活用されている周辺地域において、新たなターミナルビルをIR事業者において設置するという計

画でございます。

【川崎委員】大体場所はイメージできました。

船の計画は、3種類ぐらい船があって、一番大きいのは200から250名ぐらい乗られる船を想定しているということでありましたが、こういった数のお客様が乗降されるということから、待合室も、しっかりとその待合に堪えるだけの整備もお願いをしたいということと、一方、空港側、今、連絡通路がありますが、この通路、かなりの距離だと思っております。そういった中において、海外からのお客さんも多いということから、そこのところはもう少しスムーズな移動、そしてやはりしつらえといえますか、おもてなしですね、そういったことにもぜひ力を入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【小宮IR推進課長】委員ご指摘のとおり、IRを訪問される国内外の多くのお客様が長崎空港を利用されるという想定であります。IRの空の玄関口として、今後、新たに長崎空港側に設置するターミナルにつきましては、利用されるお客様が日常またはピーク時も十分に待合ができるようなスペースを確保するとともに、IRを訪問される際、お客様が空港に降り立った時に、待合の間にわくわく、どきどきするような、IRの各施設におけるエンターテインメントを少し体感できるようなものもIR事業者と今後協議の上、設置を行っていきたいと考えております。

またあわせて、連絡通路のお話もございましたけれども、今後、長崎空港を整備していく中では、空港からターミナルまでの連絡通路については、同様にスムーズな移動、ストレスなく移動ができるように、土木部等とも協議の上、調整を図っていきたいと考えております。

【川崎委員】おもてなしという観点、空港に降り立った瞬間からIRが始まっているよというところを考えると、ぜひ整備、計画をよろしくお願ひします。

次に、ギャンブル依存症対策について、お尋ねいたします。

いろいろ調べていく中で、シンガポールにおいては大変効果的な取組があつているということをつかんでおりますが、どのような取組でもってギャンブル依存症対策に効果を発揮しているのか、お尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】シンガポールの取組でございます。シンガポールは、2010年にマリーナベイサンズとリゾート・ワールド・セントーサという2つのIRが開業いたしております。開業前は、シンガポールにおいては、競馬それからロト、スポーツ賭博等ございましたけれども、本格的なカジノを含むIRについては、2010年からの開業でございます。

シンガポール政府の取組として、依存症の患者が減少傾向にあるということで、私どもが把握しておりますのは大きく3点ございます。

まず、シンガポール国民に対するカジノへの入場については、入場料を徴収するということが1点ございます。100シンガポールドル、開業当時のレートで申し上げますと80円相当ぐらいですので、1回当たり日本円で約8,000円で、現在は、150シンガポールドルになっていきますので、約1万5,000円程度の入場料が徴収されているというのがまず1点ございます。

次に、IR導入を契機に、シンガポール政府において、国家賭博依存症対策協議会というものを設置いたしまして、政府が国民に対するギャンブル依存症対策として、カジノへの出入り禁止の規則や、ギャンブル依存症のリサーチな

どに本格的に取り組み始めたというところが2点目でございます。

3点目に、シンガポール政府の保健省の管轄下に、国家依存症管理サービス機構というものを新たに編成いたしまして、ギャンブルを含むアルコール、薬物等、依存症全般の治療対策を強化したということで、民間の医療機関それからNPO法人等の協力もあつて、治療の受皿が広がっているという、これらシンガポール政府の3点の取組の効果ではないかと分析をいたしております。

【川崎委員】この取組において、依存症の患者の方が、数字がどのように低減をしたのですか。

【小宮IR推進課長】2010年にIR開業がなされた以降の調査でございますけれども、シンガポール政府においては、3年ごとに依存症の調査が行われております。IR開業前、2005年の調査では4.1%の方がギャンブル依存症が疑われるという結果でしたが、その後、こうした取組を進める中で、2008年が2.9%、2011年が2.6%、さらに2014年の調査では0.7%まで下がっており、その後、0.9%程度を推移しているという状況でございます。

【川崎委員】ということで、4.1%だったものが0.7%まで下がったけれども、今、0.9%で推移し、つまり4分の1以下になった。入場料の徴収、そして政府、さらには様々なIRカジノだけではなく、他のギャンブルについてもカバーすることによって、このような成果が出たということで、今説明いただきました。そう認識をいたしました。

日本も入場料については徴収するということになっておりますが、政府が乗り出しているということと、他のギャンブル依存症に対しても包括的に取り組んでいるということからして、

非常に参考になる事例なのだろうと思っておりますが、このシンガポールの事例も踏まえて、今回、長崎のIR、こういった対策を取り組もうとされているのか、お尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】ギャンブル依存症対策につきましては、IR整備法上も、厳格な本人確認の実施、6,000円の入場料徴収等が規定されてございます。こちらはカジノ管理委員会においても、そういった入場料の管理、依存症対策については、しっかりと事業者から報告を行ってもらうこととされております。

また、本県独自の取組といたしましては、九州各県のそういった依存症対策に携わる医療機関、相談機関も含めて、九州地方依存症対策ネットワーク協議会を発足させまして、ギャンブルのほか、アルコール、薬物、ゲーム、こういった多岐にわたる依存症対策について、人材育成の観点も含めて情報共有等を行っているところであります。

今後、IRが開業した後は、IRが中心となって、既存のパチンコ、パチスロの事業者様、そして競輪、競馬等の公営ギャンブルも含めたところで協議の場を設け、可能であれば、こういったIR事業者が中心となって、長崎モデルといったような取組ができればということを描いておられます。

【川崎委員】県民は、依存症の方が増えるということを非常に懸念されておられるわけで、まずは増やさない、そして現在苦しんでいる方についても、しっかりとカバーしていくということに取り組んで、成果を発揮していただきたいと思っております。よろしくお尋ねいたします。

次に、Ma a Sについてお尋ねいたします。

先ほどご報告もいただいて、一部、my route というサービスが開始をされたということで

ございますが、以前から指摘をしておりますけれども、Ma a Sがより現実的といいますか、必ず示された交通機関の出発時間ということが、そのとおりに物が来る、つまりバスが来る、電車が来るということがあって初めて機能するのだらうということを考えていて、つまり、遅れたとか、そういったこともカバーできるような高性能のシステムにぜひしていただきたいということをお尋ねしているところでありますけれども、6月の補正予算で、交通政策課が新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援対策のうち、公共交通機関環境整備等支援事業、約9,000万円計上をしております。こういったところと、バスロケも少し想定されているということでありましたが、連携をして何か取組というのがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

【浦政策企画課長】お答えします。

6月の本委員会におきまして、委員の方からご指摘をいただいている点のその後の状況ということだと思います。私どもは、所管の交通政策課とは同じフロアでもありますし、日頃から情報共有も図っております。また、県が主体となって設置しております長崎県Ma a S導入推進協議会においても、交通政策課もオブザーバーとして参加して、情報共有を図ってきているという状況もございます。

ご質問のありました6月補正予算のその後の状況でありますけれども、私ども、内容をお聞きしましたところ、令和4年度において、県の補助金を活用してバスロケーションシステムを導入するような検討をなされている事業者が出てきているという話はお伺いしておりますので、今ご意見がありましたように、バスロケの導入というのはMa a Sの機能充実、また活用促進

にもつながるということですので、引き続き、連携を図りながら、利便性の高いM a a S導入に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】いい流れになってきているということについては評価いたしますが、本当に出店で何でもパーフェクトに完璧なものということは難しいのだろうとは思っていますけれども、イメージとして「これはちょっとなかなか使いものにならん」みたいな評価になってくると、これまたよろしくないわけで、そのところは十分に踏まえながら、情報の発信の仕方といたしますか、心を砕きながら、後々精度も高まっていくわけですから、I Rのお客様だったり、新幹線も開業したわけでありますので、皆様に活用していただけるように、取組をお願いしたいと思います。

説明の中で、デジタルチケットの機能についてお触れになりましたが、これはどういった取組でしょうか。詳しくご説明いただきたいと思います。

【浦政策企画課長】お答えします。

デジタルチケットについてのお尋ねでございますけれども、デジタルチケット、従来の紙のチケットをデジタル化しまして、スマホで購入、利用等できるような乗車券等のことであります。

9月23日にM a a Sのサービスが本スタートということで、様々な乗車券が発売されております。9月23日の本スタートにおいては、企画切符が3種類、観光施設の入場券11施設の販売が開始されたところでありまして、既存の券と合わせて、現在19種類のデジタルチケットが販売されているという状況であります。

具体例で申しますと、例えば、交通事業者が連携した乗車券としましては、長崎スローラインきっぷというのが販売されています。島原鉄

道、松浦鉄道、J R九州の一部路線の普通・快速列車が連続する3日間、乗り降り自由の乗車券であります。

また、もう一つ事例を挙げますと、交通事業者と観光施設とが連携した乗車券であります。県営バスとペンギン水族館のセットチケットというものが販売されております。県営バス、長崎駅前から水族館前の往復とペンギン水族館の観賞券がセットになったデジタルチケットでございます。

また、このほか、長崎・佐世保エリアの観光施設入場券のデジタルチケットも販売開始がなされておりまして、こちらの方は窓口に行かなくとも、好きな時に、好きな場所で、例えば観光する前に、事前に全国どこからでもキャッシュレスで購入できるといったメリットがございます。

観光資源豊富な本県でM a a Sを展開する、あるいは定着させるためには、こういった取扱いの進化、高度化が重要だと思っておりますので、今後も、県内の周遊性を高めて、公共交通機関の利用促進を図るためにも、販売強化について図っていくということで、実行委員会の方からも報告を受けている状況でございます。

【川崎委員】キャッシュレスはもう当たり前ということで、ぜひそこは利用しながら、またサービスの拡充も、よろしくお願いしたいと思います。

最後に1点、令和4年3月17日に、「次世代空モビリティによる地勢的条件不利の克服に向けて」ということで、長崎県はプレゼンテーションを行っておられますが、その折に、空飛ぶ車について触れておられます。これはI Rの交通アクセスの充実ということで、来訪者に対する付加価値の提供、エンターテインメント性を

備えた移動の提供、本県の地域価値向上、再訪促進ということテーマにプレゼンテーションなさっておられますが、これは非常に夢がある話であって、今日も地元紙に、万博で空飛ぶ車がということで、いよいよ本格的になってきたなと思っておりますが、ぜひIRを勝ち取って、そこで空港から、先ほどの航路の利用もさることながら、新たなサービスとして具現できればなと思っているのですが、この具現化ということについて、現在どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

【小川デジタル戦略課長】空飛ぶ車につきましては、離島・半島ですとか中山間地域の条件不利地域において県民の方の安全・安心の確保ですとか、あとは県の全体的な観光振興といった視点からも、大変重要なツールであると考えているところでございます。

そのような中、本年3月、経済産業省主催で開催をされました「空飛ぶクルマの社会実装に向けた自治体プレゼンテーション」の中で、本県での空飛ぶ車の社会実装のイメージとしてユースケースの一つとして、九州・長崎IRを含むハウステンボス地域における活用というところをご説明させていただいた状況でございます。

長崎にお越しになられたお客様を長崎空港からハウステンボス地域、先ほど、わくわく、ドキドキというお話もありましたけれども、楽しく、快適に、速くご案内できるツールとして、空飛ぶ車が活用できるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、空飛ぶ車につきましては、機体ですとか、離発着場、管制の問題等々、まだまだ課題が多い状況でございます。このような中、国におきましても、2025年の大阪万博での空飛ぶ車実装に向けまして、様々な取組が進め

られておりますので、それらの動きを注視しつつ、国における検討会議ですとか、民間における研究会などへも県も積極的に参画をしながら、空飛ぶ車の本県への社会実装に向けた課題整理ですとか、その解決に向けた研究、検討に着手をし、まずは九州・長崎IRでの社会実装に向けて取組を進めていきたいと考えているところでございます。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中村(一)委員】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当の事業一覧を私、議案で質問しようかと思っておったんですけれども、質問しそびれて、お尋ねをしたいと思います。

この臨時交付金充当事業一覧の中に各分野の充当額が載っておりますけれども、26億円、地域振興部、福祉保健部、水産部、農林部ということで、全部事業の充当が載っているんですけれども、最後の土木部港湾課の事務費、空港管理費と、こう充当されているんですけれども、こういったものにも臨時交付金は充当されるんですか。

【浦政策企画課長】お答えします。土木部の事業ですので、わかる範囲ということでご容赦いただければと思います。

こちらの方は、事業名は港湾管理事務費となっておりますけれども、今回、臨時交付金を充当した内容については、定期航路事業者に対しまして、使用料相当分の支援金を給付するという内容になっておりますので、臨時交付金の充当の対象になると考えて充当していると聞いております。

【中村(一)委員】空港管理費は。

【浦政策企画課長】お答えします。

空港管理費につきましても、充当している内

容としましては、航空事業者に対しまして、同様の使用料相当分の支援金を給付するものと聞いております。

【中村(一)委員】わかりました。事業名を括弧書きでも書いていただければ。これは事務費と書いてあるものですから、そういうものに充当できるのかなと思ったものですから、質問をしました。

DXの推進について、2点ほどお尋ねをいたします。

デジタルトランスフォーメーションの推進については、県行政全てに関わる広範囲なものだけに、全庁挙げて取り組むべき問題だと思いますけれども、その辺、どのように考えているのかということがまず第1点。2点目に、実効性を確保するためにも、各年度の要するに工程表、ロードマップを作成し、いつぐらいまでに、何を実現するといったような明確なビジョンが多分必要だと思うんですけれども、今後、DXの推進に向けて、具体的にどのように進めていられるのか、この2点について、お尋ねをいたします。

【小川デジタル戦略課長】ご指摘いただきましたデジタル化ですとか、DXの推進というところは、もう待たなしの重要なテーマだと考えております。

その中でも、やはりDX、デジタル化は、いろんな分野に関係してまいりますので、庁内でも各部局長を構成員としました協議会もつくっておりますし、情報共有ですとか意見交換も進めておりますし、ながさき Society5.0 推進プラットフォームは民間の方々ですとか、21市町の行政の方々にも入っていただきまして、DXですとかデジタル化について協議を進めているという状況がございます。

2点目にご指摘いただきましたロードマップなんですけれども、先ほど申しました Society5.0 推進プラットフォームのまず目指すところが令和7年というところで設定をして取組を進めておりますので、その中で、県民の安全・安心ですとか、豊かな生活の実現、産業振興、デジタルデバイス対策といったところをしっかりと分野ごとに担当部局の方で進めていきたいと考えているところでございます。

【中村(一)委員】ありがとうございました。

全庁挙げてですので、要するに、各部の担当あたりも皆いる中で、話し合いかなにか会議をされて、そのように取り組むのですか。その辺、答弁を。

【小川デジタル戦略課長】ここにつきましては庁内挙げてということで、平田 研副知事トップで、庁内部局長も含めたところでの会議体として、情報共有ですとか、意識共有を統一しながら進めているという状況でございます。

【中村(一)委員】わかりました。

今から非常に重要な部署になると思いますので、しっかりしていただきたい。

この中で、デジタルコーディネーターということで、現在公募を行っているという記載がありますけれども、9月末をめどに決定したいと書いてありますけれども、どのくらいの応募者が来て、大体そのコーディネーターは決まったのか、そこをわかる範囲内でお願いします。

【小川デジタル戦略課長】デジタルコーディネーターにつきましては、本年6月の補正予算で計上させていただきまして、現在、公募を行っているという状況でございます。

今回は、移住ですとか、観光、物産という3分野について公募をさせていただきました。公募期間としましては、8月22日から9月18日

ということで、エンジャパンという人材募集の会社を活用しまして、全国的にホームページの中で募集をしまして、移住につきましては217名、観光につきましては284名、物産につきましては343名の計844名の方からご応募をいただいたという状況になっております。

ご応募いただいた皆様方は、いろんな分野の企業の方々にご応募いただいております。現在、最終面接というところで作業を進めておりますので、近日中にはコーディネーターとして、それぞれの分野の方々をお願いできるのではないかと考えているところでございます。

【中村(一)委員】わかりました。かなり多くの方が応募をしておられるんですね。

この応募に当たって、どのような方に決めるのか、その決定の資料あたりは、どのようにして決めるのですか。何人かでされると思っておりますけれども。

【小川デジタル戦略課長】それぞれの選定におきましては、書類選考、1次面接、最終面接という3段階で考えております。それぞれに、デジタル戦略課はもとより、各担当部局の課長とか担当職員の中で選考を行っております。最終面接は、課長級での面接で採用を決めていきたいと思っております。

その中で、視点としましては、それぞれの分野におけるスキルですとか、あとは今回、長崎でデジタル化を進めていただくということになりますので、その方の熱意ですとか、そういったところを総合的に判断させていただきながら選定をしていきたいと思っております。

【中村(一)委員】ありがとうございました。結構です。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

【ごう委員】長崎県のMa a Sのことで1点

だけ、アプリについて確認をさせてください。

今回、my routeのアプリを8月2日から本県でも活用していくということでありました。このアプリのインストール数とかというのが今現在でわかっていますでしょうか。

【浦政策企画課長】お答えします。

my routeのダウンロード数、手元の数字で、ちょっと古いんですけども、今年の6月時点でありますけれども、約32万件ということで聞いております。

【ごう委員】32万件的インストール、ダウンロード数ということなんですが、その中で、8月2日から本県がこのmy routeを活用し始めている。その本県が活用し始めてからのデータというのはありますか。

【浦政策企画課長】お答えします。

先ほどお話ししましたが、8月2日以降開始されたチケットとしては、累計で今、19種類のデジタルチケットがございます。このmy routeを活用しましてデジタルチケットを買われた方、販売実績が、8月2日から8月末までの期間で、合計で125枚と聞いております。またあわせて、長崎県内でこのアプリを利用されて長崎県Ma a Sをご利用された方、ユーザーの一日平均の人数としては、約60名程度と聞いております。

まだ開始されて2か月弱ということでありまして。実行委員会の方にもお聞きしますと、なかなかこうした実績というのは、例えば、観光客だけではなくて、地元住民の生活習慣も影響するようなものですので、徐々に実績も上がってくるのではなからうかということも聞いておりますので、引き続き実行委員会と共に、特に今後、販売促進、PRというところに力を入れていきたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございました。

今おっしゃるように、やはりPRが必要かと思っています。特に、これは観光客向けのアプリであると思うんですが、私もダウンロードして、いろいろ見ている中で、県内の方に有効に活用していただけるものだなと感じているので、県内の人向けのPRというのを積極的にやるべきではないかとも思っております。そのあたり、今、計画とかはありますか。

【浦政策企画課長】今お話がありましたように、まずは利用促進を図って、利便性を上げていくという上では、広告あるいは宣伝、PRというのが非常に大事というのは共通認識で持っていますし、事業主体である実行委員会も、そうした考えから、今後、そういったところに力を入れていくと聞いております。

今ご指摘の件なんですけれども、今考えておられる広報、宣伝のPRの様々な内容をお聞きしておりますけれども、広く言えば、ウェブ広告なんかにも力を入れていきますけれども、特に地元地域対策としては、例えば、地元で走っております公共交通機関の車体のラッピングでありますとか、もちろんこれは一般的にポスター、チラシ、リーフレット、こういったものを広く配布することで、長崎県内の周知啓発にもしっかり取り組んでいくということで聞いておりますので、県としても協力していきたいと思っています。まず足元からということで、県庁職員に対しても、しっかりこういった利便性をご認識いただくということで、庁内の定例部長会議の中でもmy routeの導入、Maasの導入についても周知を図らせていただいていますので、今後とも、県としても協力しながら、周知啓発に力を入れていきたいと考えております。

【ごう委員】ぜひ、そのあたりのPRをよろし

くお願いします。活用していく人が増えていけば、サービスの数も増えていくと思うんです。デジタルチケットの枚数とかも増えていくと思うので、ぜひ県議会の皆様方にもみんなダウンロードしていただければと思います。

もう一点、IRのことでお尋ねしたいんですけども、先日配付されました重要土地等調査法のことので1点だけ確認させてください。

この法律は、我が国の安全保障を脅かす可能性がある利用等を防ぐという目的からつくられ、9月20日に全面施行となっているわけなんです。2ページ目に、11月頃に地元の自治体に意見聴取と書いてあります。そして、3ページの方で、米軍宿舎の指定についての考え方ということで記されているのですが、今回IRが来るであろうハウステンボスの横には米軍の住宅があると。そのことは、実はこの法律には値しないわけなんですけれども、ただ、この政府の見解では、米軍宿舎の指定については、米軍との間での運用状況等を協議するとあるのですが、この協議等は国が行うのか、本県が行うのか、そこをまずお聞かせください。

【吉田企画部政策監】ただいまご質問のございました重要土地等調査法に関わる米軍関係の協議の状況については、特に本県に通知等はあってございませんので、聴取は国との間で行われているものと考えております。

【ごう委員】今、特に何もないので、国が行うであろうということですが、今後、11月に自治体に意見聴取とありますが、この時には本県としては、この土地、IRの横の米軍のことについては、何か意見を申し述べるような状況にあるのでしょうか。

【吉田企画部政策監】ただいまのご質問の点につきましては、長崎県における所管をどうする

かまだ整っておりませんので、それをしかるべき部署に決めて、その対応を図っていくということで、基地そのものは、IRに隣接する住宅地以外にも、佐世保市の中心部の港湾周辺に基地施設がございますので、基地から概ね1キロの範囲の指定となるとすれば、その辺も加味しながら、どこが所管するかを含めて検討していくことになると思います。

【ごう委員】まだ本県の所管が決まっていないということでございますけれども、IRが来るであろうハウステンボスの土地に関しても、私は、IRを所管している企画部の方で少し検討をして、何らかの意見を申し上げるべきではないかと考えております。住宅が1キロ以内、この法律には全然関係はないんだけど、やはりいろんなことが想定されることもあろうかと思っておりますので、そのあたり、IRの部局の中でしっかりと協議をし、その意見というものを国に上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【北村委員長】1時間がたちましたので、換気を含めて10分間程度休憩をいたします。

再開を11時10分頃といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

【北村委員長】委員会を再開します。

議案外についての質問を続行いたします。

質問はありませんか。

【吉村委員】さっき川崎委員からも質問がありましたが、なかなかわからないわけです。まず、Ma a Sのアプリ my route、これが基本的にどういう構造になっているのかなということから話してくれませんか。お願いします。

【浦政策企画課長】お答えします。

my route につきましては、トヨタグループが制作しているMa a Sアプリと言われております。主に3つの機能がございます。1つ目の機能としては、マルチモーダルルート検索といって検索機能でございます。こちらの方は様々な移動手段を組み合わせで最適なルートを表示するための機能であります。

2つ目の機能としては、Ma a Sの非常に大事な部分でありますけれども、先ほどからデジタルチケットという話も出ておりました予約・決済機能というのがございます。こちらの方は交通手段でありますとか、イベントの予約、決済までを一つのアプリ内で完結するという機能であります。

また、my route の一つの特色として、もう一つ機能がございます。こちらの方も先ほど話がありますが、観光面でも活用いただくことを想定しております。イベント・スポット情報ということで、地域の特色を取り込んだイベント、店舗情報の提供をするような機能を併せ持っているということで、この3つを併せ持ったMa a Sアプリということになります。

【吉村委員】大きく3つの機能があって、長崎を訪れる人、また住んでいる人にもいろんな効果があるんだというのが少しはわかるんだけど、さっき、一日当たり60人ぐらいの利用者かなというようなざっくりとした答弁があったけど、今、加入率というか、そういうものを県で把握しているのかなと思うけど、どうですか。

【浦政策企画課長】ご質問の加入率というところの数字は、申し訳ございません、把握はできておりません。少し参考になる数値としまして、長崎県内で8月2日からmy route を活用したMa a Sのサービスを始めておりますけれども、

先ほど、一日当たりの利用ユーザー数、平均60人程度と申し上げましたけれども、サービス開始8月2日以降、1か月間で、いわゆる初めてログインをした県内の方の数字はございまして、これは毎日16ログイン、一日当たり、初めてのログインが16ありますので、これの約30日ということと考えますと、500ぐらいは初回ログインとしての数字としては今あるという状況をお聞きしております。

【吉村委員】 だんだんわかってきました。まだ8月2日に開始したばかりだから、毎日毎日これをダウンロードして登録をするという人が今、月に500人ぐらいになったということで、増えていくんだろうと思うけれども、同じようなアプリというのは世の中たくさんあるので、いろいろあるんだろうと思うけど、長崎県がどういうことでこのmy routeというアプリを導入したのかなと思うんだけど、そこら辺、教えていただけますか。

【浦政策企画課長】 お答えします。

長崎県MaaS導入に当たりまして、その機能の根幹をなすシステムというのは、ご指摘のとおり、非常に重要なポイントだと考えておりまして、先ほど少しお話ししましたが、令和2年度に私ども、県内の交通事業者と関係機関含めたMaaSの導入推進協議会というものを立ち上げております。その中で、長崎県MaaSの導入に向けての指針ということで、昨年5月に長崎県MaaS導入指針というものを作成させていただいております。こういった過程の中で、県内の交通事業者との協議を重ねる上で様々な検討をなされてきた結果が、今説明申し上げたトヨタグループのMaaSを活用しているということで合意がなされて、その合意内容を踏まえた中で、実行委員会が今年の4月に

立ち上がって、民間主体でありますけれども、その実行委員会が民間主体でMaaSを導入し、今、推進しているという状況でございます。

【吉村委員】 このスケールメリットというか、より多くの人を使う共通のアプリになるということが一つの成功点になるのかなと思うけれども、今、長崎県でしているけど、例えば全国的にはどうなんだろうと思うんだけど、そこら辺、例えば、九州IRということでIRもしているんだけど、そういう共通したアプリであれば、皆さんが同じような使い方ができるんだけど、そこら辺の動きとしては、どのようになっているか、教えていただけますか。

【浦政策企画課長】 お答えします。

MaaSの利用促進あるいは利便性向上、ひいてはこのMaaSを活用した中での地域公共交通ネットワークの持続的な維持、発展ということを考えた時に、今ご指摘がありましたように、今まで、競い合うということで「競争」という言葉を使っていたんですけども、人口減少が進む中、それだと持続可能な地域公共交通はなかなか厳しいということで、最近では、ともにつくと、「共創」という言葉を国土交通省も掲げて、この地域公共交通のネットワーク構築に取り組んでおります。

そうした観点から、MaaSについても同様の動きがっております。九州経済連合会が事務局となっております。今年8月8日に九州MaaSプロジェクト研究会というものが新たに立ち上がっております。この中で、九州MaaS構築、これは機能、運用とか、そういった面をシステムも含めて、ともに作り上げていくということで、九州MaaSの構築の取組も開始したところであります。

この中には、もちろん本県あるいは県内の交

通事業者も加わっておりまして、県境を越えた広域での取組にも参加しながら、先ほどお話があったスケールメリットを活かすことで、このM a a Sの導入の例えば管理運営コストの低減にもつながりますし、ひいては持続可能なスキームの構築にも寄与すると考えておりますので、こうした取組にも積極的に関与しながら、M a a Sの推進というのを図っていきたくて考えております。

【吉村委員】そのように長崎が先頭に立ってやるようなところで動きを進めてもらいたいと思います。

それと、今、最後に出てきたけれども、さっきも出たけど、当然これは交通と例えば観光施設とかと結びつけて、それを電子決済すると。そうしたら、交通切符の分と施設の分と分けなれないわけね。だから、そういうことを運営する主体があって、そこがその運営費用というか、そういうことがかかると思うんだけど、今は、それを長崎県M a a S実行委員会がされているのかなと思うけど、最終的には、そこら辺の責任を持つのは、何か会社をつくってやるということになるのかなと思うけれども、そこはいかがですか。

【浦政策企画課長】今お話がありましたように、長崎県M a a Sにおきましては、実行委員会というのが民間事業者主体で設立されておりまして、そちらの方が様々な整備費用、あるいはランニングコスト費用の取扱い主体になると考えております。今年度、長崎県においても、当初予算で約2,800万円の予算を計上しておりまして、そちらの実行委員会に対して、事務局ということで、立ち上げの支援を行っているという状況であります。今後は、管理運営コストの発生も今後あると考えておりますけれども、引き

続き、そういった形での対応がなされるということと、あわせて、先ほど申し上げました九州M a a Sの動きがございまして、私も一度参加させていただきましたが、九州M a a Sの中でも、やはり交通事業者の皆さんは、管理コストがどうなるんだというのは非常にご懸念されているようで、そういった質問も多数上がっております。ですので、そういう声も踏まえて、九州全体で、今ご指摘のあったような実行主体といたしますか、事務局、そういったものをどうするかについても一定議論がなされるものと期待しておりますので、私ども、参加しながら、そういった議論を注視し、かつ県内の事業者の皆様とも意見交換を重ねながら、しっかり、いい形になっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

【吉村委員】今の話で、立ち上げ費用として県が2,800万円出したんだと。当然そういうことだろうなと思ったけれども、最初から民間で独立して運営できるということには、なかなか厳しいのかな。しかしながら、今、九州M a a Sの話が出たけれども、それぐらいの規模になってくると、自主自立で運営ができるというようなことが考えられるだろうと思うので、ぜひともそういうところで運営が成り立つような仕組みづくりを、それこそ九州一緒になって話合いをして、I Rも九州だからね、そういうことでお願いしたいと思います。

それからもう一つ、大阪万博で、S k y D r i v eという会社が空飛ぶ車を飛ばすと今から言っているわけね。万博はいつの話よと、まだ何年も先なんだけど。そうしたら、長崎が今やっているI R、空港からI R地域まで空飛ぶ自動車を飛ばすんだって、もっと世間に向けて、そういうものをいっぱい発出するというか、そ

いうことをしていいんじゃないだろうか。大阪万博の場合は、Sky Driveという会社があって、そこが開発しているということだろうけど、長崎のどこかの会社でもできないのか。航空機産業も全面的にバックアップをしないと、という今、県の動きの中でさ。だから、そういうのもっと宣伝して、はったりと言わないけど、それでもいいぐらいにやらないと、国が長崎にオーケーですよと言うのをただ待つんじゃないで、取りにいくぐらいの気持ちで、そういうことをやらないといけないと思うけど、いかがですか。

【小川デジタル戦略課長】まさに今、委員ご指摘がありましたとおり、空飛ぶ車というところにつきましましては、先ほどのご質問の中でも、夢があるというところでおっしゃっていただいたんですけれども、長崎の中で空飛ぶ車というところが実装されていくというところは、地元の県民の皆様方にとっても、観光客の皆様にとっても、非常に夢のある、楽しい、わくわくするものではないかなと考えております。一方で、空飛ぶ車につきましましては、これから機体ですとか、法整備等々も進めていけますし、あと住民の方々が、自分の家の上ですとか、空を空飛ぶ車が飛んでいくということになってきますと、やっぱり地元の方々のご理解等々も必要になってくるかと思えますし、県全体として、空飛ぶ車を長崎に実装していこうよ、という意識も高めていきたいと思えますので、様々な機会を捉えまして、PRですとか、意識醸成について、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【吉村委員】取り組んでいきますと言うけれども、さっきもあっていただけ、具体化のための具体的な言葉であなたたちも答弁してもらいた

いわけよ。ただ頑張りますと抽象的に言ってもね。だから、IRについては、手を挙げているのは長崎と大阪だけだから、この大阪の会社に頼むわけにもいけないのかもしれないけど、そこから引っ張ってきてでも、長崎も空港からぼんと行けるんですよ。まだマリーナもあるのよね。あそこの作り替えもしないといけないのだけど、IRの区域整備計画の中には想像図とかなんかで描いてあるけれども、もっと表にぼんと出して、こんなマリーナを造りますとか、そういう意味で、もっと広げていかないといけない。国の決定に向けて動ける部分はまだあると思うんだけど、その点についてはIR推進課長、どうですか。

【小宮IR推進課長】今現在、国の審査委員会において審査中ということがございますので、政府また審査委員会に対して、どのような働きかけができるかということではありますけれども、観光庁から示されております接触のルール等も念頭に置きながら、できること、できないことを整理しながら、今後、区域認定獲得後、改めて、そういったハーバーの整備でありますとか、空飛ぶ車の実用化に向けての具体的な検討等も進んでいくと思います。私どもも、現在、空飛ぶ車のメーカー、各事業者とも意見交換させていただいておりますので、IR事業者とも連携をしながら、実現に向けて、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】時間も少ないので、これ以上言わないけれども、そういう待ちの姿勢じゃなくて、攻めの姿勢を持ってやっていこうよ言っているのだから、そこら辺は接触のどうのこうのとかもそれはありはするだろうけど、大いにいいからは吹いてよかろうと思うし、そこら辺は長崎の魅力ということになるわけよね。だから、そ

という意味で、具体的にそういうことを検討していくということをやってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【吉田企画部政策監】空飛ぶ車につきましては、I Rに展示面積2ヘクタールの国際展示場やヘリポートなどを備えることとなりますので、空飛ぶの車の社会実証実験場としては適地であると思います。それが実現した暁には、国内外からの多くの先進視察旅行にもつながりますので、安全面や航空法などの関係法令の整備など、今後クリアすべき課題も多いことから、国の関係機関にも相談しながら、I R開業時前後の実用化に向けた調整を進めていきたいと思っております。

【吉村委員】わざわざ聞いてもいないのに、そう言ってくれてありがたいかなんかあれだけど、そう思っているのであればなおさらさ。そこまで考えていると思わないから、私の口から出たわけよ。だから、そういうものをもっと私たちにもお知らせしてくれんですか。こんなのも考えているんですよとか。そして、より具体化に向けて進めていく。できてから考えますというんじゃ、魅力が半分よね。こういうことをやるから作るんですよ、認可してくださいよという、そこら辺が順序がちょっと逆な面もあるのではないかなと思うので、そこら辺は、もっとどんどんPRしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後にあと1点、陳情・要望の件なんだけれども、さっきから聞いていた離島のインターネット通信環境の確保の冗長化、「冗長化」という意味がわからなかったものだから、さっき説明を聞いて大体わかったんだけど、結局、複数のネットワークをつくっていて、どこか1本が切れても断線しないというか、電気でも何でもな

っているよね。そういうことで、それはいいんだけど、例えば本土の郡部なんかの半島で、前から言っているんだけど、まだテレビが映らないところがあるわけよね。さっき5Gの話も出ていた。5Gは、長崎で今、どれぐらい普及しているとかね。それから教えてください。

【小川デジタル戦略課長】今お尋ねあった5Gの人口カバー率のお話かと思えますけれども、現時点で国の方から何%という定量的なところでまだ発表されていないという状況ですが、各通信事業者がホームページ上に公表していますエリア図が、地図の中に色がついて、ここは通りますよというところは見えるんですけども、そこを見ていきますと、やはり首都圏ですとかと比べると、まだまだ長崎、整備が少し遅れているんじゃないかというところで感じているという状況でございます。

【吉村委員】 そうなのよね。私たちの持っている携帯は、まだ5Gじゃないものね。ただ、こういうものが業者がエリアを表明している。だから、それをもっと積極的に情報を取って、答えられるような体制を取っていただきたいというわけよね。

それで、さっきテレビの話をしたけれども、総務省は、NHKの言葉をもって受信率の話をするわけよ。NHKは、全国100%ですよというわけよ。映っていますと。実際映っていないじゃないかとなるけど、総務省は、映っているということなので。でも、そういうこともまだあるので、長崎県の課題として、5Gもインターネットのネットワークもいいけれども、そういう通信全体の通信の過疎地域というところのカバーをきちっとやるようなこともやってほしいんだけど、そこら辺、言っただけですか。

【小川デジタル戦略課長】地上デジタル放送に

つきましても、今回、政府施策要望の中でも、デジタル放送の安定的な受信環境の整備というところと併せて、共聴施設の支援というところも要望しておりますので、ここは放送事業者ですとか総務省含めて、県としても、なかなか映らないところはあるという状況があれば、地元の自治体等も含めて、しっかりと要望等々も行っていきたいと考えております。

【吉村委員】今の答弁でひっかかったけれども、そういうところがあればじゃなくて、もう前から言っていて、改善していないのよ。だから、あるのよ。そこをわかっていて、要望しています、ばっかりじゃなくて、きちんと映るようにするというのが行政の役目だろうと思うので、しっかり取り組んでください。よろしく願います。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】IRについて、何のニュースも、何の話もないので、委員会で聞かせてもらおうと思うんだけど、まず最初に、せっかく報告を受けたので、7月26日に長崎国際大学を会場として云々と。これについて、どんな状況だったのか、聞かせてください。

【小宮IR推進課長】長崎国際大学を会場といたしまして、オンライン配信によるセミナーを開催いたしております。九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会、そして九州・長崎国際観光人材育成コンソーシアム準備会、この両協議会が主催で開催をいたしております。

目的といたしましては、ギャンブル等依存症対策への理解を深めるとともに、九州・長崎IRにおける取組の内容について情報共有を行うという点が1点、もう一点が、IRがもたらす雇用効果等について、地域活性化の観点から理解を深めるということでございます。

セミナーの参加者といたしましては、198名のご参加をいただいております。

IR事業者も参加をいたしまして、取組の内容等について説明をいたしております。

内容について、以上でございます。

【田中委員】そんなに198人もいたかな。会場が近くだったので、私も初めて顔を出してみたけれども、県の関係者は、私が知った人は誰もいなかった。あなたたち、誰も出席していないだろう。

【小宮IR推進課長】冒頭申し上げましたとおり、オンラインの配信と併せての開催でございました。私も、コロナが県内蔓延しましたので、リモート参加でいたしております、国際大学の会場には必要最小限の職員で対応をいたした次第でございます。

【田中委員】私、顔を出したけれども、誰も知った人いないものだから、どこの会場かなと思ったけれども、結論から言うと、集まった人たちが、「何だ、これは」という感じで帰る人が多かった。私もそう思ったけれども、何の知識も頭に入らない。どういう人が出席しているかなと思ったら、同じ顔ぶれなんだろうね、連合町内会長が7~8人出席していたのは見たけれどもね。あと、学生なのかな、どういう人なのか。ある程度、名前が知っている人というとおかしいけれども、顔も見て「あの人も来ている、あの人も来ている」というような感じのね、誰もいない。内容も、皆さんが不満たらたらで帰っていったような感じがするよ。大学の関係者も、どういう立場で来ているのか知らないけれども、何となくいて、帰ったというだけなんだな。何か意味があるのかなと思ってね。オンラインだから意味があるわけ。どうなのかな。

【小宮IR推進課長】先ほど申し上げました198名のうち、約8割が学生でございまして、国際大

学の学生それから県立大学の学生等に参加をいただいております。国際大学の会場でリアルに参加をいただいた方は、先ほど田中委員がお触れになりました東部地区自治連絡協議会の役員の方々、またこの主催であります大学の関係教員等でございます。

アンケート調査の結果、IRの雇用またはビジネスに対して期待をしている、またはやや期待をしているというご意見が7割を超えるという結果でございますので、私どもといたしましては、このセミナーは有益であったと分析をいたしております。

【田中委員】今、30年前を思い出しているんだけど、ハウステンボスができるという時には、地元の高揚感があったよ。佐世保市行政当局も含めて、本当の本当の地元の人たちもね。結局、テンボス、びっくりするような施設ができたわけだ。草ぼうぼうのところにあれができたわけだからね。今度のIRに関しては、地元でそういう空気は一切感じないね。むしろ、今びっくりしているのは、自治会を中心に、地元の反対運動がどんどん、どんどん広がっていつている。なぜか。わからないから。不安感なんですよ。どういうものができるのかもわからないし、どうなっているのかもわからないし、何もわからない。私も聞かれるけれども、私もわからない。委員会で聞かないとわからないぐらいだから。だから、そういう地元のIRに対する期待感、極端に言うと、今、一切ないね。そういうのが地元の実態だということを理解してほしいと。

そこで、国の方の関係で言うと、どんな感じなんですか。いつ頃決まりそうで、どうなんですか、聞かせてください。

【小宮IR推進課長】4月27日に国へ区域整備計画を提出して以降、現時点において、国から連

絡等はあるってございませんので、間もなく、今後の審査のスケジュール等の連絡があるものと認識をいたしております。

【田中委員】しかし、常識的には、年内は無理にしても、年度内には決着つくんでしょね、来年の3月までには。どちらにしても、イエス、ノーにしても。

【小宮IR推進課長】観光庁からは、認定の時期等についてもまだ明確に示されておりませんので、これが年内または年度内に決まるかどうかということも、不確定な状況でございます。

【田中委員】結局、出すことは出したけれども、あとどうなるのか、県もさっぱりわからないというわけ。いつ頃決まるかも。イエス、ノーが決まる、決まらないは別にしても、結論が出るのが。私は、年度内ぐらいは大体決まるんじゃないかなと。イエス、ノー、どちらにしても、来年の3月までぐらいには。それもわからないという感じならば、皆目わからないんだろうね。そうすると、あと議論する必要もない。いつのことかわからないわけだからね。

私は、来年1年ぐらいは準備期間にしても、6年、7年、8年ぐらいにかけて、計画によると事業が始まって、9年度ぐらいにオープンするというような流れを県から聞いてはいるので。しかし、企業からは一切聞いたことない。話もしたことないから。だから、どういう企業がやっているのか、佐世保市内に連絡所でもあるのか、そういうものも一切わからないし、本当にIRはどうなっているんだろうという感じがする。全然話として出てこないから。

県庁内の対策はどうなっているんですか。例えば、この前、たまたま委員会で県警が担当だったので、県警の皆さんに聞いてみた。準備は進んでいますかと。建前は、できるということを前提に

準備を進めておられると思うからね。しかし、具体的な話はなかった。県警は企業とも接したことはないという話だった。オーストリアの長崎県が認定した企業ともね。だから、防犯関係とか治安関係なんかで私は質問したんだけどね。

今、地元で一番困っているのは、治安対策がどうなるのか。ハウステンボスが外資系という形に9月30日でなるのかな。中国の資本にね。そうすると、いろいろな中国の人たちが入ってくるだろうし。外国人が入ってくるという意味合いなのね、企業に。ハウステンボスもそうだ、I Rももちろんそうだ。地元はどうなるの。だから、治安対策が一番大事ですよ、県警の方は少し準備をしてくださいという話をしたんだけどね。私は県警に要望させていただいた。できれば早岐警察署の分室ぐらいのものは、治安対策を地元に見えぬ形をお願いしたいという話はしておきましたけれどもね。

何の話もないし、何の対策も聞こえてこない。どうなっていますか。

【吉田企画部政策監】3点ほどご質問の内容があったと承知しております。

まず、審査委員会についてですが、これは実際のところ、審査の進捗状況等について、また今後のスケジュールについても、一切県に知らされておりませんので、これにつきまして出せる情報はないということについては、ご理解を賜りたいと思います。審査委員会の委員や事務局に対して、県からの接触自体を禁止されておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、県の推進体制でございますが、平田研副知事をトップとした長崎県I R区域整備推進会議を設置し、知事も臨席の上で、定期的に関係をいたしております。具体的に、その中で今、協議の話題として最近挙がっておりますのは、県産

木材を何とかI Rの施設で活用する方向で調整をできないかということで、農林部を中心に、この辺の動きをしていただいているところでございます。

それから、3点目の治安対策でございます。地元の治安、安全・安心が最も大事であると私どもも考えておりますので、先ほどお話のございました県警などの防犯関係機関も参画をいただいた安全安心ネットワーク協議会の準備会というものを立ち上げておりますので、引き続き区域認定後は、これを安全安心ネットワーク協議会ということで格上げをいたしまして、治安を含めた安全・安心対策に対処していきたいと考えているところでございます。

【小宮I R推進課長】政策監が答弁した内容に1点補足をさせていただきます。田中委員が県警本部にご質問されたI R事業者との意見交換、接触等に関しまして、昨年度から、I R推進課に警察官を1名配置していただいております。I R事業者または地域等への治安または組織犯罪対策、青少年等については、I R推進課に配置されました警察職員が対応しておりますので、県警本部または早岐警察署等が直接そういったI R事業者と意見交換をするという実態は、現時点において発生していないという状況にあるかと思っております。

【田中委員】質問の趣旨を取り違えているよ。早岐警察署が企業と会えとかなんとかじゃない、県警として準備をしているのかというだけの話だ。それには情報がないと、県警だって準備のしようがない。その情報を本当にたくさんお持ちですかというような雰囲気でお話をし、いや、そういう接触はありませんという話だ。

だから、皆さん方の県の行政内だって、横の連絡がうまくいってないよ。端的に言うと、交通渋滞対策も一つの大きな対策。あなたたちは空飛ぶ

自動車ですべて解決するならば、それはそれでいいけれども、今そういう話を委員会で政策監が堂々と、それは吉村委員が質問したからであるんだろうけれども。明日の新聞に載るかな、空飛ぶ自動車がI Rで立つよという話が。こんな荒唐無稽な話じゃなくて、まずは具体的な話から詰めてもらわないと。治安対策それから交通渋滞対策、雇用の問題だって、もちろんその少し先の話なのでね。

だから、交通渋滞対策で言うと、船の交通は、安田産業汽船だけが専用でやるんですか。そこら辺はどうなんですか。

【小宮I R推進課長】安田産業汽船様におきましては、今現在、長崎空港とハウステンボスの航路を運航されておりますので、I R事業者において、安田産業汽船様と協議を行っているという報告は受けております。

安田産業汽船様だけかということでも申し上げますと、他の交通事業者等とも協議、調整が調べば、新たな参入は可能性としてはあり得ると認識しております。

【田中委員】それで言うと、例えば、バスの運用等々に関して言うならば、県営バスもあるから、従来は、私は県営バス中心にやってもらおうなんて思って動いたこともあったけれども、県営バスもある、西肥バスもある、長崎バスもある、できれば県内バスを使っていたきたいですね。しかし、県外の企業だって、もう事業所を設置して、佐世保市内でやっているものがある。これはどういうことかということ、外国船が入ってきて、浦頭からのお客が利用するというので、県外の事業者が、私はびっくりしたけれども、ある場所で20台以上のバスがだあっと並んでいる。初めて見た。三川内、県境なんだけれども、そういうものが進出してきたりしているから、いろいろなことがあるんだと思うけれども、端的に言って、土木部と

はどういう話をしていますか。

我々は土木部とはいろいろ交通渋滞対策で話して、決まっているのは、ハウステンボス線を4車線にしようという話と、それから県道南風崎停車場指方線の針尾橋工区を1車線増やそうと。それから、指方交差点の左折帯を作ろうと、今決まっているのは、この3つですよね。もう少し進んだ対策を取らないと、そのくらいでは解決しないと思うけれどもね。針尾バイパスの進捗が一番だということで、私も相当土木部にはお願いしているけれども、あなたたち、横の連絡でどうなっているのか。

端的に言うと、土木部と、治安対策の県警、連絡をもう少し密にするような対策をそろそろつくりたいと、もう半年でしょう。私の感覚では半年と思っている。来年の3月までぐらいには決まると。今、課長からは、いつになるかわからない、皆目検討つかないという話なのでね。だから、もう少し県庁内も雰囲気づくりが出てくればいいんだけれども、I Rについては、土木でもほとんど話を聞かない。

ということで、どうなんですか、土木との関係、大きな窓口でいつも対策会議をやっているんですか。交通渋滞対策。

【小宮I R推進課長】I R推進課に土木部の職員も在籍をしております。日頃から、道路関係、また港湾関係等については情報共有を図り、今後の対策等についても検討を進めております。

また、渋滞対策等につきましても、地元佐世保市を中心として、ハウステンボスまたは地域の住民の代表の方々等も含めて協議を行っております。

I R開業時に、どのようなAI、IoTの新技术があるかということも踏まえて、ハード整備それからソフト対策併せて、引き続き検討の場を設けていきたいと考えております。

【田中委員】一つお願いしておきたい。IRとは直接じゃないけれども、10月8日に、ハウステンボスの大々的な花火大会があるみたいな話なのよ。この前も、地元の町内会あたりでは、通行止めの通行証が配られた。地元の道で、通行証を持たないと通れないんですよ。これは早岐警察、交通課が協力してやっているんだろうと思うけれども、道路が何本も通行止めなんだから。カードみたいなものを車に載せておかないと、地元の人が通れない。そういう渋滞対策も行われているので、プラスIRとなると、これは増えるのは間違いないのでね。8日は、土木部任せにしなくて、あなたたちも少し関心を持って交通渋滞対策を現地で見てください。お願いしておきます。

【吉田企画部政策監】10月8日の花火大会につきましては、昨年11月の大渋滞を教訓といたしまして、ハウステンボスを中心に調整が進められておきまして、国の関係機関でも、その日は渋滞が予測されますといった事前の告知、また県土木部でも同様の告知をすることにしておりますし、また当日、私も含めて現地へ赴きまして、渋滞の状況などをつぶさに調査をしたいと考えているところでございます。

【北村委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分より再開をいたします。

しばらく休憩をいたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

質問はありませんか。

【赤木副委員長】お疲れさまです。幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、議案外の中でも質問があったんですけども、デジタルコーディネーターについて

お話を聞きたいと思っておりました。

800名以上の方が応募をされたということで、それは本当によかったなと思っております。実際私も、公告を多分10回以上拝見して、私も合致する人材なのかと思うくらい出てきたんですけども、ただ打ち出しは、長崎県初の副業デジタル人材ということで、また変わったことをして、多くの優秀な人材を集わせることに尽力をされたんだなと思ったのですが、こういった方が現時点多いのかなというのをお聞きしたくて。わかりますか。

【小川デジタル戦略課長】先ほどご説明させていただきました3分野、移住、観光、物産と、それぞれの分野ごとに募集をさせていただいております。ご応募いただいた方々は、様々な分野、企業にお勤めの方々がいらっしゃいまして、一番多かったのはデジタル系の会社、いろいろなプラットフォームと言われる会社の方も多かったんですけども、その他に、生命保険の会社の方ですとか、交通事業者にお勤めの方、あとコンサルタントの会社にお勤めの方々、様々な方がスキルを持たれており、それぞれの分野でデジタル化について取組をされていらっしゃる方からご応募をいただいているという状況でございます。

【赤木副委員長】わかりました。

その人がどういう企業に勤められているかよりは、能力というか、本当に長崎県のために貢献していただく方をまずは優先して、これから選考は始まるのかなと思っております。なので、すごく魅力的な方に来ていただいて、参画していただいて、さっき言った3分野に、既存のものと、そしてどう変わったのかというのがしっかりわかるようにお示しいただきたいと思っております。それをわかりやすくしていただくよう、要

望させていただきたいと思います。期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

先ほどから、IRにも関連していたんですけども、空飛ぶ車に関して、委員の皆さんもかなり関心が高いのかなと改めて思う質問がございました。私も、とてもわくわくしておりますし、ぜひ長崎でも早く空飛ぶ車が見れるようにしていただきたいと思っております。

ただ、先ほどおっしゃったように、そこに至るまで多くの障壁があるなというのも理解しているところです。だから、その前に、長崎県内にもドローンの事業者さん、たくさんいらっしゃいますが、ドローンのレベル4を早くやりたいんだという企業さんも県内にいらっしゃいます。そこに対しての支援ですとか、県で考えている何かできる取組等ありましたら、教えてください。

【小川デジタル戦略課長】空飛ぶ車も含めて、ドローン、次世代空モビリティと言われるものについては、いろんな分野での活用というのが期待されるかと思っております。実際に今年の12月からドローンのレベル4ということで、目視外の飛行というところも法的にも認められるようになってきますので、さらに活用の幅は広がってくるのかなと思っておりますし、県内でも、そういう事業をされていらっしゃる方も、それぞれのビジョン、チャンスも生まれてくるものと考えております。

そこに対する県の支援ということなんですけれども、県の方で準備をさせていただいていますが、1つは、実装を前提とした実証事業について、加速化補助金ということで、今年度は既に決定してしまっているんですけども、準備をしておりますし、そういう実証に対する補助というものは一定させていただくような形

で制度としては持っているという状況でございます。

【赤木副委員長】今年度やられていることもお話しいただきました。それは方向としては、来年度もやっていくという意気込みであったのかなと。まだこれからだとは思いますが、わかりました。

実際事業者さんとお話する中で、レベル4の機体というのは、ものすごく高価でもありますし、ただ今のマーケティング、長崎県の利用される方のパイの話をよく聞くんです。実証実験という段階で、国もしくは県、行政からの補助があれば、実験として運航することは可能なのかもしれないんですけども、実際は、もう民間だけでというか、本当に利用者さんの中でのやり取り、金銭等のやり取りで、しっかり事業として成り立つようにすることが最後の目標になるのかと思います。そこに至るまで、まだまだ時間がかかるんですけども、今、離島の方が住民の方の理解というのは広がってきているので、やりやすくはあるんですけども、先ほど言ったマーケティング、パイのことで言えば、なかなか厳しいというのがあります。なので、人材育成も含めて、今の事業者さんが、まずは実験の中でのかもしれないですけども、しっかり事業として成り立つまで支援をしていただきたいなど。それがもっと本土の方でも理解が広がって、事業として成り立つように、しっかり支援をしていただきたいと思っております。

そこをやっていただくのと、先ほどの空飛ぶ車まで、いろんな段階があるのかと思いますが、私自身は、この前の一般質問でもさせていただいたように、ロードマップを作成するのが必要なんじゃないかと思うんですが、今、そういったお考えはあるでしょうか。

【小川デジタル戦略課長】まず、1つ目の人材育成の件につきましては、県の中でも、ドローンの関係事業者の皆様方のドローン連絡協議会が組織されておりまして、そこには県もオブザーバーとして参加をさせていただいているのですが、その中で人材育成という取組をされていますので、そこに行政としての役割ですとか、サポートという部分がありましたら、積極的に関与していきたいと思っております。

2つ目のお尋ねで、ドローンの導入についてのロードマップというお話でございます。現時点では、ながさき Society5.0 推進プランということで策定をしている中に、そのプラン自体は令和7年度を目標にしております、その中には、様々なツールを活用したMaaSをはじめとした交通手段の導入というところで、まだドローンという具体的な書き込みはできておりませんし、ロードマップという形でも、今、具体的にいつまでに、どういうところというところまでまだしっかりと書き込めていないところがございますので、国の法制度の改正も踏まえまして、今後、そこをしっかりとKPIというか、ロードマップを見据えながら策定していきながら、県としてのドローンの導入というところについても取組を進めていきたいと思っております。

【三上企画部政策監】空モビリティについてご関心、ありがとうございます。長崎県での空の利活用につきましては、実は、九州内の他県を見ると、やや遅れていたものではございますけれども、ドローンの活用につきましては、昨年12月、出島メッセで開かれたICTフェアの場で、3分の1近くのブースをドローンの関係者が出ていただきました。ドローンを使う、ドローンの利用者、ライセンスを取るとか、そ

ういったビジネスをはじめ、農水産の現場で使われる、土木の現場で使われる、非常にビジネスとして裾野が広く、ビジネスとして可能性があると思っております。

県としても、この分野を他県に負けないよう進めていきますとともに、九州の中では大分県が進んでいるところでありますけれども、今、大分県それから九州経済産業局とも連携取りまして、長崎県、出ていけるように頑張っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

【赤木副委員長】おっしゃるように、大分県、進んでおりまして、実際、空飛ぶ車が飛んでおります。そういう実験の場としても長崎、魅力的なところがあると思いますし、多くの事業者さんが参画できるように動いていただきたいと思っております。

先ほど吉田政策監からも、IRの場で空飛ぶ車もぜひというお話がありました。それは目標として結構明確に言っていただいたなと思いますので、実際目標が年数として決まったのであれば、それに向けて、今どうすべきかというその指針というか、ロードマップ、これからまだまだ検討が必要だと思いますけれども、私自身は必要だと思いますので、それをうまく進むように、これからも一生懸命動いていただきたいと思っておりますし、応援をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

この分野ばかりで恐縮なんですけれども、今、Web3.0が叫ばれております。メタバース、IoT、RPA、NFT、AI、仮想通貨等、群馬県ではWeb3.0の推進プロジェクトチームが立ち上がりました。ほかのメタバース、IoT、RPA、AIとかはいろいろ聞いてはいたんですけれども、Web3.0領域に対しての

魅力はかなりあるなど。今までG A F Aが独占していた部分に対しても、中小企業でも、今の段階では参入できる可能性というのは大いにあると思うんですけれども、その魅力を県としてどのように認識して、どうしていこうと考えていらっしゃるのか、今どのように認識されているのか、お尋ねいたします。

【小川デジタル戦略課長】今ご指摘いただきました、まさにWeb3.0メタバースですとか、ブロックチェーンを活用したNFTですとかいうところは非常に魅力的で、かつ今後のデジタル社会の中で、県の産業振興ですとか地域振興へ向けては非常に有効なツールではないかと認識をしているところでございます。ただ、NFTについても、メタバースについても、まだまだこれから法的なところも含めて整備が進んでいくところになりますし、検討が進んでいくと考えています。

現在、実はつい最近なんですけれども、西海市と西海クリエイティブカンパニーという地元の会社が、西海メタバースアカデミーというものを開催されておりまして、県の職員も多数そこに参加しながら、メタバース、Web3.0についての知見を深めているという状況でございますので、どう地域振興ですとか、施策に反映できるかというところは、しっかりと検討を進めながら、導入に向けてやっていきたいと思っております。

【赤木副委員長】ありがとうございます。西海クリエイティブカンパニーさんもかなり進んでいらっしゃいますし、おもしろい方々もいらっしゃるので、私自身もかなりお付き合いをさせていただいて、いろいろ勉強させていただいております。西海クリエイティブカンパニーだけじゃなくて、長崎市内の企業さんも、行く行く

はブロックチェーン型のメタバースをつくらうという動きもあります。これはまだなんですけれども、今そういう動きもされていますし、まだまだ可能性を多く秘めている部分もありますので、サポートをしていただきたいなど。いろんな形で支援、情報提供とかしていただきたいと思います。情報提供は、企業さんの方が早いのかなとは思いますが、ただ県としても後押しをしていただきたいと思っております。

話は戻ってしまうんですけれども、Web3.0の推進プロジェクトチームは群馬県はつくったと、まだわからないところはたくさんあるにせよ、県としても後押しするんだと、ある意味、打ち上げ花火的にそういうチームをつくったということは日本全国でも報道がされて、「ああ、推進していくんだ」という気概というものを感じるんですけれども、長崎県として、そういうお考えはありますか。

【小川デジタル戦略課長】まさに民間の方々も含めたところでのWeb3.0ですとかNFTの活用といったところは、協議ですとか検討、意識共有が必要だと思っております。その中で、先ほどお話しさせていただいた民間の方々との組織体として、ながさき Society5.0 推進プラットフォームというものを組織しております。その中で、課題解決ワーキングという場をつくっております。その中で、地元のいろんな地域課題を実際のツールを活用して解決していこうというところを民間の企業さんですとか、市町を含めて今、協議しているんですけれども、その中に一つ大きなテーマとして、Web3.0ですとかNFT、メタバースといったところを一つの大きな柱として協議を進めていきたいと考えております。

【赤木副委員長】私自身、まだまだわからない

ところもあって、いろんな企業さんと連携しながら勉強を深めているところで、その分野だけでも大きな可能性を秘めているなと思っているところです。なかなか既存の企業さんがすぐ理解できるかといったら、まだ難しい部分があると思いますので、そこはわかりやすく、そして参入しやすくするのも行政の役割じゃないかと思っています。ぜひ県としても強力で推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

午後 1時43分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時44分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月29日

自 午前10時00分
至 午後2時58分
於 委員会室1

市町村課長 大塚 英樹 君
土地対策室長 兼武 寛 君
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君
県庁舎跡地活用室長 鯨臥 富生 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 北村 貴寿 君
副委員長(副会長) 赤木 幸仁 君
委 員 田中 愛国 君
" 坂本 智徳 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 吉村 洋 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 早稲田智仁 君
地域振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 渡辺 大祐 君
地域振興部次長 鳥居 祐輔 君
地域振興部次長
兼交通政策課長 小川 雅純 君
地域振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 坂田 昌平 君
地域づくり推進課長 宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 山下 公誉 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【北村委員長】皆様、おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより地域振興部関係の審査を行います。
審査に入ります前に、理事者側から人事異動に伴う新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【早稲田地域振興部長】おはようございます。
本日、出席しております幹部職員のうち、7月1日付で発令がありました職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。
よろしくお願いたします。

【北村委員長】ありがとうございました。
それでは、これより審査に入ります。

【北村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。
地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳出予算で合計6億3,874万円の増となっております。これは、JR九州におけるポストコロナに向けた利用促進策等の推進のための支援や、燃油価格高騰により厳しい経営環境にある貨物運送事業者の事業継続のための支援に要する経費であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】次に、次長兼交通政策課長より、補足説明を求めます。

【小川次長兼交通政策課長】燃油価格高騰に係る貨物運送事業者に対する支援策及び新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援策についてご説明いたします。

お手元に補足説明資料を準備しておりますので、ご覧いただければと思います。

まず初めに、上段部分の燃油価格高騰に係る貨物運送事業者に対する支援策につきましては、現状としまして、県内の貨物運送事業者は、地域住民の生活物資などの輸送に重要な役割を担っておりますが、昨今の燃油価格の高騰により経費が増加しているため、一般貨物自動車運送事業者及び離島への貨物航路事業者については、経営環境が厳しい状況であります。

そのため、燃油価格高騰の影響を受けている一般貨物自動車運送事業者及び本土から離島へ生活物資を輸送する貨物航路事業者の事業継続のための支援として、各貨物運送事業者の保有する車両数または船舶数に応じた支援金を交付することとし、予算額3億8,674万円を計上しております。

次に、資料下段部分の新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援策でございますが、今回は、JR九州に対する支援策につ

いて予算を計上しております。

現状としましては、県内の主要な鉄道事業者であるJR九州においても、他の交通事業者と同様、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、鉄道事業収入が大きく減少している状況であります。

そのため、今後も引き続きJR九州における鉄道事業の維持を図るとともに、ポストコロナに向けた利用促進策の推進や、ICカード導入などをはじめとする地域住民、観光客などの利便性向上のための取組に対し、支援金を交付することとしており、予算額2億5,200万円を計上しております。

なお、今回の2つの事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

以上が各事業の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村(一)委員】今、説明を受けましたけれども、何点か質疑をしたいと思います。

まず第1点目は、この貨物運送事業者あるいは交通事業者あたりは、佐賀県は6月に補正予算を組んでいるみたいですがけれども、9月定例会になったのはなんでかということと、要望書が上がったから、それに向けて応えたのか。

それと、1事業者当たり500万円の上限ですが、この根拠を、もう少しきめ細かに説明していただきたいと思います。その2点をお願いします。

【小川次長兼交通政策課長】まず、第1点目でございますが、なぜ今回、9月補正の対応になったのかと、佐賀県では6月補正等で対応しているけれどもということでございますが、佐賀

県の補正というのは、この貨物運送事業者だけではなく、産業労働の全ての団体に対する支援を産業労働部局で行っており、その中の一つに貨物運送事業者が対応していたというところでございます。

今回、私どもの方で9月補正でお願いするに至った経緯と申しますのは、6月の時点ではトラック協会等からの要望もあってなかったというのもあります。また、九州各県の対応について調査をいたしましたところ、まだその方向性も出てないというところもございましたので、事業者の状況をよく把握をした上で支援を検討した方がいいのではないかということで9月補正で対応させていただいたところでございます。

もう一点が今回の補正予算の概要でございますが、今回、一般貨物運送事業者につきましては、過去3か年間の燃料費の平均額と直近3か月の燃油価格の額を比較いたしましたして、その差額に年間の使用料等を乗じて、それを全体の台数で割り込んだ平均値を取ったということで、年間の増高経費の約2分の1を今回支援させていただくという単価が、この価格になっております。

なお、一部は燃油サーチャージ等で物価等へ転嫁することも可能という分がございまして、そういう分については一部控除させていただいておりますが、基本的には年間の2分の1という形で、増高経費の2分の1という格好での支援とさせていただきます。

また、上限を設けているということについては、多くの台数を所有する事業者になりましたら、仕入れ価格等を含めたコストについても、スケールメリットも当然出てくるかと思っておりますので、できるだけ幅広く多くの事業者に支援をさせていただきたいという思いから、

今回、上限を設けさせていただいたところでございます。

【中村(一)委員】 ありがとうございます。トラック業界あたりから要望が上がって、早急にこの議会に支援策を打っていただいたことに本当に感謝をしているところでございます。

2番目の、1事業者上限500万円ということですが、大手あたり、本社、支社が長崎県にある事業者には支援を行うということで、本社、支社等の税金あたりは県内に納めてあるんですか。フランチャイズあたりは全部本社に持っていけますけども、支社等の納税あたりはどういう状況ですか。

【小川次長兼交通政策課長】 その辺の納税の状況は、詳細には確認しておりませんが、例えば、一定の要件として地元の運輸支局にきちっと車両として営業登録をしていること、また、大手については、ほとんどトラック協会への加盟もされておりますが、そういうことの内容を確認しながら対応していきたいということで、今回、台数を計上させていただいているところでございます。

【中村(一)委員】 なんでかという、補助金はもらって、税金は、法人税とかそういったものは東京にいたり、大阪にいたりというようなことですので、納税をちゃんとしているところには支援を行うというようなことで、もう一度確認をしていただきたいと思います。

それで、1事業者上限500万円ということですが、一番下の方はどのくらい、10万円とか20万円とかなんでしょうけれども、その辺、下限と上限を教えてくださいと思います。

【小川次長兼交通政策課長】 1事業者当たりの500万円上限となりますと、所有台数におきまして、その上限がなければ800万円、900万円と

なるところを500万円上限という事業者もござ
いますし、保有台数が少ない事業者については
4万円とか8万円とか、そういう事業者もいらっ
しゃるといところで、各事業者ごとの台数を
把握しております。そこは運輸支局に登録台数
等含めて国の資料も確認をしながらチェックを
していくようにしております。

【中村(一)委員】 ありがとうございます。終わ
ります。

【北村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

まず、生活物資を輸送していただいているエ
ssenシャルワーカーである貨物運送事業者に
対する支援を行っていただいたことについては、
感謝申し上げたいと思います。事業の構築の背
景や支援の単価の導き方について、今、質疑を
聞いておりまして理解をいたしました。

まず、細かいことで恐縮ですが、対象となる
会社の数と、貨物用普通車牽引車、1台当たり4
万円に該当する車両、もう一つ貨物用小型車2
万円に該当する車両、この台数についてご説明
いただきたいと思います。

【小川次長兼交通政策課長】 お答えいたします。

一般貨物運送事業者及び特定貨物運送事業者
につきまして、7月31日時点で把握しておりま
す台数でございますが、事業者数が501社、普
通車が7,891台、牽引車が482台で、小型車が495
台ということで確認をいたしております。そ
の分で今回の予算を計上させていただいてい
るところでございます。

【川崎委員】 今おっしゃった台数に単価を掛け
ると、この予算額になるということで理解いた
しました。

先ほど、500万円、いわゆる頭打ちという話
がありましたが、この500万円で上限に達する

企業は、この501社のうち何社ぐらいあるんで
しょうか。

【小川次長兼交通政策課長】 今の状況で、この
500万円の上限に係る事業者は7社ということ
で把握しているところでございます。

【川崎委員】 参考までに、先ほど、800万円、
900万円に達するところもあると説明がありま
したが、実際、一番マックスの会社は、上限を
無くしたとしてどの程度の額になるんでしょ
うか。

【小川次長兼交通政策課長】 一番最大の事業所
となりますと、約1,680万円ほどになります。

【川崎委員】 1,680万円が500万円というこ
とであると、まだ負担が、燃油価格高騰で支援は
していただくものの、なかなか、まだまだ厳し
い企業が中にはあるのかなということを実感い
たしております。

先ほどの説明では、過去3年間と直近の3か月
との燃油単価の比較ということでありましたが、
要は、現時点で言えば過去における経費増の支
援と理解いたしましたが、燃油価格が下がって
いけばいいんでしょうけれども、どうも高止ま
りといいますか、なかなか下がっていかない状
況であれば、物資に価格転嫁を促してスムーズ
にいけばいいんですけど、この間、なかなか価
格高騰については、コストをずっと自分で負担
をしなきゃいけないという状況が長く続くよう
な感じもいたしております。

お尋ねしたいのは、今後、こういった状況に
おいて支援に関しての県の見解をお尋ねしたい
と思います。

【小川次長兼交通政策課長】 まず第1点目の今
回の補正についてでございますが、過去のもの
に対する支援というよりは、過去3か年の平均
の燃油価格と直近の3か月の燃油価格を比較い

たしまして、その増高している分を年間の増高経費として見立てて、それに対する支援という形でしておりますので、今年度の増高経費分の支援という認識で今回の予算は組ませていただいているところでございます。

また、今後のお話でございますが、6月補正の公共交通事業者への支援、今回の貨物運送事業者への支援につきましては、補正予算の内容について県内市町へも情報提供をさせていただいております。今後も各事業者の状況を注視しながら、また、県内各市町における支援状況も勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】最後に要望ですけど、今回、国において地方創生臨時交付金を積み増しをしていただくということ、それが様々な物価高に対する支援もメニューの中に入っているやに聞いておりますので、今後、こういった価格のことも注視しながら、引き続き、市町と連携しながら、ぜひ支援についてしっかりと検討していただきたいと思っております。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】やっていることはいいので文句言うことはないのだけど、わからないところで、今、貨物運送事業者への支援について、金額が、計算式を、何らかの根拠をもってやらないとしようがないんだろうけど、今の経営状況というか、貨物業者ばかりじゃなくてどこでもだけど、なかなか大変というのがあって、それは予算に限界もあるということを考えれば、ここがいっぱいなんだろうということにならざるを得んのだろうけど、今、川崎委員からも質問があったように、果たしてこれである程度ひと息つけるのかなというところが気になっております。

年間1台、貨物普通で4万円、貨物小型で2万円、これを12月で割ると、それは増高分を考えてという話だったけど、とてもじゃないけど、全体の経営を考えると焼け石に水ぐらいのものにしかならないのかなと思ったりするけど、そこら辺、当然、事業者と意見のやり取りとか、話を聞いたりとか、状況説明を受けたりとかしたと思うんだけど、肌感としては、どのような感じを受け取りながら、この予算立てをされたのかをちょっとお伺いしたいと思いますけど、いかがですか。

【小川次長兼交通政策課長】今回、予算編成に当たりまして、トラック協会を含めて各事業者の状況の確認をさせていただいたり、また、九州各県のこの支援に対する状況の確認をさせていただいております。

その九州各県の中では、私ども、決して低い支援という感じでは考えておりません。また、委員ご指摘のように、各事業者ごとに経営状況が違うという認識をしておりますが、県で支援しようとする場合には、各事業者ごとにとというのは、なかなか難しいというもございまして、そういう意味で平均的な値を用いて支援をさせていただいたところでございます。

先ほどもご説明いたしましたように、今後もしそういう事業者の状況の確認とか、また、各市町におきましても、いろんな検討をされているというお話をお聞きしておりますので、その状況も勘案しながら私どもとしても引き続き検討してまいりたいと考えております。

【吉村委員】今の答弁でいいんだろうと思えますけど、ほかにもいろいろあるわけね。これは支援金です、あと借入があったり、いろいろ事業者はあるじゃないですか。そういうのを複数組み合わせながら難局を乗り切っていくと、こ

うなるわけね。

そういうことを考えれば、ここは地域振興部で、この交付金を活用した支援金の交付ということになるけど、産労とかいろんな部局と連携しながら、今回、貨物事業者というのが、どういう財政的な悩みがあって、どういうことができるかというのは一緒に考えながら、これをやれば、もう自分たちの仕事は終わりなんだというんじゃないで、全体的にこの業界を継続させていくということについて連携をしてやっていただきたいと思うんですが、そこら辺については、そういった産業労働部あたりとのやり取りというのは行われているのか、確認させていただきます。

【小川次長兼交通政策課長】今回の補正を私どもがやるような内容については、関係部局にもお知らせしております。また、今回、コロナの影響によりまして、事業者の落ち込み等で、当初、コロナ関係の資金をお借りした部分が一部返済が始まるような部分もあるという分で、今回、産業労働部でもそういう対応する予算を組んでいただいたりとかしておりますので、私どもとしても、関係部局との情報共有だったり、また、どういう形での支援をすれば県内の各事業者の下支えができるかという観点も十分に視野に入れながら今後も対応してまいりたいと考えております。

【吉村委員】そこら辺、よろしくをお願いします。

あと、離島貨物航路の件もいろいろ聞きたいことがあります。予算の部分だけで質問できない部分があるので、後で議案外で聞かせていただきます。

それから、もう一つの公共交通事業の継続緊急支援事業について、中身はさっき説明で聞いた交通系ＩＣカードの導入に向けたということ。

それで、これが全部には行き渡らないような話を聞いたような記憶なんだけど、中身について最後にもう少し詳しく、そして、どこまでの範囲ができて、できないところがどうなのか。そして、そこら辺は今後どうやっていくということを説明していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

【小川次長兼交通政策課長】今回のＪＲ九州に対する支援でございますが、この分につきましては、ＩＣカードの導入を含む利用者の利便性向上というものであったり、ポストコロナに向けた利用促進というところが大きな支援の中身になっております。

その要素の一つとしてＩＣカードということで、先日、8月22日に発表されておりますが、佐世保線プラスハウステンボス駅までのＩＣカードについてＪＲ九州の方で導入いただくという形になっております。仮にそうなりましたら、博多から佐世保間はＩＣカードが使えると。また、佐世保 ハウステンボス間についてもＩＣカードが使えるという形になりますが、佐世保から長崎までについては、大村線の一部がまだＩＣカードが利用できない区間が残っておりますので、その分について長崎 佐世保間ではまだ使うことができないという状況です。

私どもとしても、そういう状況を少しでも早く改善できるように、今回の取組については、長崎県、佐賀県、ＪＲ九州の3者で進めてきたところでございますが、大村線につきましては、長崎県とＪＲ九州でできるだけ早くそういう改善ができるような協議を進めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】今、大村線についてがちょっとまだ無理ということで、それは県の南北をつなぐという意味でも、ここもカバーしていただけれ

ば利便性が上がる。これは県民の利便性にもつながっていくし、観光という部分でも、これはここを走るかわからないけど、「ふたつ星」、これは武雄温泉駅を出て長崎に寄って、それから早岐を通過して武雄温泉駅に戻るわけよね。佐世保駅まで行かない。早岐から佐世保というのが、いわゆるスイッチバックして戻らないといけないような感じになる。でも、佐世保駅まで行ってくれないと困るところがあって、それはJR九州に強く申入れてくれということをお願いしているんだけど、佐世保市にもそういうことを言ってくださいと。

そういうことで大村線ということについては、一緒になるように、なるべく早い時期にできるようなことで検討を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【山田委員】私も、JRの交通系ICカード導入の件でお尋ねしたいと思います。

JR九州と佐賀県及び長崎県3者で連携した取組ということで行っていたと思いますが、これはそれぞれが、佐賀県も同じような形で負担をして、私は本当にJR路線のことがよくわからないんですけど、どんなことを佐賀県がしているのか、ちょっと教えていただいていますか、佐世保線に関わって。

今までどのようになっていたのか。既に肥前山口とかぐらいまではしていたけど、それ以降なのかどうなのかとか、佐賀県が我々長崎県に対して、3者で取り組んだ佐賀県の負担とか、どういう取組をしているかをちょっと教えてほしいんですけど。

【小川次長兼交通政策課長】現在、長崎本線もしくは佐世保線のICカードの利用可能エリアが、実は佐賀駅までございまして、佐賀駅の

次の鍋島駅からそれが利用できないという状況でございましたので、そこについては仮に佐世保駅に入ったにしても、全線でそれがつながらないと利用できないということでございます。今回、私どもとしては、三河内駅とか早岐駅、大塔駅とか日宇駅、それと佐世保駅とハウステンボス駅という部分については、長崎県でいろんなソフト経費等含めて支援をしていきたいと思いますということになっております。

今回、佐賀県内の佐世保線の部分で入れるのが13駅ございますが、その分については佐賀県で支援等を含めて対応されるとお聞きしているところでございます。

【山田委員】佐賀駅からハウステンボスまでの間は、佐賀県が13駅、対応していただくおかげでスムーズにできるという理解でいいんですよね。

【小川次長兼交通政策課長】そこは佐賀県内もしくは長崎県内を含めて、生活利用もしくは観光利用を含めた形での利便性を一緒に上げていくということで、今回、JR九州と佐賀県、長崎県の3者でそういう進め方をしましょうという整理になったところでございますので、佐賀県のおかげというのは、一緒にしましょうということじゃないのかなと思っております。

【山田委員】「佐賀県のおかげ」ということはないんでしょうけど、そこは訂正したいと思います。

わかりました。ポストコロナに向けた利用促進策になるのかどうか、そもそも論としてですね。都会では切符代も安いし、ICカードで乗ったりしますが、もともとが結構高い値段でもあるから、どれだけ利用促進の効果があるかはちょっとわからない部分はあるかもしれないけど、こういった形で利便性が向上するという

ことは、高く評価をしたいと思います。ありがとうございます。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、地域振興部長より総括説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第97号議案「市の境界変更について」であります。

これは、県営土地改良事業が実施されたことに伴い、従来の地形が変更されたため、整備後の区画に合わせて、雲仙市と南島原市の申請に基づき、両市の境界を変更しようとするもので

あります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計15万5,634円を支払うため、去る8月19日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

UIターンの促進について。

移住相談会については、これまでオンライン相談会など感染対策に配慮した手法で開催しておりましたが、去る7月には福岡において、去る9月には大阪において、県と市町が合同で実施する対面方式の移住相談会を開催したところであります。今後は、東京都と名古屋での開催を予定しており、多くの方々に参加いただけるよう、周知に努めてまいります。

また、去る8月21日に知事が県民の皆様と直接対話を行う場である「こんな長崎どがんです会」を開催し、UIターン（移住施策の促進）をテーマとして、長崎県へ移住された8名の皆様と意見交換を行い、ターゲットのニーズに合わせた情報発信やUIターン者と地域のつながりなどに関する意見が出されたところであり、今後、いただいたご意見も踏まえながら情報発信の充実などに努めてまいります。

さらに、8月31日には、知事と市町長が意見交換を行う「県・市町連携会議（仮称）」において、まちづくり等と一体となった移住促進や移住希望者向けの広報等に係る意見交換を行い、県からは、引き続き県・市町協働で実施できる施策の協力をお願いしたところであります。

一方、移住者の裾野の拡大や地域活性化の担い手の確保等に資する関係人口の創出拡大につ

いては、今後、都市部企業等と県内市町をマッチングするためのワーケーションツアー、本県でのワーケーションの機運醸成を図る都市部でのプロモーションイベント等を実施することとしております。引き続き、市町と連携を図りながら、さらなるＵＩターンの促進と関係人口の拡大に努めてまいります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧ください。

地価動向について。

去る9月20日、「令和4年長崎県地価調査の結果について」を公表いたしました。本年は、県下447地点の調査基準地における7月1日現在の価格について、調査を行いました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス0.6%で、前年のマイナス0.9%と比較すると0.3ポイント、下落幅が縮小しております。

土地需要が高い地域ではコロナ禍以前の上昇率程度に回復しているところもあり、全体としてコロナ禍の影響は弱くなりつつあります。地価の上昇地点数は、前年より増加したものの、全体としては下落傾向が続いております。

住宅地の対前年平均変動率は、マイナス0.7%で、前年のマイナス1.0%から0.3ポイント下落幅が縮小しております。平成11年以来24年連続でマイナスとなっておりますが、佐世保市、大村市、長与町、時津町及び佐々町の住宅地においては、プラスの変動率となっております。

商業地の対前年平均変動率は、前年のマイナス0.8%からマイナス0.4%となっております。令和元年の横ばいから近年は下落に転じておりましたが、本年は0.4ポイント持ち直し下落幅が縮小しております。

なお、長崎市、佐世保市、大村市、長与町、

時津町、川棚町及び佐々町の商業地においては、プラスの変動率となっております。

続きまして、「総務委員会関係議案説明資料」にお戻りいただき、4ページの下段をご覧ください。

交通系ＩＣカードの導入エリア拡大について。

利用者の利便性向上や西九州新幹線の開業効果の拡大を図るため、去る8月22日、ＪＲ九州、佐賀県及び長崎県の三者の連携した取組として交通系ＩＣカードの導入エリアをＪＲ佐世保線等に拡大することに合意したところであります。

ＪＲ九州及び佐賀県と連携したＩＣカードの利用エリア拡大を契機として、引き続き、西九州新幹線の開業効果の拡大や佐賀県と連携した取組を推進してまいります。

九州新幹線西九州ルートについて。

本県の悲願でありました西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、去る9月23日に開業を迎えたところであります。

西九州新幹線は、幾度となく厳しい局面がありました。本県選出国會議員、県議会及び経済界の皆様方など、多くの関係者のご尽力により開業を迎えることができました。

開業当日は、斉藤国土交通大臣をはじめ関係者の皆様にご臨席を賜り、記念式典及び1番列車に向けた出発式の実施後、長崎市内において、しゅん功開業祝賀会を開催いたしました。

さらに、新幹線駅周辺では、開業記念イベントが実施されるとともに、ブルーインパルスの展示飛行により、開業に彩りが添えられ、多くの来県者や県民の皆様方と西九州新幹線の開業をお祝いすることができました。

開業に先立ち、県外からの誘客対策として、先月20日及び21日に、ＪＲ大阪駅において、知事自ら、大阪をはじめ関西の方々に対して長崎

の魅力を紹介し、開業の機会に、ぜひ本県を訪れていただくようトップセールスを行ったところでもあります。

加えて、今月5日から1週間、博多駅において、本県や西九州新幹線開業を集中的に発信するプロモーションの実施や、福岡圏、中国圏におけるテレビCMや交通広告等を活用した本県の魅力発信など、さらなる県外からの誘客促進に取り組みました。

また、新幹線駅から県内各地への周遊については、長崎本線と大村線、佐世保線を経由する2つの運行ルートで西九州エリアを一周する特急「ふたつ星4047」が運行されるとともに、島原鉄道、松浦鉄道、JR九州（諫早～長崎、大村線、有田～佐世保）の普通・快速列車に乗り降りができる「長崎スローラインきっぷ」は、県が支援を行い、開業日から販売されております。

県としては、新幹線を利用してお越しになった方々が、県内各地域を訪れ、おもてなしを含めて様々な観光資源を楽しむことにより、長崎の魅力を体感していただくことで、県内全域に開業効果を波及させてまいりたいと考えております。

一方、新鳥栖～武雄温泉間の整備の在り方については、現在、国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が行われているところであります。

こうした中、去る7月16日、大石知事が、西九州新幹線の開業に向けて武雄温泉駅の対面乗換施設を視察した際、佐賀県山口知事と意見交換を行い、本県としては、フル規格による整備を望んでいるが、そのためには佐賀県の理解が必要であり、どのような形であれば、佐賀県がメリットを享受でき、デメリットを小さくできるのか、一緒に知恵を絞りたいという考えをお

伝えしたところであります。

また、8月9日には、来県された公明党の山口代表に対し、「関係者が納得する形で早期に整備を実現すること」などを要望したところであります。

引き続き、佐賀県とも対話を重ねながら、関係者に対する働きかけを行うなど、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の4ページをご覧ください。

県庁舎の跡地活用について。

県庁舎跡地の活用については、先般取りまとめた基本構想に基づき、暫定供用のための整備を進め、段階的にオープンスペースの供用を開始することとしております。

まずは、10月中を目途に、旧県庁正面玄関前と第一別館跡地を開放するとともに、敷地内の通り抜けができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、暫定供用期間中の運営支援、調査・検証業務については、去る9月1日、プロポーザル方式による企画提案書の審査を行い、株式会社三菱総合研究所を委託事業者として決定したところであります。

引き続き、地域住民の皆様や関係団体の方々と連携しながら、暫定供用期間中におけるにぎわいの創出に努めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】次に、市町村課長より補足説明を求めます。

【大塚市町村課長】第97号議案「市の境界変更について」ご説明をさせていただきます。

「総務委員会補足説明資料 市町村課 第97号議案『市の境界変更について』補足説明資料」をご覧ください。

1ページ、1 境界変更の詳細でございます。

(1) 変更理由ですが、今回の境界変更区域において、県営土地改良事業が実施されたことに伴い、従来の地形が変更されたため、整備後の区画に合わせて、雲仙市及び南島原市の申請に基づき、境界を変更するものであり、地方自治法第7条の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

(2)に南島原市から雲仙市に編入する区域、(3)に雲仙市から南島原市に編入する区域の詳細を記載しております。

2ページをお開きください。

2 移動面積でございますが、今回の境界変更により、雲仙市が現在と比較して97平方メートルの増、南島原市が現在と比較して97平方メートルの減となります。

ここで3ページの位置図をご覧くださいと思います。

今回の境界変更区域は、下の方、左側の黄色く着色した部分、空池原地区と示された部分でございます。

続いて、4ページの変更詳細図をご覧くださいと思います。

こちらの中央の青の線が現在の境界でございます。区画に沿って引かれた赤の線が新しい境界となります。また、ちょっと見にくいかもしれませんが、赤で塗り潰している部分が雲仙市から南島原市に編入する区域、水色で塗り潰している部分が南島原市から雲仙市に編入する区域でございます。

補足説明資料の2ページ目にお戻り願います。

3 移動人口でございますが、今回の変更は、

宅地を編入対象としていないため、人口の移動はございません。

4 選挙区の変更でございますが、(1)衆議院議員選挙の小選挙区につきましては、いずれも長崎県第2区ということで、変更は伴わないものであります。(2)長崎県議会議員選挙の選挙区につきましては、南島原市から雲仙市に編入する区域は雲仙市選挙区へ変更、雲仙市から南島原市に編入する区域は南島原市選挙区へ変更となります。

5 スケジュール(見込み)でございます。本定例会において議決をいただきましたら、知事が総務大臣へ届出を行い、総務大臣が告示をすることによって境界が変更されることとなります。

なお、下の「1」に記載しておりますように、市の区域を変更するための総務大臣告示は、土地区画整理事業における換地処分、これは土地の権利を変動させる処分でございますが、これと同時にを行う必要がございますが、「2」にありますように、地権者の死亡により追加の相続が発生したこともありまして、この処分が来年4月頃に行われる見込みとなっておりますことから、総務大臣告示は4月頃を見込んでいるところでございます。

なお、一連の手続のフローにつきましては、資料の5ページに記載のとおりでございます。

以上、第97号議案「市の境界変更について」の補足説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質疑がないようですので、これ

をもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について、説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】 私から、2件、ご説明を申し上げます。

まず、お手元に「令和4年9月定例会 総務委員会提出資料『政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議』に基づく提出資料 地域振興部」をご準備ください。

資料の3ページでございます。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に対し、内示を行った補助金について、6月から8月までの実績を記載することとなっております。

6月定例会で報告すべきでありました、4ページに記載しております5月分の内示8件につきまして、前回、報告が漏れておりましたので、この分も併せて今回記載させていただいております。大変申し訳ございませんでした。

直接補助金につきましては、公共交通事業者に対して内示を行った3ページの10件ございまして、間接補助金につきましては、4ページの市町に対し内示を行った8件でございます。

5ページをご覧ください。

6月から8月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。内容は、記載のとおり、西九州新幹線関西圏広報プロモーション業務委託などの3件となっております。

6ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、大村市などからの陳情・要望となっており、6ページから41ページまでにお示ししているところでございます。

次に、42ページから附属機関等会議結果報告でございます。6月から8月までの実績は、長崎県土地利用審査会など計4件ございまして、その議事概要について43ページから46ページにお示ししております。

また、土木部からの報告事項となりますが、営繕課で契約を行った1,000万円以上の契約について、地域振興部分を参考配付させていただいております。

以上でこの資料につきましては、説明を終わらせていただきます。

続きまして、お手元の「令和5年度政府施策に関する提案・要望（地域振興部関係）」をご用意ください。

去る7月21日、22日に要望を実施したところでありまして、地域振興部関係におきましては、九州新幹線西九州ルートを整備促進について、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について、離島振興対策の充実について、離島航

路対策の強化についての4項目について、重点項目として要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が自由民主党、公明党、内閣府、国土交通省であり、梶山弘志自民党幹事長代行ほか14名に対し、知事、議長、副知事、副議長、地域振興部長、地域振興部政策監により要望を行いました。

このうち九州新幹線西九州ルートの整備促進については、本県としては、全線フル規格を整備することが必要であり、関係者が納得する形で早期に整備を実現するよう強く要望を行い、当時の古屋自民党政務調査会長代行から、「将来世代への責任がある。しっかり応援する。」とのご意見をいただきました。

また、離島振興対策の充実については、現行の離島振興法の期限が令和5年3月末に迫っていることから、新たな離島振興法の早期成立に向けて要望を行ったところでございます。

このほか、地域振興部独自の要望といたしまして、国土交通省幹部職員等に対して、九州新幹線西九州ルート、離島振興対策の充実の2項目について、部長、政策監などで要望を行っております。

今後の取組につきましては、4に記載のとおり、政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き国等への働きかけを行っていきたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

【北村委員長】次に、地域振興部次長より補足説明を求めます。

【鳥居地域振興部次長】九州新幹線西九州ルートに係る最近の主な動きをご説明いたします。

「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」と書かれた資料をご覧ください。

7月16日には、大石知事と佐賀県山口知事が

西九州新幹線の対面乗換駅となります武雄温泉駅の視察を行い、その際、両者で意見交換を行いました。

西九州ルートの整備について、大石知事からは「しっかりと連携してコミュニケーションをとって進めていこう」という話をしました。山口知事からは「長崎県と佐賀県はこれまで一緒に取り組んできており、武雄温泉駅まではフル規格で新鳥栖までは在来線ということで合意し、その後、フリーゲージトレインの断念があり、長崎県がフル規格を整備したいというお気持ちはわかる」といったお話がございました。また、「佐賀県内のエリアであり、フル規格についても、佐賀県として、しっかりと議論しなければならない」といった話がございました。

7月21日から22日には、大石知事が政府・与党に対して、国土交通行政に対する提案・要望を行いました。

8月9日には、大石知事が来県された公明党の山口代表に対しまして、全線フル規格での早期の整備実現などについて要望を行いました。

8月22日には、大石知事が、佐賀県山口知事、JR九州古宮社長と、福岡市内でICカードエリア拡大に係る3者合同記者会見を実施いたしました。大石知事は「長崎県としては、フル規格での整備により全国のネットワークにつながるということを実現したいが、長崎県の思いだけで整備が実現するものではないため、まずは佐賀県の課題をしっかりと整理し、その課題の解決に向けて、知恵を絞り、一緒に課題を解決していくということが、実現に結びついていくものだ」という話をしました。

山口知事からは「フリーゲージトレインであれば、本来、全部つながるというタイミングだった。今回、こうして、もともと、西九州ルー

トをつくるきっかけとなったこの3者が一堂に会したということは意義がある」といったお話がございました。

また、山口知事は、「フル規格での整備には、ルート、在来線の在り方、費用負担に課題がある」とされ、特に費用負担は、「フル規格での整備を行った場合、属地主義で佐賀県が長崎県の1.5倍以上払うというのはどう考えても疑問である」といった話がございました。

古宮社長からは、「9月23日の武雄温泉から長崎までの開業を確実に成功させ、開業効果を最大化したい」といったお話がございました。

8月25日には、国土交通省が令和5年度予算概算要求の内容を公表しました。新幹線の整備のための予算として、今年度と同額の国費803億7,200万円が要求されており、さらに、整備新幹線の整備に追加的に要する経費について事項要求がなされております。

8月29日には、佐賀県の山口知事と与党PT検討委員会の森山委員長が意見交換を行い、九州全体のインフラについて総合的に検討し、協議を続けることで一致したとされております。

山口知事は、「フル規格であれば、また新たな発想でお互い協議していこうということであり、九州全体についてしっかり考える」としています。

また、森山委員長は、「九州全体のことを考え、できるだけ早く整備の協議を整えたい」としてあります。

資料には記載しておりませんが、西九州新幹線開業前日の9月22日には、国土交通省が貸付料の認可を行っております。整備新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構が鉄道施設を建設し、その施設を借り受けたJRが運行します。

JRは、鉄道施設を借り受けることとなり、その貸付料を同機構に支払うこととなります。

今回、認可された西九州新幹線の貸付料は、年額5.1億円となり、今後、JR九州から同機構に支払われることとなります。

それから、9月23日ですが、西九州新幹線長崎～武雄温泉間が開業いたしました。委員の皆様には、早朝から出発式や祝賀会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

開業当日、長崎を訪問されておりました斉藤国土交通大臣が帰京後に、9月26日に記者会見を行われております。斉藤大臣から、長崎を訪問した感想として、「西九州新幹線開通への期待が非常に大きく、新しいまちの発展に向けて開発・改造を進められているということに非常に大きな感銘を受けた」とされ、また、「非常に可能性の大きいこれからの地域の発展、観光の発展に大きなインパクトを与える新幹線の開業だったと感じたのと同時に、その効果をより発現するためには、一本につながる必要があるのではないかとということも強く感じた」とされております。

県といたしましては、早期の整備実現に向けて、引き続き、関係者との協議などにおいて議論を積み重ねるなど対応してまいりたいと考えております。

西九州ルートに係る最近の主な動きについての説明は、以上でございます。

【北村委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】右上に「総務委員会説明資料「県庁舎跡地活用室」と記載されております県庁舎跡地の活用についての資料をご覧ください。

まずは、1ページの1. 暫定供用の開始について

てご説明させていただきます。

県庁舎跡地の活用につきましては、先般、取りまとめた基本構想に基づきまして、現在、暫定供用に向けた整備を進めており、進捗に応じて10月下旬から段階的に供用を開始する予定にしております。

左のそれぞれの図は、上の方が県庁坂側で、下の方が出島側となっております。利用可能な範囲を斜線でお示ししております。

まずは、一番上の第一段階ですが、10月下旬に暫定供用を開始する際の利用可能範囲を示しております。図の右側の旧県庁の正面玄関前、下側の中央寄りの第一別館跡地のスペースに加えまして、敷地内の通り抜けができる暫定的な通路を供用することといたしております。

なお、下左側のスペースは、既に令和3年3月から暫定供用を開始している第二別館跡であり、こちらは時期に関係なく、いつでもご利用いただけます。

なお、この第一段階では、本庁舎が建っていた真ん中の広いスペースには、瓦礫などが残ったままの状態となっております。

次に、第二段階ですが、来年1月頃から4月頃までの利用可能範囲となります。このタイミングで真ん中の広いスペースの整地や瓦礫の撤去など大がかりな工事を行いますので、安全管理上、一旦、敷地内の通り抜けができなくなる。そのほか下側中央寄りの第一別館跡も、一旦、利用ができなくなりますが、右側の旧県庁舎の正面玄関前と第二別館跡のスペースにつきましては、安全性に十分配慮しながら供用を続けてまいりたいと考えております。

そして、一番下の最終段階ですけれども、来年5月頃以降の利用可能範囲となります。安全管理のために一部立入禁止とする区域もありま

すが、敷地全体をオープンスペースとして開放し、白い仮囲いも、ほぼ全て撤去した状態になりますので、以降、広いスペースをご存分に活用いただきながら、さらなるにぎわいづくりや機能の具体化に向けた検証を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。

2. 暫定供用における運営支援、調査・検証についてご説明させていただきます。

6月定例会でご議論いただいた暫定供用期間中のにぎわいづくりに向けた自主事業の実施や利用者支援、利用状況の検証等の委託業務でございます。

委託期間につきましては、6月定例会において債務負担をご承認いただきまして、令和6年3月までとなっております。プロポーザル方式による審査の結果、株式会社三菱総合研究所を委託事業者として決定いたしました。

金額につきましては、令和4年度予算分が2,398万円、令和5年度の債務負担分が2,947万9,000円となっております。

続きまして、提案内容のポイントについてご説明させていただきます。

まず1点目ですが、今回の委託業務の内容が、にぎわいづくりや地域協働、調査・分析など幅広い分野にわたっているため、調査・分析等のシンクタンク機能を専門とする同社において、地域協働の実践や施設管理の高い専門性を有する事業者と連携した実施体制を構築しているという点。

2点目が、将来の運営体制や地元連携先との関係構築などを担う専門人材を配置することとしている点。

そして3点目は、地域住民・活動団体、民間事業所等との積極的な協働に向けまして、地域

の活動団体や県内の民間事業者等に対し、事前に受注した場合の連携の了承を得ていた点などが挙げられまして、審査会においても評価につながったところであります。

現在、同社とともに契約に向けて運営の仕組みづくりの進め方や活動支援の方法などについて最終的な調整を行っておりますので、内容が固まり次第、契約事務を進め、地域プレーヤー、各市町、関係団体、民間事業者等と一緒に取組を進めていく体制を整備してまいります。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

時間が経過しておりますので休憩を挟みます。11時10分から再開したいと存じます。

委員会を休憩します。

午前11時 2分 休憩

午前11時10分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、27、28、29、31、34、45、46、54番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【川崎委員】 陳情番号45番の長崎市の要望で、3番の「県庁舎跡地活用における出島との連携について」お尋ねいたします。

長崎市から、旧出島橋の復元を県庁舎跡地において検討いただきたいという要望でございました。

まず、旧出島橋は、アーチ式の石橋で、1678年に架けられて、明治22年、1889年に中島川の河川改修によって解体されたと。今、出島表門橋が架かっておりますが、当時利用された時に

は、この橋が大活躍であったと。長さ、幅とも4.5メートルと今と全然違って短い橋ではあったんですが。これが出島の表門橋の整備事業に伴って平成27年に発見されたと。その部材が全部じゃないのかもわかりませんが、今、出島内において保管されているというところでございました。貿易におきます様々な物資をはじめ、いろいろな文化がここを往来したということから非常に価値が高いものだということ、長崎市も復元を求めていると、やろうとしていると理解をいたします。

長崎市においては、まず出島内において復元はどうかということについては、文化財ということもあって、なかなか出島内における復元は困難と。一方で出島表門橋公園とか江戸町公園、ここにおいて復元できないかということを検討した結果、そこではなかなか厳しいということから、今回の要望に至ったと。そういうことがこの陳情書の中につづられておりまして、このことに関して、まず、長崎県の受け止めについてお尋ねをいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 県庁舎跡地の活用につきましては、先般、県庁舎跡地整備基本構想を取りまとめたところでございまして、今後、その基本構想にのっとり暫定供用を行い、その利用状況などを検証して、その後の整備を検討することといたしております。

実際、長崎市が復元場所の候補として示しておられる石垣下の空間につきましても、同様に利用者の皆さんはじめ、幅広くご意見をお伺いしながら、利活用の方向性を検討することとしておりまして、今回の長崎市のご要望の内容も、そのご提案の一つとして捉えているところであります。

【川崎委員】 今、県の見解を確認いたしました。

これから検討ということなんでしょうけど、現段階で、この要望に応えられるような状況でしょうか、お尋ねいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】旧出島橋の復元を検討項目に加えてほしいというご要望につきましては、石垣下の利活用に対するご提案として検討項目の一つとして受け止めさせていただく一方で、先ほど委員からもお話がありましたけれども、橋の大きさが4.5メートル・4.5メートルということなんですが、実はこれは台座がすごく大きくて、これを復元するには1辺18メートル四方の空間が必要だということで、それが約100坪の広さになります。加えまして、高さが5メートル以上必要だというお話でございまして、私ども、基本構想の中でも出島から見た岬を彷彿とさせる景観への配慮とか、江戸町公園または隣接地との一体活用等ありますので、これから市と一緒に取り組んでいく、考えていく課題が非常に多いと思います。

そういったところも住民の皆様も交えまして、連携の在り方についてしっかりと協議をしていきたいと考えております。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】28番、さっきちょっと言いかけたんだけど、県の町村会からの陳情で離島振興対策の充実というのがあるんだけど、ここに書いてあるのでちょっと質問しますが、いわゆる離島地域に係る物資の流通に要する費用の低廉化の取組の推進と。この前からずっと、宇久、小値賀、あっちの上五島の航路で貨物航路がなくなって大変というところの話をしていたわけよね。それで、地元といろいろと話をしながら検討を進めるということで終わっているんだけど、その後どうなっているのかなと思って、ここにまた陳情も出ているしということでお知ら

せいただけないかなと思います。その後の経過。

【小川次長兼交通政策課長】お答えいたします。

前回の委員会におきましても委員からご指摘いただいた点でございまして、8月19日に佐世保市、新上五島町、小値賀町の自治体の担当者を集めた意見交換会を実施させていただいております。事前に地元市町が商工会などにヒアリングを実施いたしまして、運航ルートの変更による影響とか、これまでの対応等について情報共有、意見交換を行ったところでございます。

今後につきまして、来月には関係自治体に加え、運航事業者を交えた意見交換を実施する予定としておりますので、事業者側からの運航とか物流の状況などの情報共有、もしくは自治体と運航事業者の意見交換というのも開催してまいりたいと考えております。

【吉村委員】わかるけど、ちょっとスピード感がないんじゃないかと思うんだけど、まず、8月19日のヒアリングとか意見交換というところで、関係自治体からどういう話がきたのかというぐらいは、中身を教えてもらいたいんだけど。

【小川次長兼交通政策課長】8月19日に開催いたしました離島貨物航路に係る意見交換会の主な意見といたしましては、佐世保市から、小値賀町へは週1~2回、運航されているということでございますので、宇久へも少なくとも統一的な運航がお願いできないかというようなお話だったりとか、物資の需要など社会環境は常に変化しておりますので、例えば、不測の事態の対処方法を含めて、事業者と定期的に意見交換を行いたいと。その上で安全・安心な物流を図るべきというようなご意見をいただいております。

また、小値賀町からは、商工会の意見としては、事業者の経営状況、佐世保市における港の

利活用の点で供用が難しい点は承知しているけれども、佐世保発の毎日の定期運航を希望しているというご意見があるという話を伺っております。

また、新上五島町からは、九州商船の貨物運賃値上げの話も含めて事業者と意見交換をしたいと。町としても事業者と話をしたというのは大事なことというご意見もいただきまして、今回、事業者を交えて自治体も含めたところの意見交換をさせていただくとしているところでございます。

【吉村委員】そういう声が出るわけよね。それを実際、現場で直接、県はお聞きしましたということが8月19日で始まったということと認識するんだけど。

それから、そういう窮状を聞いて、本当だったら関係の佐世保市、小値賀町というところ、佐世保市でも宇久町になるんだけど、まだ抑えて、ものを言っておられると、本当はもっと大変なんだというところをやっぱり肌でわかってほしいと。

そこを考えると、事業者と話をしないとなかなか進まないわけだから、これを早くしないといけない。これはいつ頃予定されているのか、具体的に話をしてくれないですか。

【小川次長兼交通政策課長】現在、10月20日前後ということで日程調整をさせていただいておりますと、ここには佐世保市からでいきますと、宇久の行政センター、佐世保市については港湾部とか企画部とか、そういうところも入っていただくと。あと、新上五島町と小値賀町にそれぞれ入っていただいて、航路事業者もしくは物流だけでなく航路事業全体をしている本社も入っていただいた上で情報共有とか意見交換をしたいということで、今、調整をしてい

るところでございます。

【吉村委員】そこら辺、日々の生活で大変だし、商工業の事業者も、やっぱり物が届かないと売れもしない、おまけに届いても、さっきも話があったけど、運賃が高くなると原価が上がると。そういうことで事業の継続自体が非常に厳しいと。そうなってくると、今度は跡継ぎもいないし、やめようかなという話になってくるわけよね。だから、そうならないように、やっぱり先手、先手でやっていただきたいというのが、その地域の方々の願いだと思うので、それに応えられるように、早め、早めに段取りをしていてもらいたいと思います。よろしく願いします。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】新幹線についてお聞きします。7月21日、22日に国に対して要望を行っているわけけれども、この時に限らず、大体同じような要望内容ということで我々も聞くわけけれども、いろいろ議論したこともあるので、今日はその再確認をしておきたいと思います。

「地方負担や並行在来線、想定される課題については、フリーゲージトレイン導入断念の経緯や地元の意向を十分に踏まえ解決を図ること」という話、これは地方負担、並行在来線をどうしようという長崎県の意向なのか。佐賀県とすり合わせて、この要望をずっと行っているならばわかるけれども、すり合わせてないと私は思う、この要望はね、佐賀県と。だから、長崎県の意向として提案・要望していると思うので、地方負担をどうするのか、並行在来線をどうするのか。それはフリーゲージの断念の経緯を踏まえて地元の意向、この地元というのは長崎県の意向なのか、そこら辺からちょっと聞か

せてください。

【鳥居地域振興部次長】 お答えいたします。

田中委員からご指摘の点、地元の意向、それから地域の負担について、どのように長崎県は考えているかというご質問かと思えます。

まず、今回の武雄温泉～長崎間に関しては、長崎県の区間もございますので、そこは長崎県としても整備を進めてきたと。

課題となっています新鳥栖～武雄温泉間については、佐賀県の区間であるということがまず大前提となります。まず、負担に関しては、佐賀県に地元の負担が生じるということになります。現在の新幹線整備のスキームですと、新鳥栖～武雄温泉間については、佐賀県の負担ですので長崎県の地元負担は生じないということがあります。佐賀県が難色を示しているところがございますので、まず佐賀県がどういった課題を持っているのかということと、佐賀県と長崎県の間でも認識のすり合わせをしていく必要がありますので、具体的に長崎県として費用負担をどうしたいというところを表明しているものは、今のところ、ございません。

それから、地元の意向でございますが、長崎県としては、全線フル規格で、これまでの経緯がございますけれども、今の状況となつては全線フル規格でつなげたいというところは知事からも申し上げておりますけれども、そのように要望しているところでございます。

全線フル規格を長崎県としては目指しつつも、佐賀県の示す課題、地元の負担やルートの問題等ございます。それから並行在来線の問題もございます。そうしたものを佐賀県の課題に寄り添いながらしっかりと検討して、まずは佐賀県と国との協議が進むことを長崎県としては期待をしているところでございます。

【田中委員】 ちょっと理解に苦しむところが多いんだけど、要は、長崎～武雄温泉間は無事開通したと。今からの要望だからね、国に対して要望をね。従来どおりの関係ですずっと要望を続けているなというような中身で私はちょっと疑問を持っているんだけどね、前提としてはね。

だから、地方負担をどうするのか、並行在来線をどうするんだということ、これはもうはっきり言って佐賀県の地域の話なのよね。武雄温泉から先は佐賀県の話。だから、地元の意向というのは、これは長崎県の意向で佐賀県の意向じゃないという確認だけは今したけれどもね、長崎県の要望だから。

地方負担をどうするのか。求められるのは、交付税措置で50から70か、あの中で動くぐらいのものでいいのかどうか。それと根本的に新幹線の今の想定される方程式よりも離れて求めているのか、地方負担を。並行在来線も、そのままいけば並行在来線になるのよ、武雄～新鳥栖間は。JR九州の言い分、国の言い分を見てればね。だから、地方負担、並行在来線をどうするのかと。フリーゲージトレイン断念を、地元の意向を十分に踏まえて解決するということは、方程式どおりじゃなくて新たな方程式をつくれということまで踏み込んでいるのかどうかね。今からは踏み込むべきだと思う。もう長崎～武雄温泉間は開通しているわけだから、あれから先の話なんだからね。そこら辺はどうですか。

【鳥居地域振興部次長】 お答え申し上げます。

委員ご指摘の、要望書にもございますフリーゲージトレイン導入断念の経緯というところは、まさにご指摘のとおりでございます。もともと佐賀県にとってはフリーゲージトレインを前

提としての整備の同意という経緯がございましたので、そういった導入断念の経緯を踏まえると、並行在来線の問題ですとか地方負担の問題というの、いろいろな負担軽減に向けての対策を考えていただきたいというのは佐賀県としてもございますし、長崎県もそういった課題に対して同じ方向性をもって考えたいと思っております。

ただ、現在のところ、具体的にどういった負担軽減の措置が図られるのかといったところは、まだ議論が進んでおりませんので、先ほどありましたように地方交付税の範囲内で行うようなもの、あるいはスキームを抜本的に見直すといったもの、そういったものを含めて様々なものが想定されるところです。ここはまず佐賀県と国との協議の状況次第というところでございますので、長崎県としても協議の状況を見守りながら、地方負担の軽減等の動向も注視してまいりたいと考えております。

【田中委員】国に要望する以上は、ある程度腹を決めてやらなきゃいけないのでね、長崎県もね。だから、今までの方程式じゃないんだよと、新たなものをつくってくれよという話なのか、従来の方程式、国と地方の3分の2、3分の1の負担、それから交付税措置で50%から70%までの違い、これは財政力によって違ってくる。50%還付するのか、60%なのか、70%なのか、国の交付税措置が。そういうものの範囲内でのことなのかどうかと。やっぱり佐賀県とある程度詰め合わせなきゃね、軽々に従来どおり、何でも玉虫色で国に要望してたって、あんまり実現性がないと私は思うんだけど、まあいいです、これは私の意見だからね。

次に、整備財源については、北陸新幹線と一体的に議論して確保を図ること。これはもちろ

ん我々もずっと言ってきた話だ。北陸新幹線、金沢～敦賀間が遅れているよね、最初から。大体、西九州と同じぐらいの形で敦賀まで行く予定だったのが遅れていると私は理解している。今度は敦賀から先の新大阪までが今議論になっている。この財源と我々の財源も一緒に議論してくれよという話をしているのでね。北陸新幹線の実態をちょっとお聞かせください。

【鳥居地域振興部次長】北陸新幹線の整備の状況でございますけれども、ご指摘のとおり、まず、金沢～敦賀間に関しては、実際に整備の遅れが生じたところでございます。1年半後に開業の予定になっております。その次の敦賀～新大阪の間に関しては、先ほどの私の説明の中でも触れましたが、今回の国交省の概算要求でも、事項要求という形で敦賀～新大阪間の財源についても要求されているところでございます。

一方で、敦賀～新大阪間に関しては、アセス上の課題、それから工事上の課題、様々な課題が生じているところで、アセス自体も少し難航しているということも聞き及んでおります。

そういった意味で、もともと想定していたスピードよりも少し時間がかかっているということは事実かと認識しております。

【田中委員】我々も北陸ルートに遅れないようにね。北陸ルートというのは、あくまでも敦賀～大阪間の新ルートなのよ、新しく国が認めてくれるであろうね。それと武雄温泉から先の問題と一緒に国にお願いしているわけで、やっぱり敵とは言わないけど、北陸新幹線の実態というかな、状況は、やっぱりある程度把握しておく必要があると思うよ。

だから、敦賀～新大阪間がどのような進展をしているのか。ここ1～2年でいけるような状態なのかどうか、それに合わせてうちも1～2年で

やらなきゃいけない、4～5年かけて検討しなきゃいけないとかいう時間設定も出てくるわけだね。どうなんですか。

【鳥居地域振興部次長】具体的な進捗の遅れに関してまでは国交省も公表はしておらず、アセスでの遅れ、あるいは工法上の課題といったものが生じているということまででございます。現時点で具体的にいつアセスが終わるのかということまでは公表されていない状況でございますので、そこは引き続き国交省とも相談しながら、状況をお伺いしながら、注視してまいりたいと考えております。

【田中委員】だから、北陸新幹線の敦賀～新大阪間の動きというのは、長崎県もある程度は把握してなきゃ。それと財源を合わせていこうということ動いているわけだからね。ぜひそこら辺は情報が入るようにしておってほしいと思う。

それから3番目に、新鳥栖～武雄温泉間の早期着工ができるように環境影響評価に着手すること。これはしかし、もうアセスを1回やっているからいいんじゃないの、またやるんですか。

もう一つは、佐賀県がこだわっているのは、固定観念じゃなくて、3つのルート、山側、海側、在来線ルートを検討してくれ。そして、フル規格ということになるから、あんまりは言わないけれども、資料として上げてくれというような流れだと私は思っているよ。3つを再検討しろということ、フル規格に佐賀県は決めたと。佐賀県はまだフル規格と決めてないわけだからね。と思うけれども、どうですか。

【鳥居地域振興部次長】お答えいたします。

まず1点目のアセスが必要なのかということでございますけれども、ここはおっしゃると

おり、もともとの昭和60年の早岐回りのルートの際、国鉄時代にアセスが行われたものと承知しております。改めて今回、ルートに関して、佐賀県はフル規格を前提としないということでございますけれども、フル規格の場合のルートも様々なものが提案されているところでございますので、それに関しては改めてのアセスが必要になってくるものと認識しております。

それから、ルート以前の問題に、佐賀県としてはもともとフリーゲージトレインという前提でしたので、それがなくなって、いきなりアセスルートありきではないということは表明されておりますので、フル規格で行う場合のルートやフル規格以外の方法についても、これはまさしく佐賀県と国との間の協議の中で議論がされているところでございますので、そこを長崎県としても注視をしていくと。長崎県としては、全線フル規格での開通というのを要望しているところでございます。

【田中委員】大体はわかるけれども、それはフル規格でやりたいというのでね。この文言を見ると、新鳥栖～武雄温泉間とぴしっと決めてる、長崎県は。固定観念に山口知事は反発してるんだ。新鳥栖から鹿児島ルートに結ぶというならまだしも、武雄温泉だけということだね。だから、山口知事は山側ルート、海側ルート、3つのルートのある程度、フルを認定はしないけれども、参考資料として上げてくれというのが国交省との今の流れでしょう、話をしているのは。

だから、予算をつけるのが新幹線予算でなければ駄目とは私は思えないので。この3つのルートについての基本設計的ぐらいのものまではやれるんじゃないかな。実施設計となると、それは相当な金が要るだろうけど、基本設計ぐらいのものはできるんじゃないか。それは新幹線

予算じゃなくても、やはり鉄道局は、そのくらいの準備はすべきだと私は思うよ、佐賀県と議論をしている以上は。3つのルートを探査してらるんでしょ、今、聞いている流れでは。鉄道局と佐賀県の間で3つのルートの大まかな概念みたいなものの調査はしてるんでしょ。しなきゃ、佐賀県はオーケーはしないわけだね。フルと決めてるわけじゃないけれども、参考までに3つのルートを想定してどんなものかというのは知らせてほしいという空気があると、私は佐賀県の空気を見てるんだけどね、長崎県の見解を聞かせてもらおうかな。

【鳥居地域振興部次長】まず、ルートに関して3つのルートを佐賀県が示しているところへの長崎県の見解でございます。

長崎県としては、これまでも申し上げているとおり、全線フル規格での要望をしており、希望しているところがございますけれども。佐賀県内のルート、新鳥栖～武雄温泉間に関しては、佐賀県が佐賀駅を通るアセスルート以外にも、海側を通るルートや山側を通るルートもあるのではないかと提案をされて、それに対して国土交通省からも、幅広い協議の中の資料で、実際の建設費やB/Cといった試算が3つのルートそれぞれについてなされて、それが資料として提示をされているものと認識しております。

そういった検討は既に鉄道局の作業としてされておりますので、一定程度、そういう検討自体はされていると言えるものと認識しております。

新幹線の基本設計の予算は、新幹線整備の予算以外でできるのではないかとございまして、あくまでもそこは新幹線の整備というところで予算を取っているところがございますので、そこは従来のスキームに従えば、

基本設計の部分も含めて新幹線の整備の予算ということになるかと思っております。

ただ、現在、「幅広い協議」の中で示されているような検討は、新幹線整備の予算ではなく、鉄道局の作業として行われているものと認識しております。

【田中委員】概念的に今の路線がきちっと決まらなければアセスができないと、アセス予算が組めないというようなことに関しては、別に佐賀県が求めている山側、海側のルートも含めて、ある程度提示できるような資料は出すべきだと。佐賀県がそういう話をしていると私は理解してる。

だから、長崎県がなぜ佐賀県とすり合わせをしてないかという話をする時に、私が空港ルートの推進者だから言うわけじゃないけれども、決めてるわけだ、新鳥栖～武雄温泉間と長崎県は、固定概念、これしか、アセスしか駄目ですよという概念で陳情してるわけでしょう。それは佐賀県とすり合わせをやっぱりすべきじゃないかという話なのよ。どうですか。

【鳥居地域振興部次長】もともと長崎県としては、アセスルートを前提として想定をしていた部分でございますので、国鉄時代の、早岐回りのルートの時から新鳥栖から武雄に至るルートであったものでございますので、そういった前提で要望書にはこういった記載をしているところでございます。

一方で、今まさに佐賀県と国との協議の中で、アセスルート以外の、海側を通る、空港側を通るルートや、北部を通るルートといったものが提案されて、それに対して国交省が試算結果等を示しているという流れでございますので、例えば海側のルートが新鳥栖につながるのか、あるいは筑後船小屋につながるのかといったとこ

るも、まだ何も確定的なところがないというところでございます。長崎県としては従来の表現を使わせていただいているというところでございます。

【田中委員】 最後にもう一つ、4番で。「西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援を行う」と。これ、しょっちゅう出てくるのよ、ありがたい話なんだけど、県の文言の中に。ありがたい話なんだ、佐世保市民としては。形が見えない、どういことを言っているのかも見えない。西九州ルートへの直通運行も視野に入れた輸送改善に向けた支援を行う。三十数年前だったらわかる。西岡総務会長が髭論というのを出してね、まず長崎に通させてくれと、これがうまくいったら次に佐世保線もちゃんと新幹線を入れるからという話、亡くなった西岡総務会長の話だった。

そういうものを頭に入れた話なのか。長崎県の立場として、ただ帳面消しで佐世保線、佐世保線と言っているのか。具体的にどういうことを想定して、この文言が入っているのかを聞きたい。

【峰松新幹線対策課長】 佐世保線の件でございます。平成4年に県が示した基本的考え方の中の3番目の項目といたしまして、「将来、長崎市～福岡市間のフル規格の新幹線が運行されるようになった時は、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよう、その実現に努める」ということでお示しをさせていただいております。この項目につきましては、今回、高速化整備を行った後も県として努めていく義務がございますので、この件について、今後、フル規格で新鳥栖～武雄温泉間が整備された後の部分について、佐世保線についてもご配慮いただきたいという趣旨で要望させてい

ただいているところでございます。

【北村委員長】 陳情につきまして、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より委員会を再開いたします。

午前 1 1時46分 休憩

午後 1時30分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山田委員】 まず、3ページのバス事業者が実施するデジタル化等の利用促進策に対する助成で、国庫上乗せ分と上乗せ分がない分があるんですけど、その違いをちょっと教えてください。

【小川次長兼交通政策課長】 まず、国庫補助上乗せ分でございますが、これにつきましては事業者の負担が2割にとどまりますように、国庫補助金プラス県の上乗せ補助で全体の8割、補助対象事業費の8割を支援するというものでございます。

一方、国庫補助がない部分につきましては、県単独の補助になりますので、それにつきまして対象事業費の7割を支援させていただくという形で整理をさせていただいております。

【山田委員】 8割と7割の違いですけど、事業内容の違いとかで特典というか、差が出ているのか。そもそもこういった違いがあるのかを教

えてください。

【小川次長兼交通政策課長】基本的には、国の補助制度がある場合には、そこをまずは優先して使っていただきたいということで、そこに対する上乘せの場合の事業者負担と、国庫補助なしで県の単独だけで支援をさせていただく場合の事業者負担に若干の差をつけさせていただいているところでございます。特に、事業内容の変化等があるわけではございません。

【山田委員】 そうすると、事業者は8割負担の方がいいわけであって、一部の事業者を見てると7割負担のところがあるわけじゃないですか。なぜこっちを選んでいるのか、そもそもとして教えてもらっていいですか。限度額とか何かあるんですか、教えてもっていいですか。

【小川次長兼交通政策課長】これは国の第一次の内示の際についている事業者というのは、今、国庫補助上乘せ分という格好でさせていただいているんですが、実は、県の単独補助の7補助の分につきましても、国の二次募集があっておりまして、そちらの方に手を挙げていただいております。その分で国の上乘せがあれば、県の上乗せ補助まで含めて8割の支援ができるという形で、できるだけそういう形で事業者の負担が軽減できるように、有効に利活用するように、事業者にも周知をしているところでございます。

【山田委員】 わかりました。

もう一点、5ページ、市町村課の参議院議員通常選挙における選挙公報の印刷の件で伺いたいと思います。

まず、この予算の中でつくった部数と配布方法等を教えてください。

【大塚市町村課長】選挙公報の部数についてでございますけれども、各世帯に配布します必要数を市町選管から聞き取った上で発行数を決定

して作成しております。

参議院選挙におきましては、選挙区、比例それぞれ49万200部を作成しております。

配布方法につきましては、各世帯の配布につきましては、市町選管が行っておりますけれども、一部、新聞折込みをやっているところもございまして、それ以外については各世帯への配布ということで、詳細は県選管の方で把握はしておりませんが、各支所や期日前投票所、公民館のほか、市町によっては大学や高校などにも配布しているとお聞きしているところでございます。

【山田委員】市町から必要数を聞き取った上で配布いただいているということでありまして。今の答弁は、私が住む佐世保は新聞折込みで入ってくるんですけども、新聞折込みをしていない市町もあるという理解でよろしいですか。その状況がわかれば教えてください。

【大塚市町村課長】新聞折込みをしているところと、そうでなくて世帯配布で行っているところもございまして。

【山田委員】とにかく方法はそれぞれで、しっかり配布をいただいているという理解でよろしいですね。わかりました。

私が不勉強で存じ上げなかったんですけども、選挙公報ですが、Web版もあるというのを昨日知りまして、うちの子どももそうですけれども、住民票を置いたまま他県に進学している子たちが、郵便投票をこの間しましたけど、そういう際にWeb版で候補者の政策とかを見ることが可能だということは、非常にいいことだなと改めて思ったんですけど、あまり周知されてないというか、住民票は長崎県に置いたまま、よそに進学等で行っている人も相当数いらっしゃると思うんですけども、そういった方々、

若者へのアプローチとか、そういったことはどのように考えていらっしゃいますか。

【大塚市町村課長】お話がありました選挙公報のPDFデータを、現在、県の選挙管理委員会のホームページに掲載しているところがございます。

こちらの周知につきましてですが、県選管の持つSNSとかで周知をしているほか、一部の市町では投票所入場券に選挙公報を掲載している県選管のホームページのQRコードを掲載してご案内しているところもございます。こういったことを含めまして、周知につきまして市町選管の方にも幅広く見ていただけるようにお知らせをお願いしていきたいと思っております。

【山田委員】入場券にQRコードをつけていただいているのは非常にいいなと思います。紙で見ると、ちょっとした時間にネットで見たりとか、スマホで見たりとかできるものがあると思うので、そこを取り組んでいらっしゃる市町の事例を21市町にも紹介していただいて、ぜひ広く、多くの人に見ていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】1~2点質問いたします。

まず、14ページ、国と地方の税財源配分の推移という表がありますよね。昨日、臨時交付金の交付限度額全国一覧というのをもらったのよ。長崎県は全国で23位ということだった。総額で54億4,200万円かな、というのが決まっているけど、国と地方の税財源配分と、この比率ということは、連動しているのかなと、ふと思ったんだけど、わかる人はいるのかな、地域振興部で。無理かな。財政になるのかな。

【大塚市町村課長】臨時交付金との関係というのは、すみません、今お答えができないんですけども、こちらでお示ししておりますのは、国と地方の、税の収入と最終の支出のところのアンバランスのところをお示ししているものでございまして、それと臨時交付金との関係性というのは、申し訳ございませんが、こちらでは把握。今、お答えは、申し訳ありませんが、できないところがございます。

【吉村委員】そうなるよね。ここに資料として載っていたものだからね。

それに併せて、全国知事会とかで、結局、国に対していろんな要望をするわけよね。そういう時に最後に「確保、充実すべきである」と。この臨時交付金の資料をもらった時に、県の財政状況によって配分が変わってくるというところまで計算式があって、それ以上これが、長崎県の54億円が例えば60億円とか70億円とか取れないとかと言うけど、「そうはなりません」と言うから、結局は、いくら要望しても、その計算式どおりしかこないのかなと思ったものだから、またこれは財政にも聞いてみますけど。そういうことも頭に入れながら地域振興も考えてもらえばと思うんですけど、費用がかかるのでね。

ということで次の質問をするのですが、地域公共交通ね、バス、そこら辺で、この要望書あたりもどこからの要望にも入っておるわけよね。やっぱりバス路線の維持というのが非常に課題で。

ここに、県にそういう要望が上がって、国に対して政府施策要望で出しておりますという答えがずっと並んでいるんだけど、上げてもらうのはありがたいんだけど、具体的にどういことが出来るのかというのが、なかなか伝わって

こないというか。

この中で22ページを見ると、町村会からの要望だけど、ここでいわゆる「地域公共交通再編実施計画に地域間幹線系統と位置づけられた系統については、当該計画の実施予定期間と定めた期間中に限り、補助対象事業の特例を設定」と書いてあるんだけど、この地域間幹線系統とならない場合は、全くそこは、この対象にはならないということになるのかなと思って、そこら辺はどうですか。

【小川次長兼交通政策課長】委員ご指摘の部分につきましては、通常の国庫補助路線と言われる部分については、その欠損補助等に対して、国が2分の1、残りは県でも補助している。また、県単独補助路線については、県で2分の1を補助して、地元市町で2分の1を出していただいている。市町の補助路線というのは市町の方で100%出しているという分で、市町の方も非常に負担が重くなってきているので、いろんな支援の在り方をというような要望が今あっているところがございます。

県といたしましては、それぞれの路線の趣旨に従った役割分担というところでの負担について、当然そういう形で支援をしていきたいと思ってますし、また、今般、各市町におきまして地域公共交通計画というものを策定していただいているところがございます。そういう中で、従来のバス路線と、例えばコミュニティ交通と申しますか、デマンドタクシー等々を含めた、そういう役割分担をしていただきながら、今後も公共交通の維持を図っていただきたいと思っております。そういう全体を見た中で、また位置づけも若干検討する分があるのかなと思っております。

それと、もう一点のご指摘の特例措置でござ

いますが、これについては今、県北地域の一部の路線で、適用がされているところがございますが、それ以外の部分については適用はまだされておられません。

この部分につきましては一定、いわゆる国庫補助等含めて、上乘せとか要件の緩和があるという状況になっていますので、私どもとしては、今後、各市町で将来的に持続可能な公共交通計画を策定していただいて、国の制度、県の制度、市町の制度を含めたところで、そういう移動手段の確保が図られるような体系ができればと考えておりますので、引き続き、そういう面においては地元市町とも意見交換等々も積み重ねてまいりたいと思っております。

【吉村委員】今、答弁がなるほどと思って、私の不勉強なところもあるので、なかなかわからないところもあったんですけど、特例が一部の路線だけが適用されている。その中身について、よくわからなかったものだから、それ以外は、だんだんと合理化の波に埋もれていくのかなという心配があつて。

当然、持続可能でないといけないということはあるながらも、それと地域の足を守るというのは相反するところにあるわけよね。だから、それをどうやってやるかというところに苦心しないといけないと、こうなるんだけど、地域公共交通計画の見直しということが求められているということで、これを見直すということは、結果的には縮小しろという読み返しになってしまうのかなというのが危惧されるんだけど、そこら辺については、今の課長の答弁で、ある程度そういうことまで、そういうことじゃなくて、足を守るようなという話と私は聞き取ったんだけど、それでいいのか、再度確認させていただきたい。

【小川次長兼交通政策課長】委員ご指摘のように、今、県内の各市町においては、新たに地域公共交通計画の策定をしたりとか、例えば、従前から地域公共交通網形成計画というものをつくっていた自治体においては、その見直しによって、それを地域公共交通計画に置き換えるというような作業をさせていただいているところでございます。

そういう中で、これまでの路線バスの形態で、本当に事業者としても維持ができるのかというのにもございますし、当然、行政の負担もあろうかと思っておりますが、一方では委員ご指摘のように、利用者の利便性をどれだけ確保できるのかという観点もございますので、そこは実際の利用実態とか地元の意見も聞きながら、地域に即した形で、状態に応じた形の持続可能な計画をつくってほしいということを各市町にもお願いしております、各市町もそれぞれ、今、計画検討が進んでいると思っておりますので、私どももそういうところを側面的にも支援してまいりたいと考えております。

【吉村委員】先ほどの答弁で気持ちはわかっているのですが、そのように取りたいと思うんですが、今度は各市町の再編計画とかということになると、やっぱりどうしても縮小の方向に向いているわけよね。それが上からの圧力で、いや、もう補助は出せませんよとなると、勢いそういう方向に向かってしまわざるを得ないというところがあるので、そうならないような工夫というのを基礎自治体と一緒に考えるというところは、ちゃんと頭に入れて今後取り組んでいただければと思います。

なぜこれを言うかということ、この資料の45ページで、長崎県バス対策協議会という会議の結果報告が載っているんだけど、ここで例えば

(1)令和5年度国庫補助生活交通確保維持改善計画について、(2)令和4年度県単補助生活バス路線維持確保計画について、報告事項で令和3年度の路線休廃止の状況についてとか報告してあったり、審議がされたりしているんだけど、その議事概要を見ると、「特に異論なく了承された」と。異論は出ないのだろうかと思うんだけど、ここら辺の中身についてもう少し、どういことが審議されて、どういう報告があったかということ、かいつまんでちょっとお知らせいただけないですか。

【小川次長兼交通政策課長】本年6月27日に開催いたしました長崎県バス対策協議会の概要でございますが、まず、審議事項の国庫補助路線生活確保維持改善計画というのは、基本的に県内のバス事業者10事業者で、37系統、約1億8,000万ほどの国庫補助の計画について、事業者側から説明をされて、それを国の九州運輸局、もしくは各市町の代表、ここの中に公募委員も入っていますが、そういう方々で、その協議をするという状況でございます、これについては、各事業者の説明について、皆さん了解をされたという状況でございます。

また、2番目の令和4年度県単補助生活バス路線維持確保計画というのは、これは県単補助の分でございますが、この分につきましては6事業者から事業計画の説明がございまして、これは約1億4,000万円ほどの補助関係の計画でございますが、各事業者からの説明について、各委員、了解をされたという状況でございます。

また、報告事項の令和3年度国庫補助事業等の実施状況でございますが、これはそれぞれ、例えば乗車密度とか、利用者数を上げるための各事業者の取組というものの報告があったわけですが、これについても皆さん了解ということ

でございました。

令和3年度の路線休廃止の状況というのは、例えば、新たな道路ができて路線を切り替えたとか、地元の自治体と協議の上、どうしてもこの部分については利用者が少ないという部分で、その部分の一部を、その路線としては廃止をしたいというような現状がございまして、そういう報告がなされたということでございますが、それについてはバス対策協議会にかかる前に事業者と地元自治体の協議があった上での結果報告でございまして、これについても異議なくご了承いただいたという状況でございます。

【吉村委員】終わりにしますが、こうやって、いざ目を見ると、「特に異論なく了承された」ばかりずっと出ると、果たしてこの対策協議会というのが正常に機能しているのかなと、委員さんには失礼に当たるから、そういうことは言えないでしょうが、自由闊達な意見のやり取りとか、そういうことがあるような協議会というのが望まれるのかなと、これはほかの協議会も一緒ですけど、やっぱりそこら辺を、あえて事務的な作業にならないようなことで配慮をしていただくというようなことをお願いしておきたいなと思います。

結局、いろいろ問題、課題はいっぱいあるけど、その大本の協議会では、そう大して何も意見が出ませんでしたとなると、本当に問題がないのかなとってしまうので、そこら辺はもう少し、協議会自体を活性化させるということも考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】次に、政府施策に関する提案・

要望について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】まず、6月補正で進めていただいています公共交通機関環境整備等支援事業費9,000万円ですが、その後の進捗についてお尋ねいたします。

ご答弁の時に、スマートバス停、デジタルサイネージ、多言語対応ということが想定されますということでございました。その中でスマートバス停について、これは導入する方向で決定したのか、お尋ねをいたします。

【小川次長兼交通政策課長】お答えいたします。

スマートバス停に関するご質問でございますが、6月補正で計上いたしました公共交通機関環境整備等支援事業におきまして、現在、各事業者の方と調整をした結果、例えば、長崎空港、また長崎市内、佐世保市内等におけるスマートバス停の設置という方向で計画が上がってまいりまして、その辺について今内示を打っているという状況でございます。これにつきましては一応2月末までの事業完了という形で、今、鋭意手続を進めているところでございますので、いろんなバスのダイヤ等々を含めた情報発信という意味でデジタル化されるという形になりますので、ぜひ利便性が高いものになればと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。具体的に進んでいるようです。

長崎空港は、乗り場が複数箇所あったと思いますので、具体、箇所数、そして長崎市内、佐世保市内、どちらの方が想定されているのかお尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】具体的には、長崎空港につきましては、今、2番乗り場から5番乗り場、2番乗り場が基本的に県北地域行き、3番乗り場が諫早・島原半島行き、4番・5番が長崎行きという形になっております。その4つのバス停については、スマートバス停化をするという方向で整理をしているところでございます。

また、長崎市内におきまして、東長崎地区におきまして2か所、佐世保におきましては、佐世保駅前や、ハウステンボス、バスセンターとか、そういうところを含めまして、トータル9か所ほどスマートバス停を入れるということで、今、準備をしている状況でございます。

【川崎委員】詳しくありがとうございました。いよいよ観光地としてもそうですが、訪れる方にわかりやすく案内できる機材が導入されるということで期待いたしております。いつも指摘をしているんですけど、どうしてもバスというのは始発で時間どおりに発車しても、2つ目からは遅れちゃうということが常にあるわけで、そう考えていきますと、このバスロケーションシステムの導入ということは不可欠なんだろうと思っております。当然、バス側の整備も必要でありますから一足飛びにはいかないとは思いますが、バスロケーションの導入についてはどのような状況か、お尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】バスロケーションシステムでございますが、バス利用者がリアルタイムでの運行状況を把握できる点とか、また、交通事業者においても運行の管理体制の強化という意味では、非常に効果があるものと考えております。

現在、先ほど申し上げました6月補正の環境整備等補助におきまして、県北地域においてバスローテーションシステムの導入ということで

事業計画が上がっておりまして、それについて補助金の内示を打っているところでございますので、これも年度内の供用開始に向けて進んでいるところでございます。

また、長崎市内につきまして、これもバス事業者と意見を交換させていただきましたけれども、もしやるのであれば複数事業者がいる中で統一したシステムがよろしくないかと。そういう中でいくと、その調整等含めて実施時期については一定の時間を要するというので、今年度の事業対応はなかなか難しいということでございましたので、今後、そういう事業者からの意見等も私どもとしてはお聞きしていきたいということで考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。様々な調整が必要なのは承知しておりますが、利便性が高く、お客様に日常使っていただけるようなシステムとして精度を高めていただきたいと思いますので期待をいたしております。

次に、UIターン施策についてお尋ねをいたします。

長年かけて取り組んでおられることについては、大変評価をいたします。移住者の方も増えてきている中において、この移住者の方に対するフォローアップがどうなのかという観点からお尋ねをいたします。

移住者の方が増えていくと、もうそこで終わりということではなく、移住者の方にとしてみると、同じ境遇といえますが、移住してきた方々との意見交換もやってみたいということも伺っております。つまりそういった中において、さらに長崎県の施策としてプラスに転じるところも出てくるんだろうと思っているんですね。移住者の方々からのご意見があって、そこで新たな施策も講じることができる、この辺のこと

も期待できるんだろうとっております。

こういった意味で、移住者間のグループとかコミュニティとか、コミュニティという大げさなのかもわかりませんが、そういった連携の場が今構築されているのか、お尋ねいたします。

【宮本地域づくり推進課長】移住施策を進める上で、確かに来られた後の移住者間の連携は重要だと思っております。

これまででいきますと、令和3年4月に設立されております、これは地域おこし協力隊関係になります。地域おこし協力隊のOB、OGで構成される「一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワーク」という民間団体がございます。県では、この団体と連携しながら、いわゆる移住者である地域おこし協力隊のOBも含めたネットワークの広がりというところでネットワークを広げることによって、みんなが知り合いになって、いろんなアドバイスも受けながら、定住定着促進のための移住者間の連携というのが一つございます。

また、令和4年2月に設立された民間団体の「長崎・新たな暮らし方会議」がございます。この団体は、長崎で新たな暮らし方ができますよとか、関係人口の創出に取り組むこととしております。県と連携しながらやるようにしております。この団体にも先輩移住者がおられまして活躍しているところでございます。こっち側の新たな民間団体の、オンラインも活用しながら都市部の人とつながるような取組をして、それをワーケーションまでやっていきたいなという取組をしております。

こういった民間団体も既にございますので、そういった民間団体と連携しながら、さらに市町ともよく協議しながら、移住者間の連携を進

めていきたいと考えております。

【川崎委員】整えていかれている状況については、理解いたしました。これは、長崎に住んでいる人たちが、その魅力を訴えつつ、移住希望者に働きかけをしてきた、そして移住を推進してきたということでもあります。今度は移住者の方が移住者を呼び込むというようなところにも力を入れていくと、そこに共感をされる部分といったところもまた芽生えるんだろうとっております。そういったシナジーが出てくるようにお取り組みいただきたいと思っております。

7月に、ふるさと回帰支援センターにお邪魔いたしました。コロナ禍にあって、相談体制もいろいろ形態を変えながら取り組んでおられるということ伺いました。その中においては、コロナによって東京一極集中だったところが、地方移住というところで関心度も非常に高まっている傾向にあるということも説明を受けたところであります。

その中において1点気になる点は、移住希望者ランキングという中において、昨年度、2021年度は長崎県は、時々抜けたりはするんでしょうけど、移住希望先として20位内に入っている常連だったんですが、昨年度は残念ながら20位内に入っていないんですね。この点については分析をなさってますでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】ふるさと回帰支援センターのランキングにつきましては、ふるさと回帰支援センターにおいて、例えば各都道府県がセミナー等を開いた場合において、そのセミナー参加者が開催した都道府県を希望する、それが数になって表れてきているような傾向にあると考えております。

一方で、本県では市町と連携した合同説明会を東京で行ったりするんですけれども、市町と

連携することも大きいなというメリットがあるものですから、そうした場合に、ふるさと回帰支援センターのスペースでは広さが足りずに、昨年12月にも東京でリアルで、これは完全予約制ということでコロナも意識してやったところでございますが、そういった人数はさっき言ったようなことには数えられてないというところも出ているのかなと思っております。

いずれにしましても、今後とも、いろんなやり方を検証しながら移住の促進に努めていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 別途の取組があって、そこはカウントされてないということでありましたが、ふるさと回帰支援センターも20年になるんですね。一定、認知度も高まってきて、移住を考えた人は、まずここを訪れるという流れも一定できているんだろうと思っている中に、県もそこにはブースを設けながら、カウンターを設けながらやっているということから、少しここに対しても力を入れていくべきなんだろうと思っております。

そういった中、オンラインにおけるセミナーということを非常に活発されているところがあるということでもありますので、そこはコロナ禍においていろんな工夫、他の地域に立ち遅れないように取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

そういった中、顕著な事例として、これはなかなか距離感もあるので単純な比較はできないかと思えますけど、群馬県は、知事さんがかなりリーダーシップを発揮して取り組んでいることによってランキングを上げてきてますよと、そういったお話もございました。

先ほど言われたように、いろんな手法はあるんでしょうが、まさに知事自らおっしゃって

られるトップセールスの一環として移住希望者に、ぜひ長崎をとという行動、こういったことが大変大事なんだろうと思っております。いいか、悪いかは置いておいて、かつて宮崎県が、知事さんがはっぴを着ているんなパフォーマンスもあって認知度がぐっと上がったのは、これは紛れもない事実であって、ああいうトップの方の動きはかなりインパクトとしてあるんだろうと思っております。そういったところについても知事に頑張っていただきたいなと思っております。本人じゃないでしょうけど、どのようなお考えか、お尋ねいたします。

【宮本地域づくり推進課長】 確かに、本県には多様な文化でありますとか、自然、歴史、食、観光など、本当にいろんな魅力があると思っております。この間の新幹線の開業をはじめとした新たなまちづくり、出島メッセ、スタジアムシティプロジェクトなども非常にアピールできていると思っております。

そういった中、知事も先般、JR大阪駅で西九州新幹線の1か月前のイベントで長崎の魅力をPRしてきたというようなところもございません。

今後も様々な機会を捉えて長崎のよさを知事の方からトップセールスしてもらって、それに伴ってまた移住にもつながってくるのかなということでございますので、そういったことにつきましては様々な場面を捉えてやっていけたらいいなと思っております。

【川崎委員】 ぜひよろしく申し上げます。昨日、知事会見を見てたら、背広じゃなくてポロシャツみたいな感じで、非常に近い、フレンドリーに感じるような装いで登場されてました。まさに若い知事でありますので、いろいろ工夫しながらお取組を考えていただきたいと思います

す。

次に、新幹線のことでお尋ねいたします。先ほど田中委員から質問がありましたので、随分と勉強もさせていただいているところであります。

まず、23日に開業いたしましたけど、利用実績についてお尋ねいたします。

【峰松新幹線対策課長】西九州新幹線の利用実績についてでございます。

JR九州が開業から3日間の実績を発表しております。武雄～長崎間で上下合わせまして約3万2,000人ということで、この数字は対前年比でいうと439%増、コロナ前の2018年と比較しましても140%増ということで、概ね順調に乗車されているのではないかと評価をされております。

【川崎委員】開業直後ですので非常にパーセンテージが上がっていると思いますが、今後利用していただくためにも様々な施策を講じていただきたいと思います。

利用者の主な感想としてはつかんでおられませうでしょうか。

【峰松新対策課長】利用者の感想ということでございます。我々もまだ県民の皆さんと直接話をする機会はございませんでしたが、新聞等での報道によりますと、「揺れない」、「静かだった」、「時間短縮によって楽しみが増える」というような期待感の声が非常に多かったのではないかと考えております。

また、私も当日、新幹線に乗車させていただきましたが、その際、子どもさんとかが多く乗っていらっしやいまして、皆さん、歓声を上げながら乗られていたということが非常に印象に残っております。

【川崎委員】先ほど説明で国交大臣のコメント

が紹介されてました。「一本につながることも大事だということ強く感じた」という趣旨のお話があったという説明がありました。一本につながることは非常に大事で、それは当たり前として、先ほど田中委員が質問された海側ルート、佐賀空港ルート、佐賀県知事の「検討に値する」という発言もあったと聞いておりますが、この県の受け止めについてお尋ねいたします。

【鳥居地域振興部次長】委員ご指摘の佐賀県の空港を通るルートについてでございます。

まず、山口知事がそのようなご発言をされていることは承知しております。その上でルートに関しては、佐賀県内でもいろいろなご意見があると承知しております。昨年11月の国と佐賀県の第5回幅広い協議においては、国交省から佐賀駅を通るアセスルート、それから海側の空港ルート、それから山側を通るルート、3つの案に関して、効果、概算建設費等の情報が示されたところでございます。

この海側の空港ルートについては、国交省が示した評価においては、概算建設費が、もともとの佐賀駅を通るアセスルートの約1.8倍になるということで、時間短縮効果も限定されてくると、収支改善効果も得られないということが示されているところでございます。佐賀駅を通らないということになると、JR九州の理解を得られるのかといった課題もあるのではないかと認識しております。

国交省としては、そういったことを踏まえると、概算建設費ですとか投資効果、収支改善効果などから、やはり佐賀駅を通るルート、アセスルートが適当であるという考えを示されております。

一方、佐賀県からは、3ルートの比較においては、懸念する在来線の利便性に触れられてい

ないということで、そうしたことを含めてフラットに議論を深める必要があるというふうにされているところでございます。

県としては、あくまで佐賀県内の区間ということでございますので、一概にどのルートがいいということを申し上げる段階ではないのかなと思っておりますけれども、今後、幅広い協議において佐賀県と国との協議が進展することを期待しております、注視をしていきたいと思っております。

【川崎委員】次に予定されている会議体といたしますが、国交省と佐賀県との会議、このような予定はつかんでおられますか。

【鳥居地域振興部次長】現在、具体的に、次の国と佐賀県との幅広い協議の日程については、承知しておりません。今、準備を進められているものと承知しております。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】新幹線についてもう一度、一般的に質問いたします。

まずは西九州ルート、新幹線が開通したわけで、おめでとうございますとおっしゃいます。しかし、30年かかったんですね、30年。長崎県議会の平成4年11月定例会、我々、佐世保市議会議員が30人ほど傍聴席から野次を、野次の中で、騒乱の中で長崎県議会は議決したんですよ。それから30年。いろいろあったと思うけれども、なんか開通してしまうと喜びみたいなものが、あるのか、ないのか。あんまりそういうのが出てこないね。しかし、ここでやっぱり長崎県としてはひとまず新幹線問題は解決したわけだ、長崎県内の新幹線問題としてはね。だから、コメント等ももう少し出てくるんじゃないかなと。部長の報告の中にも、もう少し、30年間、本当長かったというようなね、何か出てく

るのかなと思ったけれども、それもない、淡々とという感じでね。

議事録に残しておきたいと思うので、感想を聞かせてください。

【早稲田地域振興部長】九州新幹線西九州ルートについては、9月23日に開業いたしました。これまで約半世紀の間、整備に様々な方々が携わり、尽力をしてこられました。その中にはルートの問題ということで、国鉄からJRへ営業が転換されたことに伴っての営業収支の面からのルートの変更、それから並行在来線の問題、そしてフリーゲージトレインの断念の話など、紆余曲折をたどりまして、現在、開業に至ったものと考えております。

これまでの間、その時々におきまして、歴代の知事、それから本県選出の国会議員の方々、県議会、経済界など、多くの方々の支えによりまして何とかここまでたどり着けたものと考えております。

今後におきましては、まず、この開業効果を最大限に高めるために県下全域にこの効果を波及させることを目指しまして本県としても取り組んでいきますとともに、本県の当初の目的、関西・中国圏への直通運行というものを目指して、引き続き、佐賀県や国、それから関係者の方々との協議を重ねながら取り組んでいくべきものと考えております。

【田中委員】本来の目的からすると、まだ半分という感じなのでね、残っているから、武雄温泉から鹿児島ルートというか、向こうにつながるのが、だから、喜びも半分なのかなと思いつつ聞いているんだけどね。

しかし、私自身は、個人的に言わせてもらおうと、やっぱり30年間を思えば、よくぞここまで来た感激してますよ。それはもう、うれしい

のはうれしい、新幹線が長崎県にできた。しかし、三十一、二年前の議論が反故にされたようなことは結構あるんでね。まあ、時代の流れというんで仕方ないなと思いつつ、決算の総括質疑もやるのでね、新幹線で、ちょっと前哨戦で総括しておきたいと思うんだけどね。

今、一番私の立場が困るというか、残念なのは、佐世保市民の若い人たちから、「なぜ佐世保には新幹線が来ないんですか、永久に来ないんでしょう」と言われるのがね、答えようがない。「なぜ来ないんですか、佐世保には」と。

だから、当時を振り返って思うと、昭和の時代にアセスルートが確定した。平成とともに短絡ルートになったと。ずっと昔の話だから、わかりやすく言うと、そんな感じがする。昭和の時代にアセスルート、新佐世保駅、早岐駅ルートができて、平成とともに、これは国鉄からJR九州になったとともにとも言えると思うけれどもね。なぜ佐世保市は外されたのかというところをやっぱり総括しておかないと、佐世保市民、県北民は納得いかないと思う。なぜ外さざるを得なかったのかということです。

だから、もう三十数年前の話だから、知らないよとおっしゃれば、そうかもわからんけれども、資料は残っているはずだ、県にね。少しはそういう歴史も勉強しなければ、今から武雄温泉から先の問題にも関わってくると思う、精神がね。

なぜ佐世保ルートが外されたのか。これも議事録に残さないといけないから教えてください。

【鳥居地域振興部次長】これまでの佐世保寄りルートから短絡ルートに至った背景、歴史でございます。

当初、国鉄時代に示されていた昭和48年の整備計画では、福岡市を通り筑紫平野で分岐をし

て長崎市に至るルートということで設定され、その後、早岐ルートが最初アセスルートとして示されたところでございます。その後、国鉄の民営化後にJR側から、この早岐回りルートでは、収支改善効果が得られないということが示されたということがございました。その後、平成3年に九州北部3県知事会議において、佐賀県知事の方から、博多から武雄までは在来線を活用して、武雄から大村までほぼ直線とするルートが提案をされたところでございます。それを受けて議論が重ねられまして、長崎県議会の全員協議会において、新たな短絡ルートというのが了承されたという経緯をたどっていると認識しております。

【田中委員】私の認識とは全然違う。最初から佐賀駅を通して、在来線を利用して新幹線をつくるなんて話は聞いたことなかった、当時。博多と長崎を結ぶという形で進んできたのはわかるけれども、最初から佐賀の方は在来線を使つてと、先だけ新幹線を使うだなんて、そんな話は当時は一切出てきてないよ。私は、もう新幹線というのは長崎と博多を結ぶ新幹線だと思つたし、当時言われていたのが今のルートなのよ、現在できたルート。それを中村弘海代議士が、ずっと佐世保の方に、佐世保の方に引っ張ってきたのよ、4~5年かけて。最初、ようやく三河内まで引っ張ってきたよと。それからまた2年ほどたってから、ようやく早岐駅まで引っ張ってきたという話で終わったのよ、中村弘海先生の時代は。その後、短絡ルートがぼんと上がってきた。

長崎県は、アセスを、知事が印鑑を押して国に上げた資料はあるでしょう、当時、昭和の終わり頃、上げたんですよ。アセスが何年かかったか知らないけれども、2~3年、3~4年かけて、

ようやく決着して、長崎県の知事が印鑑を押して国に上げた資料があるはずですよ。私は見たことあるから、それを。それが短絡ルートに決定された。佐賀県の知事が発表したから佐賀県が決めたとは、私は思えない。

当時言われたのは、時間短縮効果でJRが採算が取れないと。仕方ないと思った、時間短縮効果が出ないということだからね。しかし、今のルートでどうですか、時間短縮効果は。当時言われていた時間短縮効果はまだ半分しか出てないわけだからね。30分、30分、1時間ぐらいの時短短縮効果が言われていた。今、時間短縮効果は30分、残りが30分の時間短縮効果だ。だから、そういうものからすると、まだ中途だと言われればそうだ、今から先があるわけだから、武雄温泉から先が。

それから、収支改善効果、投資効果がないと。しかし、我々は、これは地域振興の流れで新幹線を捉えていたからね。長崎県としては、長崎市と佐世保市を通らない新幹線はないよと言って頑張ったんだけどね。

最後の切り札は、佐世保が反対すると新幹線はできないと。もう一つは、早くやらないと、鹿児島ルートに遅れをとるとできないよと。鹿児島ルートが先にできてしまうとできないよと、一緒になってやらなきゃできないよという話で、時間切れで平成4年の11月議会で、長崎県議会で短絡ルートが決議されて、それで一応終わったんだけどね。

今の次長の認識とは、我々はちょっと相いれないね。最初から長崎～武雄温泉までで、あれから先は在来線を利用してなんて話は一切なかった、そういう話は。時間短縮効果なんて出てこないじゃないの、そういうことじゃ。長崎～博多間でやったんです、全ては。それは少し勉

強してもらわないといけないと思うけど、どうですか。

【鳥居地域振興部次長】ご指摘の部分でございますけれども、県の認識としては、先ほど私から答弁申し上げたとおりでございます。少し細かい点、私の勉強不足の部分もあるかもしれませんが、そこは改めて把握をしたいと思っておりますけれども、現時点で、歴史・経緯として把握をしているものについては、先ほど申し上げたとおりで、平成3年の3県知事会議において佐賀県知事から示された短絡ルート案を、平成4年に県議会の全員協議会にかけさせていただいて、ご承認いただいた経緯だと認識しております。

【田中委員】それはね、結果はそういうことになっているけど、最初から長崎～武雄温泉間、武雄温泉～新鳥栖間を分離して考えたりなんかしたことはなかった、そんなことは。結果として、そうなっているだけだ。スーパー特急だったんだから、最初は。それがフリーゲージになって、今のフル規格になった。だから、少し認識が違うのは残念なんだけどね。

しかし、一度、昭和の時代に短絡ルートが決められたと佐賀県知事はあくまでも発表しただけで、やっぱり4者協議、長崎、佐賀、福岡、JR九州の4者協議がスタートの議論だったからね。そういう中で時間短縮効果とか、収支改善効果というのではねられたと。そこら辺、はっきりしてもらわないと、やっぱり。個人的にどうのこうの話じゃないんだ。そうしないと、今から先をやる時に、時間短縮効果、収支改善効果が必要になってくるわけで、武雄と鹿児島ルートを結ぶ際にはね。ぜひそれをお願いしておきたいと思うけれども。

終わりますけど、結論から言うと、一度決まったことを返すのは、もう至難の業でできなか

ったと。だから、短絡ルートを一度発表してしまうと、もうどうしようもなかったという感じが今してるんだけどね。

ハウステンボスのオープンは平成4年の4月なんだから。平成4年の11月に長崎県議会が佐世保をカットしたんだ。我々は、ハウステンボスの効果があるから、もうちょっといろいろな数字を見直すべきだと話したけど、もう前の段階で、3～4年前、4～5年前、その時点からすると決められたことで全ての数字が独り歩きしたから覆すことはできなかった。ハウステンボスが先なんです。今はちょっと寂れているけど、当時のハウステンボス、オープン時代の勢いというのは、これは大変なものだったから。しかし、それをもってしても覆すことはできなかった、収支改善効果も。もっと出るはずだ、収支改善効果はね。ハウステンボスのすぐ脇を、トンネルだけれども、200メートルぐらいの距離で通るような路線だったんだから。ハウステンボス駅からすると50メートルぐらいの範囲の山の中を通る予定だったんだから。

だから、30年経過して、ようやく完成をして一段落したけれども、今からのことを考えれば、やっぱりいろいろなことで総括をしておく必要があるということをお願いしておきたいと思う。あとは決算でやります。

終わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木副委員長】お疲れさまです。端的に伺いたいと思います。

総務委員会関係議案説明資料で部長からご説明はいただいたんですけど、九州新幹線西九州ルートについて記載がございました。これは9月23日の開業前に提出いただいた説明資料でもありましたので、9月23日、様々なイベント

が長崎駅周辺、各駅の周辺でも行われておりました。実際やられてよかった点、悪かった点、現時点の総括をどのように考えているのか教えてください。

【峰松新幹線対策課長】9月23日に開業いたしました。開業から3日間を使いまして、県内の沿線駅を中心にイベントをさせていただきました。

長崎駅では、駅周辺と水辺の森公園、県庁舎跡地、浜町、そういったところがにぎわいの中心になってイベントをさせていただいております。また、大村市では新大村駅を中心にイベントをしていただきまして、諫早市も諫早駅、諫早のアーケード、市役所前といったところを活用いたしましてイベントをさせていただいております。

お客様といたしましては、総じて県民の方々を中心に県外の方々も入られて、多くの方々に来ていただいたというところで、イベント自体は好評だったのかなと思っております。

しかしながら、長崎市のイベントで申しますと、ブルーインパルスについて、天候が悪うございましたが、県民の方をはじめ、県外からも多くの方が見学に来ていただきました。そういったところで交通渋滞がかなり起こってしまったというところは、我々も非常に反省すべきところではないかと思っております。今後、県警や長崎市とも話させていただきながら、そういったところの反省と、今後、こういった大きなイベントをするに当たってのとらまえ方というところにつきましては議論させていただきたいと思っております。

【赤木副委員長】イベントとして人を集めるということに関しては大成功だったなと思っております。本来であれば、それこそJRとか公共

交通を使って、例えば、長崎市内にお越しくささいというアナウンスをもっとすべきだったところもあります。ただ、したとしてもJRに乗れなかったお客さんがかなりいらっしゃったと聞いております。なかなか予測は難しい部分であったのかもしれませんが、集客するという、新幹線の開業をお祝いするという、多くの方に知っていただくことに関しては大成功だったと思っております。

初日に関しては、そうだったんですけど、2日目、3日目に関しては、少し水辺の森も集客に少し苦労したようなお話も聞きましたので、まだまだやはり課題もあるのかなと思いました。

報道でもありましたが、「日本一短い新幹線」と揶揄されてしまっているなど思っております。それを早く返上できるように私も頑張らなければならないんですけれども、ずっと結果を残し続けなければならない、多くの方に利用していただくかなければならない、決まるまではと、多くの課題があるなと思いました。

その中で一日駅長を務められた長濱ねるさんが、西九州新幹線の広報大使を務められてますけど、今後、どういった関わりを考えられているのか、教えてください。

【峰松新幹線対策課長】長濱さんの件でございます。長濱ねるさんにつきましては、西九州新幹線の長崎県の広報大使という形でご尽力をいただいております。長濱さんにつきましては、具体的には、イベントを行う時に、長濱さんの日程を調整させていただきながら、イベントに都合がつく時に参加していただいているという状況でございます。今回も9月23日の開業は、もう既に決まっておりましたので、日程が決まった段階から長濱さんをお願いいたしまして日程を調整させていただいて、今回、ご出演をし

ていただいたという経緯がございます。

今後につきましては、まだこれから新幹線対策課としましても、今後の駅の活用対策といいますが、にぎわいづくりというところを新幹線開業後の事業として考えておりますので、そういったところで何らかご出演していただく機会があるものか、もしくは開業のためのポスターとかPR動画に長濱さんをご出演していただいておりますので、そういったところを活用させていただきながら、長崎県の広報大使としてご活躍をしていただきたいと考えております。

【赤木副委員長】ありがとうございます。ぜひとも今後とも関わっていただきたいなと思っております。人選としてもすばらしかったなど私自身思っておりますので、今後とも効果的に長濱ねるさんに関わっていただいて、いろんなイベントをこれからもされるかもしれませんが、そのたびに出ていただきたいなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

あと1点だけ、県庁舎跡地についてお尋ねをいたします。

事業者というか、三菱総研さんに決まっているような展開がこれからはなされていくのかなと思っております。この2年間の間に新しい可能性、県庁舎跡地で可能性を示していただいて、県民の皆さんに、どういう使い方があるのか、どういことができるのかというのを様々示していただきたいなと思っているんですけれども、今までの長崎県にない知見をいただきたいところもございまして、県民の皆さんも関わっていただきたいと思っております。

その中で、知見の部分は私もまだわからないんですけど、県民の皆さんがどう関わっていくのか、予算がしっかり出てますので、どれくらい関わっていただくような予算を考えていらっ

しゃるのか、お尋ねいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】お答えいたします。

どの程度、予算的な部分で県民の方に関わっていただけたところを確保しているのかということをございますけれども、現状、プロポーザルに出した金額で応募者である三菱総研さんからご提示いただいているところです。今、その詳細を詰めております段階で、正確な割り振り等については、今、お答えすることは控えますが、少なくとも今お話をいただきました、いかにして県民の皆さんを巻き込んでいくのか、プレーヤーとしてご参加いただくのかということにつきましては、既に県庁舎跡地の方で様々な活動をしてくださっている団体の方とか、個人の方々にも仲間に入っただきながら、その方々のネットワークも生かして県内各地の活動者の方も巻き込んで、それぞれがチャレンジしたいことを県庁舎跡地の方で実践できるような環境をつくっていきたいと思っております。そのあたり、三菱総研さんにも、例えば彼らが動きやすいようないろんな設備、備品の準備であったり、それを押し出すPRの部分であったり、そういったところをまだ正式には決まっておりますけれども、確保いただいておりますので、これから地域の活動者の方ともお話をしながら有効に活動支援に当てられていくような協議をして契約をしたいと考えております。

【赤木副委員長】しっかりと地域で使える枠とありますが、関わっていただけるように柔軟に対応いただけたらというご答弁だったと思いますので、大小あるかもしれませんが、いろんな方が、やりたいと思っている方が関わりやすい柔軟な窓口というか、広くとっていただきたいなど、これは要望して終わります。

以上です。

【吉村委員】さっき、田中委員の新幹線の話を得々と聞かせていただいて、歴史が長いからね、なるほどと思って感心をさせていただきました。

やっぱり佐世保が協力をしたということを経史上、忘れていないとは口では言うのだろうけど、やっぱりだんだん離れつつあるんじゃないだろうかと思うわけよ、私としては。やっぱりこの新幹線に目がどうしてもいってしまう。新幹線を活用しないといけないんだけど、活用して活性化をしようとする、勢い、そこにばかり目が行くわけよ。

それで、さっき机の上に置いてあったものだから、文化観光国際部が観光は窓口だよ、あなたたちは交通政策ね、そこで別々の部局よ。そしたら10月1日からJR九州のデスティネーションキャンペーンだよ。やってくれるのはありがたいんだけど、長崎駅でやりますと、最初の開始のセレモニーを。佐賀県知事も来るのだったね、大したものだ。それで、長崎駅だけ、出島ワーフでもやりますと。佐世保はどこにも出てこないけど、出島ワーフで佐世保バーガーを売るのだから、それだけよ。「長崎駅に佐世保市長は呼ばないのね」って言ったら、「佐賀県が知事一人で来るものだから、長崎県側はそんなにたくさん呼べないのです」と、そういう話になるわけです。「あなたたち、地域振興部とも話しているのね」と言ったら、「一応やり取りはしています」と言うけど、そこら辺、このデスティネーションキャンペーンについて文化観光国際部と話をしましたか、いかがですか。

【峰松新幹線対策課長】デスティネーションキャンペーンの日程等の連絡につきましては、新幹線対策課も受けておりまして、実際にどういったことをやるか、1日に博多で出発式をやっ

て、翌日、2日に長崎駅で出発式をやるというところにつきましては、ご連絡をいただいております。新幹線の開業からデスティネーションキャンペーンに移り変わるというところで我々も考えておりましたので、そういったところの連絡の取り合いはさせていただいております。

【吉村委員】連絡をしたということは、結果が、問題は結果なの。連絡だけしたって、聞きおきますみたいなことじゃ、話にならないと思います。

だから、「JRがやるデスティネーションキャンペーンなんだけど、どこが主体でセレモニーをするの」と、「協議会でやりました」と、こう言うわけ。そこにいろいろ入っているけど、もう長崎駅と、それから動かないと。デスティネーションだろう、これは目的地だから、最終目的地、長崎だけなのかとなるわけよね。それは新幹線で来るから長崎駅となるのかもしれないけど、やっぱりその開業によって、それから今度は佐世保駅にも、新幹線は来ないけど、さっきから話があっているけど、でも、目的地としては佐世保駅というのも当然想定してもらわないと困るわけよね。だから、「そこで何かセレモニーしないのね」と言ったら、「いや、長崎だけです」と。大きなところはJR九州であったり、日本旅行、そういうところに投げられているんじゃないのかという感じがするわけよ。やっぱり県もそこに主体になってやらないといけないというのであれば、当然、長崎駅でやる時は佐世保駅でもやるということを考えてもらわないと。そこは地域振興部が頑張らないと、観光だけでは、観光はこれで観光なんですと言ったりするわけよ。

だから、そこら辺、政策的に、やっぱり新幹線があるのは佐世保が譲ったおかげでできてい

ると、譲らざるを得なかったと言わないといけないのだろうけど、それを考えると、そこが頭から離れてしまっただけとはいえないだろうということがあるんだけど、このデスティネーションキャンペーンが12月の終わりまでであるわけね。

だから、そういう意味で佐世保駅でも中間で何かセレモニーをやるとか、何かのイベントをやるとことを考えてよとお願いしてるんだけど、地域振興部としても一緒になって、そういうことを企画してもらいたいと思うんだけど、いかがですか。

【峰松新幹線対策課長】佐世保でのイベントということでございます。

先ほど少し答弁の中で触れさせていただきましたが、新幹線が開業した後、にぎわい創出ということで、新大村駅や諫早駅、もちろん長崎駅もそうですが、駅の活用というところが非常に重要であると考えております。もちろん、佐世保駅についても我々も考えておまして、その4つの駅については、何らかにぎわい対策という形で、委員がおっしゃいましたようなイベントをさせていただきたいと考えております。それが12月中までにできるのかというところはありますが、年度内ではさせていただく予定でございます。今も佐世保市と協議を進めておりますので、そういったところは佐世保市も、当然我々も念頭に置きながらイベントをさせていただきたいと思っております。

【吉村委員】あなたたちで考えるのもいいんだけど、せっかくのこういうタイミングがあるわけよね。だから、そういう時に合わせて一緒に考えるということも頭に入れてやってもらいたいと思います。よろしく願います。

それからもう一つは、話を変えて、新幹線ばかりでは。

地価の動向という報告があったんだけど、土地基本法の一部を改正する法律案というのが、法律の概要が示されているんだけど、この中で地籍調査の円滑化、迅速化というところがあるわけ。

それで、迅速化するために不明土地所有者のところがあった時に、こうだ、こうだと書いてあるわけね。それで手続がある程度早く進められるようにということになるんだけど、これらの効率的な手法を盛り込んだ令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」、令和12年までなのよ、計画期間がね。

それで、地籍調査の優先実施地域での進捗率を現在の8割から9割を目指す。この優先実施地域というのが、どこなのかなと思うんだけど、おわかりであればお知らせいただきたい。

【兼武土地対策室長】地籍調査の第7次計画における優先実施地域としまして、地籍調査につきましては、今後、優先的に実施する地域として、まずは優先度が低い地域、具体的には土地区画整理事業とか一定の精度を有する事業を実施されている地域だとか、大規模な国有地あるいは公有地、それから利用の予定がない農地であるとか、林業を行う予定がない林地、こうした地域を除いた地域、逆に言えば、そういった地域を除いた地域のうち、社会資本整備だとか防災対策、都市開発に資する地域、こういった地域を優先的に実施する地域として、まずはそこを進めていこうというような考え方の下に、第7次計画が策定されております。

【吉村委員】今、室長の答弁で出てきたけど、いわゆる利用見込みの少ないというか、そういう土地を除いたと、いわゆる中心地域とか、宅地になるようなところとか、そういうところになるんだろうけど、そういうところを選んで実

施地域に計画をすると。これはいわゆる市町が計画を立てるわけよね。これは県を立てるんじゃないかって市町を立てるのよね、確認ですけど。

【兼武土地対策室長】地籍調査の計画につきましては、実施主体である市町が計画をつくることになっています。

【吉村委員】そこで、こういう文章を読むと、これに従って市町が10か年計画をつくりますとなると、なかなかもうその計画を変更することができるのかということになるんだけど。

利用に供さないようなところというけど、例えば林地でいうと、人工造林した山が、もう伐期を迎えているという時に、ここで言うのもあれだけど、農林になるんだけど、そこが例えばまだ地籍調査が進んでいないと、だから境界が確定していないわけよ。その境界を確定しないと仕事に入れないということになるわけね。そういうのを解決しないといけない。一つのそういう活用方法が出てきた場合は、そこを新たに優先区域に変更なり加えるという作業ができるのかどうかというのを聞きたいんだけど。

【兼武土地対策室長】実施主体である市町の方で、実際にそこを優先的に実施すべきという明確な理由が立てられれば、そこは計画を変更してでも実施することは可能だと考えております。

【吉村委員】それは窓口は県で、市町が県に申し出て、県が許可をすれば、それでオーケーなのか、国まで許可をもらわないといけないのか、そこら辺はどうですか。

【兼武土地対策室長】具体的には、県が翌年度事業等のヒアリングをいたしますので、そこで市町から事業計画を伺いまして、それから県が国のヒアリングを受けますので、そこで説明をして話をしていくことになると思います。

【吉村委員】今のことを考えると、大体県がオーケーすればいいということかなと思います。

それと、毎年、見直しをかけるチャンスがあるということで理解していいですか。再度確認いたします。

【兼武土地対策室長】次年度の事業計画のヒアリングは毎年度行いますので、その都度、ご相談いただければいいと考えております。

【吉村委員】何度か言っているんだけど、なんでこういうことを言うかという、県北の方でも佐世保市とかがなかなか進んでいないところがある。山なんか、固定資産税上、広さが確定されているんだけど、線引きが直線なのよ。だから、それは実質的な境界じゃないわけね。税金上の境界であって、直線で、定規で線を引いたように山が切られていて、そこに地権者の名前は入っているのだけど、境界確定はされていないというところ。そういうところに、もう60年以上たった木が生えているのに伐採されないと、伐期を迎えているのに。そういうところがあるので、そういうところの地籍調査は急いでやって、そういう作業ができるようなことも進めないといけないと考えるので、そこら辺、県としても、そういうところも考えながら毎年度の見直しの中で、そういうところを考えてもらえばありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【北村委員長】ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】委員長を交代します。

【赤木副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【北村委員長】1点だけ。先日の長崎新聞の読者投書欄に、新幹線の座席に点字が表示をされていないという旨の投書があったと存じます。

それについて所管課はどのような認識を持っているのか、お尋ねをいたします。

【峰松新幹線対策課長】記事につきましては、9月26日の長崎新聞の「声」の欄でいただいております。9月26日の観光生活建設委員会の中でも議論をなされているということで、その際、新幹線事業対策室から、JRにも申入れを行ったということで答弁がなされております。

我々からも事実確認をさせていただきまして、内容的には、点字につきましては、鹿児島ルートの場合は、800系の「つばめ」はついてないんですが、N700系の「さくら」、「みずほ」の指定席のみに点字がついているということでございます。

東海道新幹線とか山陽新幹線で導入している、今回の「かもめ」で導入しましたN700Sについては、点字がついてないということで、それが標準の仕様になっておるということです。新聞にも書いてありましたが、国のバリアフリーガイドラインで点字を導入するということは義務づけられてないというところがございますので、今回もその仕様のまま、JRとしてはされているということでございます。

JRには、我々も、こういった意見があったというところでは申し伝えているところでございます。

【北村委員長】わかりました。相手があることですので、県としては、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり」を標榜している県でもありますから、しっかりと申入れを行うというようなことでお願いをしたいなと思います。

以上です。

【赤木副委員長】委員長を交代します。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 2時57分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時58分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月30日

自 午前10時00分
至 午後2時36分
於 委員会室1

県民センター長	和田木詳広 君
秘書課長	大瀬良潤 君
広報課長	椿谷博文 君
人事課長	今富洋祐 君
新行政推進室長	徳永真一 君
職員厚生課長	浦田浩次 君
財政課長	小林純 君
財政課企画監	石田祐子 君
管財課長	山道繁 君
管財課企画監	森祐子 君
税務課長	山口俊也 君
税務課企画監 債権管理室長 (参事監)	田端健二 君
スマート県庁推進課長	田尾康浩 君
スマート県庁推進課 企画監	吉村邦裕 君
総務事務センター長	井手潤也 君
	小林陽子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	北村 貴寿 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委員	田中 愛国 君
"	坂本 智徳 君
"	山田 朋子 君
"	川崎 祥司 君
"	中島 浩介 君
"	ごうまなみ 君
"	吉村 洋 君
"	宅島 寿一 君
"	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	多田 浩之 君
危機管理課長	松田 武文 君
危機管理課企画監	川原 久春 君
消防保安室長(参事監)	宮崎 良一 君

総務部長	大田 圭 君
総務部次長	伊達 良弘 君
総務文書課長(参事監)	鳥谷 寿彦 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【北村分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分でございます。

歳入予算は、地方交付税2億8,927万8,000円の増、合計2億8,927万8,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、危機管理監より総括説明を求めます。

【多田危機管理監】危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

お配りしております「総務委員会関係議案説明資料」の3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「契約の締結について」であります。

この議案は、長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業の請負契約を締結しようとするものであります。

後ほど、危機管理課長から補足説明をいたします。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、台風第11号の対応状況について、台風第14号の対応状況について、陸上自衛隊オスプレイの飛行訓練について、防災ヘリコプターによる離島からのコロナ患者搬送について、原子力安全連絡会の開催について、令和4年度長崎県消防団大会について、第37回長崎県消防ポンプ操法大会についてでございます。

お配りしております説明資料（追加1）の3ページをお開きください。

まず、台風第11号への対応状況についてでございますが、去る9月5日から6日にかけて、本県に接近いたしました台風第11号により、五島市在住の1名の方が怪我をされたほか、最大3万戸超が停電し、432か所の避難所が開設され、5,199の方が避難されました。

また、農林業関係や水産業関係において被害が出ており、被害状況は引き続き調査中ですが、関係機関と連携し、復旧復興に努めてまいりたいと考えております。

この間、県といたしましては、長崎県災害警戒本部を設置し、情報収集等の対応に当たったところでございます。

今後も、日頃から関係機関との連携を図り、災害対策に取り組んでまいります。

次に、別にお配りしております説明資料（追加2）の3ページをお開きください。

台風第14号への対応状況についてござい

ますが、去る9月19日未明から朝にかけて本県に接近いたしました台風第14号は、特別警報級の台風として早い段階から消防庁や気象台において嚴重な警戒が呼びかけられました。

幸い、本県では特別警報の発表に至らなかったものの、7名の方が怪我をされたほか、住宅の一部損壊などの被害が発生いたしました。

また、最大で4万戸超が停電し、486か所の避難所が開設され、8,481世帯、1万4,499人の方が避難されるなど、県民生活に多大な影響を及ぼしました。

県としましては、台風の影響が生じる前の17日に災害対策本部を設置し、本部会議を開催して庁内の情報共有を図るとともに、気象台や自衛隊などとの連携も密にしながら対応に当たったところでございます。

詳細の被害状況は引き続き調査中ですが、関係機関と連携し、復旧復興に努めるとともに、有事即応体制を維持し、災害対策に取り組んでまいります。

次に、お配りしております説明資料にお戻りいただき、3ページをお開きください。

陸上自衛隊オスプレイの飛行訓練についてですが、去る5月26日に九州防衛局から、海上自衛隊大村航空基地と陸上自衛隊相浦駐屯地にて実施する旨の説明がありました。本県に飛来するのは初めてのことであり、県から九州防衛局に対し、訓練時の県民の安全確保と県民への丁寧な説明を要請したところであります。

飛行訓練は、7月26日、27日の両日に実施され、特に問題なく終了しているものと承知しておりますが、今後とも、国に対し、実施時期の公表や安全の確保、地元住民への丁寧な説明を行うよう、求めてまいります。

次に、防災ヘリコプターによる離島からのコ

ロナ患者搬送についてですが、様々な検討、協議、訓練等を重ね、昨年8月に搬送を実施できる体制を整えたところでございます。

去る5月27日に初めてコロナ患者搬送を実施し、その後、7月に1件、8月に2件の搬送を実施しております。また、8月の防災ヘリの定期点検中には、海上保安庁へ要請を行い、1件の搬送を実施いただいております。

防災ヘリは、県民の生命に直結した様々な活動を実施しておりますが、コロナ感染症の感染拡大への対応、応援協定に基づく他県での活動など、より専門的、広域的な任務の必要性が高まっております。

引き続き、隊員の感染防護に万全を期すとともに、訓練を重ね、有事即応体制の維持・強化を図ってまいります。

次に、資料4ページの原子力安全連絡会の開催についてですが、発電所から30キロ圏内に所在する松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市において、7月29日の壱岐市での開催を皮切りに、8月3日に平戸市、翌日4日には松浦市で開催いたしました。

当日は、県から避難方法や被爆の基本的な考え方、令和3年度の訓練結果と課題及び今年度実施予定の訓練概要について説明を行ったほか、地元市からは、各市の防災対策、九州電力からは特定重大事故等対処施設や緊急時対策棟の設置、使用済燃料貯蔵対策、1号機及び2号機の廃止措置の実施状況について説明を行いました。

参加した皆様からは、避難計画や避難道路の整備状況についてのご質問、ご意見のほか、放射線による人体への影響や防護対策、テロ対策などについてのご質問をいただき、情報の共有と意見交換により、玄海原発に関する理解を深めることができました。

残る佐世保市につきましては、10月に開催する予定としており、この安全連絡会でのご意見は、10月下旬以降に予定しております原子力防災訓練をはじめ、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

次に、資料5ページの令和4年度長崎県消防団大会についてですが、去る6月25日、佐世保市において、第75回大会が開催されました。この大会は、団員の士気高揚と消防防災意識の一層の啓発を図るために開催しており、今年は3年ぶりの開催となりましたが、感染症対策を実施しながら、県内団員等約500名の参加を得て、消防功労者や協力事業所に対する表彰を実施するとともに、郷土を災害から守っていく大会宣言や団員による活動報告が行われました。

今後とも、消防団活動の充実強化を図り、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

最後に、第37回長崎県消防ポンプ操法大会についてですが、去る8月7日、大村市において開催いたしました。

本大会は、今回は4年ぶりの開催となりましたが、無観客で行うなど規模を縮小するとともに、開会式直前の悪天候により開会式を屋内訓練場で行うなど、異例の開催となりました。

当日は、約400名の参加を得て、選抜16チームがポンプ車操法の部と小型ポンプ操法の部において、見事な操法技術を披露され、ポンプ車操法の部で島原市消防団が、小型ポンプ操法の部で五島市消防団が優勝いたしました。

今大会の小型ポンプ操法の部で優勝した五島市消防団は、来る10月29日に千葉県で開催される第29回全国消防操法大会に本県代表として出場いたします。

今後とも、操法大会などを通して消防団員の

士気の高揚等に努め、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】次に、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」及び「追加1」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第96号議案「権利の放棄について」であります。

初めに、条例議案についてご説明申し上げます。

第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、予算執行調査等の対象となる法人の範囲について、県の出資比率の減少や新たな出資があったため、法人名の追加をしようとするものでございます。

第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布等に伴い、職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げて65歳とするとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任

用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、この議案につきましては、後ほど人事課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、事件議案についてご説明申し上げます。

第96号議案「権利の放棄について」。

この議案は、長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金について、債務者及び連帯債務者が破産免責し、連帯保証人の消滅時効援用により債権の回収が不能であることから、権利を放棄しようとするものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明申し上げます。

権利の放棄についてであります。1件50万円以下である長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金1件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、「総務委員会関係議案説明資料(追加1)」をご覧くださいと存じます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

中期財政見通しについてであります。今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を図るため、令和5年度から9年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月12日に公表いたしました。この中期財政見通しは、令和4年度6月補正後予算を基礎といたしまして、今後見込まれる県税や地方交付税等に係る税制改正や地方財政対策などについて一定の仮定に基づき試算を行ったものでございます。

今回策定いたしました中期財政見通しでは、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高

騰による本県財政への影響は不透明なものの、国の財政措置や継続的な収支改善対策、公債費が低水準にあること等により、令和4年度から6年度は財源不足額が生じない見込みとなっております。

しかしながら、令和7年度以降は公債費の増加に伴い、再び財源不足となることを見込まれることから、今後におきましては、新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価高騰による影響等を十分に注視しつつ、引き続き、歳入歳出両面から収支改善対策に力を注ぐとともに、将来の公債費負担の抑制に向けた一層の事業の重点化・効率化と経費の節減を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、国に対しましては、今後の社会保障関係経費の増加や人口減少対策、防災・減災対策、デジタル化の推進等の地方の課題に適切に対応するための財源措置の充実を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策への継続支援及び収束後の平時モードにおける地域経済の回復拡大に必要な地方税財源の充実・強化を強く要請してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】次に、危機管理課長より補足説明を求めます。

【松田危機管理課長】危機管理課の契約案件についてご説明いたします。

お手元に配付しております「危機管理課長補足説明資料」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議いただきますのは、第95号議案、新規契約の案件であります。

工事名につきましては長崎県防災行政無線衛

星系設備再整備事業、工事場所は長崎県庁ほか県内一円であります。

事業の目的及び概要ですが、長崎県防災行政無線につきましては、県民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的とし、地上系、衛星系、移動系により構成され、県と国、県内各市町、消防本部などの防災関係機関との間において、災害情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行う重要な通信網であります。

このうち、衛星系設備につきましては、平成19年度に第2世代システムへの更新をしましてから15年が経過し、老朽化に伴う故障が多発しているほか、現在のシステムの運用が令和7年度末で終了することから、消防庁が第3世代システムへの一体的な整備を全国的に推進しているため、衛星回線用の設備を更新するものであります。

資料2ページをご覧ください。

本県防災行政無線回線の全体図をお示しておりますが、今回、更新する設備につきまして、太枠で囲っている部分が該当箇所になります。

今回の再整備によりまして、大雨による通信障害が発生しにくくなるほか、災害現場等の映像が高画質で送受信可能となります。

資料1ページに戻っていただきまして、契約の相手方ですが、2つのJVが参加いたしました一般競争入札の結果、記載しております三恵・一・大菱特定建設工事共同企業体に決定いたしました。契約金額は8億9,520万4,200円で、財源は全額、緊急防災・減災事業債を充当することとしております。契約工期は、令和5年度債務負担により、令和6年3月22日限りとしております。

なお、本案件につきましては、あらかじめ落札者と仮契約を締結した上で、今回、契約案件

として上程しております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】次に、人事課長より補足説明を求めます。

【今富人事課長】今回、ご審議をお願いしております第91号議案「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（案）」の関係部分について、補足してご説明いたします。

お手元の「令和4年9月定例会県議会 総務委員会説明資料」の9ページをお開きください。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布等に伴い、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とするとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をしようとするものであります。

初めに、2の（1）定年の段階的引き上げにつきましては、職員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げて65歳としようとするものであります。

なお、離島で勤務する医師・歯科医師の定年につきましては、人材確保の観点から、これまでと同様70歳とするものであります。

10ページをお開きください。

（2）管理監督職勤務上限年齢制の導入につきましては、いわゆる役職定年制の導入であり、これは組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために、管理監督職及びこれに準ずる職に就いている職員を60歳以降の最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任または転任させようとするものであります。

また、（3）管理監督職勤務上限年齢による

降任等の特例につきましては、役職定年制の対象職員について、他の職に異動することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年単位で期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させることができるようにするものであります。

11ページをお開きください。

（4）定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、定年の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則としますが、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を本人の意向を踏まえ、退職しなかった場合の定年退職日に当たる日までの間、短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入するものであります。

次に、（5）60歳に達した職員の給与についてご説明いたします。

まず、ア、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に職員が受ける給料月額につきましては、当分の間、当該職員に適用される給料表の級号給に応じた額の7割とするものであります。

12ページをお開きください。

イ、管理監督職勤務上限年齢による降任等された職員の給料につきましては、役職定年による降格後の級号給の7割となる給料月額のほか、降任前の給料月額の7割と降任後の給料月額の7割との差額を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給することにより、結果として、降任前の給料月額の7割の給料を支給するものであります。

ウ、60歳に達した職員の諸手当等の支給につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

13ページをお開きください。

（6）定年前再任用短時間勤務職員の給与に

つきましては、現行の再任用短時間勤務職員と同様であり、給料月額は、給料表の基準給料月額を基礎として勤務時間に応じた額とし、諸手当については、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特地手当及び準特地手当を支給しないこととするものであります。

（7）現行定年退職日60歳以降に退職する場合の退職手当についてでございますが、現行の60歳で定年退職した場合よりも不利益が生じることのないよう、減額前の給料月額及び定年退職の退職事由による支給率により退職手当の算定を行うなど、所要の改正を行うものでございます。

（8）職員への情報提供・勤務継続の意思確認制度につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めることとするものであります。

最後に、施行日になりますが、一部を除き、令和5年4月1日施行としたいと考えております。

以上で第91号議案の内容についての補足説明を終わります。よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

第95号議案「契約の締結について」お尋ねをいたします。

説明はいただきましたが、少し教えてほしいんですけど、様々な老朽化に伴う設備の更新と理解をいたしました。今現在ある設備というのは、2018年1月に現庁舎に引っ越してきたわけですけど、旧庁舎から移設された設備なのか、

お尋ねいたします。

【松田危機管理課長】現在の庁舎で使用しております衛星系の設備についてですけれども、旧庁舎で使用しておりました設備を原則移設しております。ただし、平成6年度から使用しておりましたアンテナ本体は、老朽化が著しかったため、庁舎移転のタイミングで更新しております。

【川崎委員】一部は移設されているということですが、平成19年度に更新して、現在で15年経過だから、移設の時点だとマイナス4年で11年経過をして、恐らくその時には次世代の設備なんだろうと思います。要は、移設をして、今更新をするということであれば、当時、4年前に更新して移設の分だけコストを下げるということは検討されなかったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【松田危機管理課長】平成29年度の庁舎移転時におきましては、今回更新いたします第3世代システムの標準規格がございませんで、第2世代の規格しかございませんでした。当時使っておりましたシステム、設備が使用可能だったことから、そのまま移設した次第でございます。

【川崎委員】ということは、わずかな期間の違いでやむなしということですか。

【松田危機管理課長】ご指摘はごもっともでございますが、移設した後に第3世代システムが標準規格として使用が確立されたという状況でございますので、それに合わせて第2世代システムが令和7年度末に終了するということになりまして、そういった総合的なことを判断いたしまして、今回、更新をさせていただこうと思っております。

【北村委員長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】関連して、アンテナは新しいアンテナに換えているから、それはそのまま使用できるということになるのかな。第3世代になるとアンテナも換えないといけないのかな、そこら辺どうですか。

【松田危機管理課長】アンテナにつきましても、今回更新をさせていただくことになっております。庁舎移転時の平成29年度に更新した際に、施工した業者から次世代システムにも対応可能ということで当時は伺っておりましたけれども、衛星系のシステムを扱っております団体から、団体が出しております標準局におきまして、現在使っているアンテナが使用できないということが判明いたしましたので、アンテナも併せて一体的に更新することになっております。

【吉村委員】そしたらアンテナだけ新しくしたのが少し無駄になったということになるのだろうと思うけど、さっきのやり取りを聞いていて、わからんこともないのだけど、もう少しそこら辺情報が、令和7年度に第2世代が終了するということは、その時点でそこら辺、情報が全くなかったということになるわけですか、どうですか、再度確認します。

【松田危機管理課長】当時は、国におきましても、次世代システムの構築に取りかかっていたところでございますが、まだ標準規格ということではございませんでした。今回、第3世代システムへの一体的な整備の推進ということにつきましては、消防庁も令和3年1月に全国的に通知を出して呼びかけているという状況でございます。

参考までに、確かにアンテナについては、更新してまだそれ程年数がたっていないという部分がございますけれども、今回、第3世代システムで導入いたします機器のほとんどが汎用品

の利用が可能ということでございますので、そういったところでコスト削減は図られると考えております。

【吉村委員】最後にしますけど、今ずっと話を聞いていて、ここの文章で、事業概要の中で、「次世代の衛星回線に対応する設備の導入が国より求められている」ということで、これは国がそろえてくれと言ってきているのだろうと思うのだけど、この契約金額、これは入札をされていると思いますけど、入札の中身と、それからこの契約金額の財源内訳をお知らせいただけないですか。

【松田危機管理課長】入札の中身ですけれども、入札結果に基づきまして、設計金額、予定価格を公表しておりますけれども、予定価格が8億7,668万7,000円でございます。落札額が8億1,382万2,000円ということになっております。

財源につきましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、全額、緊急防災・減災事業債を充当することにしております。これは国から県と市町にある設備を一体的に整備をすることにより全額充当できるというお話がございまして、こちらを活用させていただくことになっております。

ちなみに、緊防債は充当率100%で交付税算定率が70%となっております。

【吉村委員】せっかくなら、入札の中身ということで、何社が応札してというところを言ってくれればと思ったわけよ。お願いします。

【松田危機管理課長】補足説明のところでもお話をさせていただきましたが、2社のJVが参加をして、こちらの三恵・一・大菱が落札したということでございます。

【吉村委員】了解しました。

【北村委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第90号議案のうち関係部分、第91号議案のうち関係部分、第95号議案及び第96号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【松田危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理監関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災情報システム再整備業務委託、令和4年度長崎県震度情報ネットワークシステム更新工事の2件であり、契約内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表等を4ページ及び6ペー

ジに添付しております。

次に、資料7ページから12ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、大村市からの要望が2件、雲仙市からの要望が1件の計3件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては、記載のとおりであります。

最後に、資料13ページからになりますが、附属機関等会議結果報告につきまして、本年6月から8月に行った会議の結果報告といたしましては、長崎県防災会議の1件となっており、その内容につきましては、資料14ページから15ページに記載のとおりでございます。

続きまして、「総務委員会資料 令和5年度政府施策に関する提案・要望について 危機管理監」関係をご覧ください。

去る7月21日及び22日に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望につきまして、危機管理監関係の要望結果をご説明いたします。

重点項目につきましては、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、原子力災害対策についての2項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が防衛省、外務省、内閣府、原子力規制庁の4府省庁であり、防衛省整備計画局長ほか6名に対し、副知事、副議長、危機管理監、危機管理課長により要望を行いました。

このうち、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等につきましては、平成23年に日米合同委員会で佐世保弾薬補給所の移転・返還について基本合意がなされておりますが、いまだ工事着工にも至っていないことから、防衛省に対し強

く要望を行い、「返還に向けて米側との協議を加速させていく」との回答をいただきました。

また、原子力災害対策につきましては、原子力災害時に住民が円滑な避難を行うための道路等のインフラ整備の支援制度がないことから、内閣府に対し、関係省庁への働きかけや緊急時避難円滑化モデル実証事業の拡充について要望を行い、「関係省庁と連携していくとともに、既存事業の予算確保に努める」との回答をいただきました。

このほか、一般項目の「雲仙砂防管理センター及び九州大学地震火山観測研究センターの充実・強化」につきましての要望を文部科学省に対して行いました。

以上が危機管理監関係の要望結果ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鳥谷総務文書課長】まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明させていただきます。

3ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。令和4年6月から8月までの実績は、計12件であり、各契約の内容は、資料に記載のとおりであります。

また、5ページから12ページにつきましては、一般競争入札に付した契約の入札結果一覧表を添付いたしております。

13ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県町村会、諫早市からの計2件となっており、具体的な要望項目及び県の対応については、資料に記載のとおりであります。

16ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、令和4年6月から8月までの実績は、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県個人情報保護審査会が1件、長崎県情報公開審査会が3件の計7件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、17ページから23ページにお示ししております。

続きまして、去る7月21日及び22日に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望」について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

「令和5年度政府施策に関する提案・要望」について（総務部関係）をご覧ください。

総務部関係におきましては、「地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実について」を重点項目として要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、総務省の金子総務大臣ほか3名に対し、知事、議長、総務部長により要望を行いました。

重点項目の「地方創生・人口減少対策に必要な施策を講じるための財源措置の充実について」は、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保及び地域デジタル社会推進費の維持・拡充を強く要望いたしたところ、「地方の一般財源の確保については、引き続き取り組んでいきたい」、また、「地域デジタル社会推進費についても、しかるべく対応していきたい」とのご意見をいただきました。

以上が総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご願います。

審査対象の陳情番号は、28、29、30、34、47であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【川崎委員】 陳情番号47番の長崎県身体障害者福祉協会連合会さんからの陳情の2ページの3、障害者雇用の確保についてお尋ねをいたします。

記載の中に、「今後、法定雇用率の着実な達成とコロナの定着を図るためには、国はもとより、県においても率先して範を示していただきたいと考えており、障害の特性に応じた業種の確保と雇用、定期的な障害者の代表との意見交換に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします」という陳情が来ております。

まず、定期的な障害者の代表との意見交換、この要望についてはどのような対応をされているか、お尋ねをいたします。

【今富人事課長】 代表者との意見交換につきましては、毎年、1年に1度、意見交換をしております。実際の障害者の雇用の状況でありますとか、県の取組に対するご意見でありますとか、そういったところをいただきまして、今後の採用でありましたり環境整備に生かしているところでございます。

【川崎委員】 意見交換は行っている

ということでした。

個別具体的に、まず、知事部局における障害者雇用の状況がどうなのか、雇用率達成状況についても併せてお尋ねをいたします。

【今富人事課長】令和4年6月1日時点の知事部局におきます障害者雇用数は、正規職員が63名、会計年度任用職員が33名、合計96名となっており、障害者の雇用率は2.8%で、法定雇用率2.6%を上回っている状況でございます。

【川崎委員】そうしますと、今の説明のとおり、知事部局は法定雇用率を上回っているということでございます。

先ほどの定年延長のこともありまして、当然、人は入れ替わっていくわけで、そういった中においては、採用の段階から気配り、心配りしていかないといけないと思っておりますが、この採用するに当たっては、障害者の採用枠を設けて、この雇用率達成の維持を行っているのか、お尋ねをいたします。

【今富人事課長】本県におきましては、平成12年度から身体障害者を対象とした正規職員の採用試験を実施しております。平成30年度以降は、障害区分を知的障害者、精神障害者にも拡大するとともに、対象年齢をそれまでの29歳以下から39歳以下へ拡大して実施しているところでございます。

また、正規とは別に会計年度任用職員についても、令和元年度から主管課に配置しております庶務事務担当職員について、身体、知的、精神障害者を対象とした採用試験を人事課で実施しております。

【川崎委員】これは要望であります。そんな形で取り組んでいただいていることについては感謝を申し上げますが、陳情の中に「範を示していただきたい」と、いろいろ思いも込めてお

られるんでしょうけど、上回っているからオーケーということではなく、よく意見交換を行っていただきながら、さらに雇用の場を創出してご要望にお応えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】28番の町村会から要望の「ふるさと納税制度について」というのが、一般的な国、県への要望ということで出てるんだけど、この中で、結局、送料というところを考えると地方は不利な部分があると。については地理的条件で異なる送料について全国統一の基準に含めることは公平性の観点から馴染まないものであるため、当該費用から送料を除外した新たな基準を定めることについて配慮をお願いしたい。こういう状況で、これは市町村のふるさと納税、県版もあって、そういうことでやっぱり地方であるがゆえに、地方に税を呼び込もうと言いながら、費用の中で送料がたくさんかかるのでということを書いてあるんだろうと思うけど、こちら辺について、現状、県としてはどのような把握をされておるのか、お知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

【田端税務課企画監】ふるさと納税についてのお尋ねでありますけれども、募集経費の寄附額の5割以下というものにつきましては、令和元年度の地方税法の改正に伴って改正されたものでございます。これは過度な返礼品競争が激化したことから定められたものであります。この趣旨といたしましては、ふるさとを応援したいというふるさと納税の趣旨に鑑み、少なくとも半分以上は取り組む事業に使っていただきたいという趣旨から設けられておるものでございます。

現在、送料が影響しているかどうかというところでございますけれども、地方で送料が多かかると思われる北海道、東北、九州、沖縄につきましては、寄附額が全国で8,302億円ございますけれども、その半分以上、52.17%がこの地域に集中していることから、一概に送料が影響していると捉えることはちょっと難しいのかなと考えております。

【吉村委員】さっきの政策の透明性とかで県の対応として書いてあるんだけど、送料が高いという1点ではなかなか辛さがあると。創意工夫を凝らして取り組んでいただきたいと考えておりますということが載っていたので、どういう創意工夫をしようとしているのかなと思って聞いたんだけど、やっぱり自治体側としては、そこら辺、ちょっと費用負担が大きいよねと、こう思っておられるということになるわけだものね。だから、そこに長崎県としては県内の自治体の多くがそう思っているということであれば、それなりの何か対応を考えてやらないといけないのではないだろうかと思ったりするわけよね。

一般的に国の答えのようなことを県から言われても町村会は辛いと思います。だから、もう少し何か、このようにしたらということが具体的に今ぱっと浮かばないのだけど、そこら辺は、この県の対応の最後の創意工夫というところに重点を置いて今後取り組んで、この願いを多少なりとも反映できるような仕組みづくりをやってほしいと思うけど、いかがですか。

【田端税務課企画監】この制度自体が令和元年度に基準が決められたものでございます。総務省も送料だけを捉えて改正というのは、なかなか難しい状況であるということをお聞きしております。

県におきましては、送料が多くかからない旅

行クーポンだとかいうものを推進することで送料が抑えられているのかなと思います。

県内自治体につきましては、送料が高いところもございしますが、送料を抑えている自治体もそれぞれございしますので、一概に全市町、そこで困っているとは、なかなか捉えにくいところはあるんですけれども、それぞれの市町において送料を抑える方策を考えていただければなと思っております。

【吉村委員】国の職員の答弁のように聞こえて、あなたは県の職員だろう。もうちょっと県の事業者、ふるさと納税を引っ張ろうとしている人々のために、もう少し考えた回答をしてくれないかなと思うんだけど。

ここの文章を読んでも、「すぐの改正は難しいと思われます」と書いてあるね。「前述の趣旨にかなっており、すぐの改正は難しい」とか、でも最後に「創意工夫を凝らして取り組む」と1行書いてあるから、そこに光を見出さないといけないと思って言っているのだけど、やっぱり長崎県は全国の中でも離島を一番抱えている県で、その離島の産品をふるさと納税に活用しよう。当然、送料は高くなるわけよね。今、こういう燃料の高騰もありながら。

だから、そういうところを制度的にも配慮してもらいたい、考慮して制度をもう一回考えてもらいたいと国に言ってくれないかという話だから、それは駄目もとでもいいから国に言いましょうという答弁を欲しいんだけど、総務部長、どうですか、そこら辺。

【大田総務部長】委員のご指摘の趣旨はわかっております。そういう意味では、総務省に対して要望という形でなく、問い合わせという形で、実際にこういう声がありますということを届けたりとか、それに対する解釈はどうかというこ

とお聞きはしております。

ただ、ふるさと納税が非常に難しいところは、我々自体もふるさと納税のプレーヤーの一人です。また、その中で先ほど企画監から答弁申し上げました制度改正の趣旨というのが、過熱競争を是正していこうと、ある意味、均衡な制度を構築していこうという趣旨でやられています。

ふるさと納税自体が、ともすれば制度的に少しおかしいんじゃないかという議論を惹起しかねない部分でありますので、一般的にただく要望よりは、少し抑制的に対応しているというのは事実でございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、町村会からこういった意見が寄せられていることについては、しっかり国に届けたいと思っております。

【吉村委員】部長にしてもそこまで、それは表があれば裏の部分もあるので、いろいろと考えながらしないといけないという、その意味もわからないことはないけど、やっぱり地域の実情を国に訴えるというようなことを念頭に置いてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中島(浩)委員】危機管理監の資料の5ページ、

防災情報システム再整備業務委託についてですが、予定価格が2億4,700万円で、実際の最低入札額が1億4,800万円と、1億円くらい低い金額で落札されているんですけれども、予定価格の算出はどのような形でなされたんでしょうか。

【松田危機管理課長】防災情報システム再整備業務委託の予定価格の積算でございますが、これはシステムの様々な機器の導入といったものも含めたところで単価を使って積算をしております。

【中島(浩)委員】低いことにこしたことはないんですけど。

それと、内訳で運用保守業務経費というのがあるんですけれども、これが細目計が300点ということで、1者は1.1とか、もう一つは8.4とか、非常に低い数字が出ているんですけど、これはどういった配点の仕方なんでしょうか。

【松田危機管理課長】総合評価落札方式の技術評価点の内訳になります。技術提案書を提出していただきまして、ここに4つ項目を上げております。そのうちの一番下の運用保守業務経費（LC点）と、これはライフサイクルコストということで、ランニングコストがどのくらいかかるかという部分を評価しております。そういった将来的な経費がどのくらいかかるかということを念頭に、この点数を採点しております。

【中島(浩)委員】トップの方は53点ということで、満点が300点ですけれども、この53点でも可能だということでは理解していいんですか。

【松田危機管理課長】この採点に当たりましては、4人の審査委員による委員会を開いて、その4人の採点を集約した結果がこの数字となっております。

4人の委員とも、ライフサイクルコストに関しての採点というのは、各社、軒並み低い点数になっているというのが現状でございました。

【中島(浩)委員】最後に、不合格の方は、どういったことで不合格だったんですか。

【松田危機管理課長】満点が1,800点ということになっておりますけれども、技術評価点の合計が750点未満だった場合は失格ということになっておりまして、技術評価点を与えないということで、評価点数がここに記載されず不合格という表示をさせていただいております。

【北村委員長】ここでしばらく休憩いたします。
11時10分より再開いたします。

午前11時 0分 休憩

午前11時 9分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

先ほどの質問の答弁につきまして、発言の申出がっておりますので、これを許します。

【松田危機管理課長】先ほど、中島(浩)委員からご質問がありました総合評価落札方式、防災情報システム再整備業務委託の運用保守業務経費（LC点）についての説明で、私が誤った説明をしておりましたので、訂正をさせていただければと思います。

この評価方法につきましては、運用保守業務費の5年間の総額を見積金額として提出をさせて、その金額を一律、計算式にはめ込んで採点をするという方法を取らせていただいております。

すみません。お詫びして訂正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

【北村委員長】中島(浩)委員、よろしいですか。

【中島(浩)委員】はい。

【北村委員長】それでは、質問を続行いたします。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

【田中委員】危機管理監関係で要望に行かれたことに感謝しますけれども、毎年1回の要望なのか、結果を求めての要望なのか。そこら辺を含めて、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、強く要望を行ってきたという話ですから、感触があったと思うので、そこら辺の答弁をお願いします。

【川原危機管理課企画監】佐世保港のすみ分けにつきましては、県の重要施策ということで取り組んでいるところでございます。

ただ、現在のところ、前畑弾薬庫の移転先であります針尾島弾薬集積庫に係る米側との施設の配置検討がなかなか進んでいないということで、それが早期に決まらなると次が進まないということでございますので、そこについて米側との協議を進めるよう強く要望したところでございます。

【田中委員】要望だけですか、何の結果も出てこないですか。

【川原危機管理課企画監】こういう要望をした結果、加速していくというようなお答えをいただいたところでございます。

【田中委員】2~3年とか4~5年とかいうことならね、まだ待ちましようけれども、10年経過して何も進まない。これ、日米合同委員会の合意事項だから、極端に言うと、米国に対しても不信行為だよ、日本だけじゃなくして。合意して移そうということになっているわけだから

ね。向こうさんというか、アメリカさんにすれば、より立派なものができるば、それにこしたことないだろう、若干不便になるかもわからんけど。しかし、それはもう米軍住宅との関係からいうと、かえって近くなる。だから、いいことだから米国も賛同してくれたと思う。日米合同委員会で米国の了解を取るの難しいんですよ、あらゆることが。

この平成23年の前に何十年という歴史があるんだ。平成23年に日米合同委員会で合意ができた、何も進まない。毎年陳情してます、強く要望を行ってきました、はいそうですか、お疲れさんでしたと。10年たって、まだ進まないと。どうするんですか。相手があることだから、どうしようもないということなんでしょね。見解を聞かせてください。

【川原危機管理課企画監】確かに、日米合同委員会で合意した平成23年からかなりたっております。国といたしましては、ここに対する施策、移転に対しての施策ということを進めておりまして、平成11年から令和4年までの間に約18億3,000万円のお金をかけているところでございます。

確かに、目に見える部分が全くないということについては、県としてももっと進捗を早めることができないかと考えておりますけれども、何せ、米側と直接交渉する、もしくは工事に着手するというのは国の方で行われることでございますので、県としては引き続き佐世保市と協力しながら要望してまいりたいと思っております。

【田中委員】我々も、いつまでもというわけにもいけないからね、できれば決着を早くしなきゃいけないと。これは佐世保市の戦後の課題だからね。佐世保市としては、前畑弾薬庫を移し

て、その跡地を利用することが佐世保市の目的なのよ。今の段階でいくと、どうでしょうか、30年先でも解決してないでしょうね。移して、そして跡地を整備する話だから。そうしないと佐世保港の民間活力というか、民間の利用する面が、海岸線が少ないんですよ、佐世保市の場合ね。長崎港は、ほとんど両岸、海岸線が使われている、民間に。佐世保は使えないんですよ。だから、その一つとして戦後の課題として、前畑弾薬庫を移してもらって、跡地を民間活用と。平和産業区なのよ、佐世保の港は、名目。平和産業の港ということになってるんだ。全然使えないじゃない。

だから、そろそろね、危機管理能力を持たないとね。長崎県の場合、何十年という課題が多過ぎる。これは戦後50年ぐらいの課題だ、基地という感じで言うよね。自衛隊基地なら、それはある程度、どうにもなるわけじゃないけれども、交渉の結果なのよ。米軍相手の交渉というのは大変だから、合同委員会で決着をつけるまでが、これが一番難しいんですよ。これは久間先生の当時の努力でなった。それが後、全然進まない。やっぱりもう少し、名前のとおり危機管理能力を県も持っていただきたいと。10年経過すると、反省もして次の一手を打たなければ。そうしないと何にも進まない。地元にもまた反対運動が起きますよ、あんまり長いとね。佐世保も困るけど、地元も困るんだ。黙って待っていただけだから、何十年も、活用できない。針尾島の海岸線だって、活用するとすればできるわけだね。ぜひお願いしておきたいと思います。

【北村委員長】 要望ということで。

【田中委員】 要望にしなきゃ、結論出んだらうから。解決法を教えてもらえれば答弁してください。

【北村委員長】 要望でよろしいですか。

【田中委員】 はい。

【北村委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 災害対応についてお尋ねいたします。

まず、トイレのことですが、熊本地震の折に大正大学の先生が調査をされて、仮設トイレが避難所に最初に設置されたのが、震災後から3日以降だったというケースが半数あったということ。避難所生活の初期の段階で最も困ったことは、眠れる環境が第一で、次に多かったのがトイレです。食事、プライバシーを上回るぐらいトイレの問題があったという調査を発表していただいています。そして、別の調査では、衛生面で環境もしっかりと整備しなきゃいけないというご指摘もあるのと、トイレを使わないように水分をあんまり取らない。そのようなことから健康被害についても指摘をされています。こういったことからトイレの重要性というか、命に関わるというところも指摘をされているところであります。

まず、危機管理監にお尋ねいたしますけれども、避難所におきますトイレの備蓄、整備、この辺はどういった視点が大事なのか、お尋ねをいたします。

【松田危機管理課長】 トイレを含みます避難所の設置、運営というものにつきましては、市町の役割ということにはなっておりますけれども、その上で避難者の良好な健康状態やトイレの衛生環境を念頭に、災害時のトイレの確保というものに関しましては、平時から具体的に想定し

た必要数の試算、あるいは携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備や仮設トイレを調達するための手段の確立など、そういったものを計画的に実施する必要があるのではと考えております。

併せまして、設置場所についても、防犯対策につきましても、障害者、あるいは女性の意見を積極的に取り入れるなど、配慮すべき事項や配慮が必要な方への対応も考慮していかないといけないと考えております。

なお、仮設トイレを実際に調達する時に時間がかかるということは、私も承知しております。各市町が避難所を指定する際には、トイレがあるということは確実に押さえた上で指定をしておりますけれども、川崎委員がご指摘されているとおり、いろんなケースがあるかと思っておりますので、そういった具体的な想定をした上でのトイレの確保というのは非常に重要かと思っております。

【川崎委員】 県の見解は今確認させていただきました。

そこで、計画的な取組が大事ですよというお話がありましたが、その計画ですが、トイレの確保・管理計画、こういったものの策定が各自自治体に求められているわけですが、長崎県下の自治体の策定状況がどうか、お尋ねをいたします。

【松田危機管理課長】 災害時のトイレの確保・管理計画の作成というものが市町に求められているということは承知しておりますけれども、県内の市町の策定状況までは、申し訳ございません、把握しておりません。

その上で、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、この4市に電話で聞き取りを行ったところでございますが、いずれの市においても策定は

していないということでした。

一方で、地域防災計画には避難所の資機材として簡易トイレや仮設トイレの項目というものが掲載されております。ただ、こちらも具体的な数量は定めていないという状況でございます。

一方で、これら自治体においては、携帯トイレや簡易トイレを備蓄されているということでの回答はいただいております。

【川崎委員】全部を調べていただけないということでありましたけど、ぜひ確認をしていただきたいなと。後日でも結構ですので、全体像をぜひお示しいただきたいと思います。

計画自体は各自治体が策定するわけですから、これ以上のことは、なかなか議論もできないだろうと思っておりますけど、かなり意外だったですね。東日本大震災、そして熊本震災、そういった経験をして、様々なことがあって、長崎もどうなのかということがあってしかるべきだったんでしょうけど、極めて残念な思いがいたしております。

まず、そういった全体がどうなのかということとをぜひ調査をいただいて、またお知らせいただきたいと思います。

次に、被災者への支援体制についてお尋ねをいたします。

災害の発生前後では、避難所などの体制は一定整備されていると承知をしておりますが、例えば、家屋の損壊など被災された方々への支援がどうなっているのかということでお尋ねをいたします。

佐賀県では、弁護士や司法書士会などの専門家で構成されている佐賀県専門士業団体連絡協議会と「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書」を締結していると伺いました。佐賀県にお尋ねをいたしました。これ

は東日本大震災が発生した際に、被災地では死傷者が多数発生し、多くの建物などが被災したことなどから、官公署などに提出する各種書類の作成などに際して、専門知識が必要となる相談や亡くなられた方の相続の相談、また、土地の境界に関する相談などが多数生じたため、法律の専門家などによるワンストップの相談対応が求められたことが背景となっているそうです。このことが佐賀県においても有事に備えて被災者からの多岐にわたる専門性を有する相談に総合的に対応するため、先ほど申し上げました協議会さんと協定を締結されたと。平成27年12月、7年前に締結をされているんですね。まさに罹災者に寄り添って早期に立ち直れるように、復旧・復興が進むように、各分野の専門家が高い知見でサポートする体制と理解をいたしました。

本県も、みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例の趣旨に基づいて、長崎県の弁護士会、司法書士会、九州北部税理士会、社会保険労務士会、行政書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、中小企業診断士協会の8つの士業で構成します長崎専門職団体連絡協議会より、同じような趣旨で協定書案が提案されていると伺っております。

そこでお尋ねですが、この協定書案の目的と、具体的にどのようなサポートが想定されているのか、お尋ねをいたします。

【松田危機管理課長】今、川崎委員からお話がありました長崎専門職団体連絡協議会様から、そういったご提案、申入れをいただいていることは事実でございます。本県といたしましても、先ほど委員からご発言がありました被災者への支援、一日も早い復旧・復興に取り組むという観点からも大変ありがたい申入れだと思っております。今現在、協定書の締結に向けて

手続を進めているところでございます。

目的に関しましては、先ほどからご説明がありましたけれども、不動産登記とか境界問題の相談業務を被災地に行って、そういった窓口を開設して対応していただくというようなことでございます。

どういったサポートをしていくかという部分に関しましては、被災した市町から具体的にどういった相談をしたいということで連絡協議会の方に申入れをさせていただきまして、そちらの方から必要な専門家を派遣していただくというような仕組みをつくらうと考えております。

【川崎委員】協定書案が受け取られて、そして検討し、締結に向けて進めていかれると。内容については、今ご説明いただきましたように派遣ということでありましたが、これはご専門の方がオファーに基づいて、例えば弁護士さんが必要なのか、税理士さんが必要なのか、不動産鑑定士さんが必要なのかということを選定して、そして要請に基づいて派遣をするという形で、いわゆるボランティア的に派遣していただけるのか、どうでしょうか。

【松田危機管理課長】被災した地域の住民から多様な相談の要望等があるかと思えます。それを被災した市町もしくは県から連絡協議会に、こういった相談内容に対応できる専門家を派遣してほしいという要請を行いまして、それを協議会がそれぞれの団体に連絡をした上で対応していただくということで想定しております。

費用に関しましては、連絡協議会様のご厚意によりまして無償で行うということで申出がっておりますので、そういった内容で協定書を締結しようとしているところでございます。

【川崎委員】まさに必要な専門家の方に来ていただいて、速やかに復旧・復興、早期の立ち直

りを図るという取組ですね。本当にありがたいお申出だと。しかも、コストについてもご負担いただけるということで、早期に締結をして有事に備えていただきたいなと思っておりますが、いつ締結し、効力を発揮させていくのか、お尋ねいたします。

【松田危機管理課長】まず、今現在、協定書の中に長崎県土地家屋調査士会と協定を結んでいる部分がございます。それとの整合性等も含めまして、市町等の意見を伺いながら、庁内にも確認をした上で協定書の内容を詰めてまいりました。先方には、時間を経過したことに関しましては、大変ご迷惑をおかけしているところでございますが、10月中旬頃をめどに締結式を開催したいということで、今、日程等を先方と調整しているところでございます。その締結式をもって、それ以降の効力を発揮させていきたいと考えております。

以上でございます。

【川崎委員】もう来月半ばということですので、理解をいたしました。有事に備えて、皆様の大変ありがたいお申出でございますので、よろしく進めていただきたいと思います。

次に、県職員の採用についてお尋ねいたします。

就職氷河期世代への支援についてのお尋ねであります。国においては、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」が策定されております。この概要、簡単に結構ですけれども、ポイントを説明いただきたいと思います。

【今富人事課長】この行動計画2019につきましては、令和元年12月に国におきまして決定されたものでございまして、概要としましては、就職氷河期世代に着目した時に雇用環境が大変厳しく、そういう中で就職活動を行った世代で

ありまして、現在も不本意ながら不安定な職に就いているでありますとか、無業の状態にあるなどの課題に直面しておりまして、こうした課題について社会全体で受け止めるべき大変重要なものという課題認識のもと、国として3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出されているものでございます。

基本的には政府の取組を内容としておりますけれども、就職氷河期世代支援については、政府の取組だけでできるものではございませんので、地方自治体でありますとか関係支援団体、産業界の協力を得ながらやっていくものとなっております。

人事課として関係する箇所でも申し上げますと、国家公務員及び地方公務員の中途採用の促進の方針が作成されておりまして、国から地方公共団体に対しまして就職氷河期世代を対象とした中途採用の積極的な推進について要請がなされているものでございます。

【川崎委員】では、国の要請に基づいて長崎県としてどう支援をしていくのか、お尋ねをいたします。

【今富人事課長】県としましては、国からの要請を踏まえまして、令和2年度に就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を導入したところでございます。受験資格としましては、昭和45年4月2日から昭和61年4月1日に生まれた方で、直近1年間に正規雇用労働者としての雇用がなされていない方を対象として実施しております。実績としましては、令和2年度に実施しました試験で2名の採用、令和3年度に実施しました試験で5名を採用しております。

以上でございます。

【川崎委員】今、合計7名の方が県で働かれていますということでありました。

以前調査をした時に、当該の対象者が県下に約1万人ぐらいいらっしゃると推測されるということをお伺いしておりまして、そう考えますと、民間の方の協力も当然いただかないといけないんだらうと思っておるわけでありまして、そういったことも含めて、今後の支援の計画といたしますか、そういったものがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

【今富人事課長】県内全域のそういった支援につきましては、「長崎就職氷河期世代活躍支援プラン」というものを作成しておりまして、こちらは雇用労働政策課が所管となっております。

県職員関係で申し上げますと、令和4年5月の総務省通知におきまして、令和5年度から2年間は就職氷河期世代支援の第2ステージと位置づけ、引き続き、政府として就職氷河期世代支援に取り組んでいくとの方針が示されておりまして、地方公共団体におきましても、令和5年度、6年度も積極的な支援を継続するよう要請がなされているところでございます。

県としましては、就職氷河期世代を対象とした採用試験の実施については、国の要請の趣旨を踏まえながら、また、職員全体の採用数も勘案しながら、各年度の試験実施について検討していきたいと考えております。

【川崎委員】今から検討なのかもわかりませんが、概ね何名ぐらいを想定されているんでしょうか。

【今富人事課長】採用数については、まだこれから、組織でありますとか、来年度の状況を踏まえながら検討していくものでございますので、現時点で何名というものはございません。ただ、これまでの状況からいきますと若干名というような形になるのかなと考えております。

【川崎委員】最後に要望ですけど、先ほど申し

ましたように、約1万人と推定されている中に、繰り返しになりますけど、民間さんもお協力をいただかんといかんのだろうと思っておりますので、どうか部局横断的に力を入れて支援をしていただきたいと要望いたしまして、終わらせていただきます。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】中期財政見通しについて、ちょっとお聞きをしていきます。資料を見ながら質問しますので。

まず、歳入の方で県税収入が相当増えるような意向になっているけれども、大丈夫なのかなという感じがするんだね。そこで見てみると、不動産の税制改正等が影響するようなことを書いてあるけれども、これはどういうことなんでしょうか。

【山口税務課長】不動産取得税でございますが、現在、税率が本則でいうと4%でございますけど、特例で住宅と土地についてが3%となっております。これが令和6年3月31日までと、3年ごとにずっと延長されているというような状況でございます。

今回、税収の見込みについては、令和6年4月以降に本則に戻るという想定で出しているというような状況です。

【田中委員】そうすると、不動産取得税の4%なのが今3%になっているから、それが元に戻ると。しかし、こんなに影響するのかな。ほかにもいろいろ要素があるんだろうけれども、あまりにも順調に県税収入が伸びるなど、本当かなという感じをもってますけれども、これは議論はおきましょう。

地方交付税でマイナス135億円というのが出てくるね。これは県税収入が伸びれば交付税が減

るので、そういうのもあるだろうけれども、一番大きな要素は、やっぱり人口減少でしょうかね、どうなんですか、そこら辺をお聞かせください。

【小林財政課長】委員ご指摘のとおり、地方交付税の減に関しましては、その2要素、人口の減少と県税の伸びというところがございます。今回に関しましては、この減少というものは県税の伸びというところが大きいと考えています。

【田中委員】歳出の人件費とも絡んでくるんだけれども、こんなに人件費が減っていくのかな。我々も行革である程度見直せという話はするけれども、そんなに減らせ、減らせという感じでもないとは理解しているんだけれども、69億円、人件費で減るということは、700人近い県職員が減ると、定数が、というような理解になるのかな。

【小林財政課長】人件費の減に関してですけれども、職員数の減よりも、職員構成の変動を記載させていただいておりますけれども、そこが大きいというところでございます。新陳代謝による減が大半、70%から80%程度はその影響でございます。

【田中委員】そうすると、ある程度余計もらっている人が減って若い人が増えれば人件費が減るという感覚ですか、今の内容は、構成という意味は。

【小林財政課長】余計もらっているという表現というのはあれですけれども、どうしても人口が多かった時代の採用数と、今、人口減少社会の中での採用数というものには、どうしても差があるというところがございまして、今、大きくなっている構成がどんどん減って行って、そのバランスを取る形で新規採用者が増えていくというところがございまして、どうしても自

動的にこのように職員給与費の減というものが出てくるという理解でございます。

【田中委員】69億円も人件費が減れば、県の定数関係はどんな把握してるの、減るの、そんなに。大丈夫かな。

【小林財政課長】県の知事部局の職員の減というものは、基本的には織り込んでおりません。

【田中委員】そうすると、定数じゃなくて、構成でこんな差が出てくるという理解になるんですか、69億円減少になっているのは。

【小林財政課長】先ほども申し上げましたとおり、80%程度は構成の変動によるものが出てきているということでございます。

【田中委員】退職は除くと書いてあるから、これは退職手当は別途積み立てているから何ら問題ないという感覚で捉えていいんですね。

【小林財政課長】退職手当の基金も積んでおりますし、そこにつきましては、この中期財政見通しの中でもしっかりと計画を立てながら財源の確保に努めて対応していきたいと考えております。

【田中委員】そうすると、投資的経費がぐっと減っているような内容になっているんだけどね、単独事業はマイナス3%。特定事業で新幹線等々が減ったので、もう今から新幹線の、そうか、払っていかなきゃいかんか、しばらくは。しかし、それは公債費の範疇だろうからね。

単独事業がマイナス3%という感じだけでも、これはしかし、意外と大きいんだよね、県単の事業ね。あんまり県単をマイナスにすることを私は望まないんだけど、こっちの方でお金がないから減らしていくんだという傾向にあるのかな、どうなんですか。

【小林財政課長】この中期財政見通しの中でも出てきますけれども、公債費の長期的なシミュ

レーション等々しておりまして、どうしても実質的な公債費の長期シミュレーションで見た時に、令和15年度には今よりも実質的な公債費が100億円以上増えていくという状況がございます。そういったことを鑑みますと、国の有利な財源等を使いながら投資的経費というものは重点化していく必要があるかなと考えているところです。

とりあえず中期財政見通しにおいては、試算的に単独事業の伸び率はマイナス3%とさせていただいているところです。

【田中委員】そうすると、公債費の関係は特別会計をつくって平準化をしているわけだから、やりようによっては、もっと先延ばしすればいいのでね。単年度の関係の収支は調整はできると私は思っている。そこら辺は特別会計をつくった意義でやるんでしょう、平準化ということで。

【小林財政課長】特別会計をつくった趣旨といたしましては、もちろん、30年で償還していく市場公募債の割合を増やしていくというところで、その観点から平準化というところもございますけれども、管理を明確化するというところがございまして、借換債も含めてですね。

しかし、平準化というものにも限界がございまして、どんどん、後年度、後の世代の方に負担を負わせていくというところは、なかなか難しいところがございますので、そこはバランスを見ながらしっかり考えていく必要があるかなと考えております。

【田中委員】最後にしますけれども、一つ確認をしておきたいことは、私自身は、IRは国が認めてくれるものと思っている。そうすると、令和5年度から令和9年度あたりでIRの環境整備的な、公共事業を含めて出てくる要素があ

ると私は思っている。それは全然加味されてないわけでしょう。

そこで、土木部が今持っている財政規模の範疇で、枠内の調整で済むのかどうか、土木部の中でやればいいと。これは正確じゃないけど、年50億円ぐらいの支出があるとすると、開業までの4年間で200億円ぐらいの県の先行投資的なものは必要だと、そうでないと地元も困るよという話を土木にしているんだけど、土木の予算というのは枠内で調整する範疇でIRは検討しているということでもいいんですか。特別、財政課から認定をもらえれば、また別途考えるというような内容になっているのかどうか、財政課の中で。

【小林財政課長】IRに関する財源をどのように活用していくのかというところでございますけれども、そこにつきましてはIRの決定があり次第、しっかりと内部でも議論を詰めながら計画していきたいと思えます。

【田中委員】IRの県庁内の位置づけが少し軽いような感じがするんだね。大変なことなのよ、長崎県政始まって以来の、大変な事業なんですよ、IRは。なぜならば、何回も話したことがあるけど、今の1,200億円ぐらいの税収が、税収じゃないけど、納付金という形で上がってくるから実質の財政には寄与するよね。GGRだけでも300億円の収入がある見込みをしているわけだ、2,000億円のGGRを見込んでいるからね。15%で300億円、それから入場料収入だけでも、やっぱり50～60億円ぐらいの収入があると。もろもろ納付金的なものだけでもそんなものがあるし、プラス、これも1回聞いたことがあるんだけど、再確認しておこうかな、徴税課というのがありますよね。そこでIRがもし、もしというより必ず来ると思っているけど、IR

が認定されたら、開業まではそんなにないけど、開業したらいろいろなプラス要素が税制上でも、財政上でもなると思うので、シミュレーションしたような内容はないのかどうか、課内で、IRに対して、どうですか。

【小林財政課長】納付金、入場料納入金の分配スキーム等についての検討というものはしております。しかし、税収等のシミュレーションというものは、今、財政課内ではしていないところでございます。

【田中委員】徴税から見れば、例えば500億円の人件費が払われたとすれば、1割の50億円ぐらい。県・市民税の対象になるでしょう。大ざっぱに言うとね。6割が市で4割が県だから、500億円の給料が払われたとすると50億円の中で30億円が市民税で入るし、20億円は県民税で入る。法人関係の想定される県税収入はどうかとか、もうそろそろシミュレーションして、いろいろ将来計画に反映してもいいと思うよ。そうしなければ民間でいう先行投資を、行政はやらないけれども、やらなきゃいけない。令和5年から4年間ぐらいは先行投資をして、令和9年にオープンしたら、その後は今度は入ってくるような形になる。入ってきてから考えますなんていうのが土木の、混雑してから道路渋滞対策はやりますという話だけれども、そんなことじゃ困るので、やっぱり先行してやるという体制をつくらなきゃいけない。それには財政課も協力してもらわないと、土木部の枠内で全て解決できるわけではないという見解を私は持っているんだけど、それだけでも聞かせてもらおうかな、徴税課はシミュレーションはできてないとするなら。

【小林財政課長】決定した暁には、そういったシミュレーション等も重要になってくると思い

ます。いずれにせよ、そのような見通しをどこまで行って、どのように計画立ててやっていくのかも含めて全庁的な議論が必要だと認識しておりますので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

【田中委員】もう終わります。県庁全体の取組が感じられないんだよね、私は。土木部に対しても言うんだけど、IRというのは大変な事業なんだよと、長崎県にとってはね。本当に県政始まって以来の大事業だよ。税収が3割アップするなんてことは考えられないんだから。税収といっても納付金を入れての話だけだね。3割アップなんてことは考えられない。そこら辺の認識をちゃんとしてもらえればいいんだけど、県庁内の横の連携がうまくいってない感じがするので、あえて質問しました。

終わります。

【北村委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

議案外所管事務一般についての質問を続行いたします。

質問はありませんか。

【吉村委員】質問を1~2点させていただきませう。

先ほどの田中委員の質問に関連するんですが、前畑弾薬庫の移転、先ほども田中委員から大分やかましく、いい話があったんですが、まだまだやっぱりもうちょっと考えてもらわないかなと思います。10年たったと言いますが、資料として後で提出してほしいんですけど、20億円ぐ

ら이었다かな、これまで支出された費用の総額をもう一回言ってもらいたいのと、詳細な資料を後で提出していただきたいと思います。委員長、資料の提出の許可をお願いしたいと思います。

【北村委員長】後日、資料の提出をご準備いただけますか。よろしく申し上げます。

【川原危機管理課企画監】国から地元説明があっておりまして、その時の資料にある程度の項目等は入っております。それにこちらでつかんでいる金額等を入れた資料を提出したいと思います。

【吉村委員】総額を忘れたので聞きたかったんですけど、20億円だったですかね。

【川原危機管理課企画監】返還合意がされました平成24年度以降でありますと5億6,000万円程度ですけれども、それ以前、平成11年度から国においては対策を取っておりまして、その額が18億3,000万円程度ということになっております。

【吉村委員】平成11年度からですね。今、分けた理由は、平成11年度からと24年度からと分かれておるのは、もう一回はっきりその理由を教えてくださいませんか。

【川原危機管理課企画監】返還合意がなされたのは平成23年度ですので、それ以降ということと、それ以前からもやっているということをご説明するために分けた次第でございます。

【吉村委員】資料が出れば、平成11年度からの工事内容、それから合意後の平成24年度からの工事内容というのがわかる。ほとんど調査は済みだろーと思いますけど。

この総事業額というのがある程度想定されていなかったかなと思いますけど、そこは把握されておりますか、いかがですか。

前畑移転の総事業費は、予定かなにか、前に聞いたような記憶があるのだけど、そこら辺把握しておりますか、していれば額をお願いします。

【川原危機管理課企画監】今後の費用については、県としても把握している部分はございません。

【吉村委員】総額幾らと把握しているかということを知っているのだけど、完成までに。

【川原危機管理課企画監】まだ埋立面積等も確定しておりませんし、どういった施設をどこに配置するかということ、今、米軍と協議中でございます。そういったこともございまして、まだ国からは総額等についてはお示ししていただけてないところでございます。

【吉村委員】そういうことに一般的にはなるけど、大体想定して、このくらいはかかるよというのが、前、出たような記憶があるけど、2,000億かな、それくらいかかるよ。そうしていると、それを今ぐらいの予算規模でやっていったって事業を、100年以上かかるよという話を耳にしたような記憶があるのだけど、そういうことは県としては聞いたことはないですか。

【川原危機管理課企画監】私は、基地担当は今年で7年程度になりますけれども、その間、総額について伺った記憶はございません。

【吉村委員】関わっている関係者、僕はずっといるけど、係は変わるので、引き継ぎがされるところと、されないところ、そういう具体的なものは引き継ぎされるんだろうけど、想定して大体計算したらこのようよねとか、そういうのをさっきから、田中委員からも、そういうもしないとだろうという話があったと思うけど、やっぱりそういうのも考えて、この事業に対して県としてどう取り組むかということを考えて

もらわないと進まないわけよね。だから、地元としては、もっと早く進めてよという気持ちがあるけど、それが、そのような話では全然、何もやってくれないじゃないのという話になるわけよ。

だからやっぱり、そういうのを掘り起こして正式な話じゃなくても、大体、あそこの埋立てから全部施設をやるとどれくらいかかる、そしてたらこうやって何年くらいかかるというところが見えてくると思うので、そういうことも考えながら取組を進めてほしい。そうじゃないと、なかなか結果だけ、令和3年度は何億の事業費でした、何千万でしたと、ずっとそれを伝えるばかりで、何をしているのということになるわけだよね。

だから、そういう意味で、そういう意識をもっと高めてもらいたいんだけど、いかがですか。

【川原危機管理課企画監】国としては、毎年、地元に対してこれまでどういったことをやってきているということについては、説明会を行っているところでございます。

ただ、その中においても、地元からはかなり厳しめのご発言があったということについては、私も説明会に出席しておりますので肌を感じているところでございます。

【吉村委員】肌を感じているならね、その分の温度がこっちに伝わるようにしていただきたい。これは早く完成させないとね、前畑が民間で開発できるとか、先ほどもあったけど、佐世保港は商業港でやるんだと。そういうことでそっちに転換されると税収も上がる、いろんなことが効果があるわけよね。そういうところでは、例えば総務部だって税収が上がると考えると、もう総力体制で事に当たってほしいと思うわけよね。そういうことを頭にずっと入れてやってい

ただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それからもう一つ、これもさっきやったんですけど、中期財政計画あたりでやり取りを聞いていて思うのだけど、今度、臨時交付金が出ました、それでコロナ対策の電気・ガス等の緊急配分だけど、長崎県に54億円という額が決定されましたと。そういう表を見て、全国で23位と書いてあって、この23位というのが、どういうものだろうか。そして、これは地域振興部の陳情・要望の中にあつた資料なんだけど、町村会が国に、いわゆる地方財政基盤の充実をといつて要望されるわけよね。国と地方の税財源の配分、これがこうこうなんですよと書いた表があるわけよ。それで、最終的には、その地方財源の確保・充実をするようお願いをするんだけど、これを充実をするということを言葉にするということは、そこが増える、充実するという可能性、長崎県にあるのかなとふつと思つたので質問をするんですが、いかがですか、これは普通交付税も含めて。

【小林財政課長】コロナ対策や物価高騰対策等含めて全般的な地方税財源の充実についてのご質問かと承知をします。

まず、電気・ガスの臨時交付金54億円が23位だったというところでございますけれども、これはいかなものかというところです。今までも臨時交付金は何度も交付されております。その中でいろいろ算定については変わってきているところがございまして、高齢者人口を加味したりとか、コロナの感染者数を加味したりとか、様々なことを国の方でも斟酌しながら決定されているところでございます。

一概に、ここについて23位だったからどうだというところはなかなか申し上げにくいところ

ではございますけれども、しっかりとこれを活用しながら県の事業者さんなり県民の方々なりに還元していくということが重要なかと考えております。

税財源の充実についてですけれども、もちろん、税財源の充実について国に要望して、それが聞き入れられる可能性はあるとは思っております。ただ、骨太の方針の中で、コロナ収束後に平時モードに戻すということがうたわれております。ここの文言というものを財政課としてはものすごく注視をしております。すぐに経済が回復する、迅速に回復するというわけではなくて、やはり時間がかかっていくと思いますので、その中でコロナが一定収まったからといひましてすぐに平時に戻されては、やはり困る部分があるなと思っております。なので、しっかりと様々なタイミングを見計らいながら、国に対して強く要望していくということが重要なかと考えております。

それは、九州知事会なり全国知事会なり、そういうところとも協力をしまして、国に何度も何度も要望を繰り返していくことが重要なと思ひます。それは一定、効果があることかなと思ひます。

【吉村委員】そういうことなんですけれども、まず、今回の臨時交付金について、これはどういう算式でこの数字をはじき出してあるのだろうかと聞いたら、1,050円掛け人口掛け物価指数掛け年少者・高齢者の人口割合掛け県民所得掛け計数足す1,100円掛け(事業所数)掛け係数掛け中小企業の割合足す人口掛けるの人口規模による補正掛けるの第一次産業就業者割合掛けるのワクチン接種率掛けるの財政力指数掛け係数と、間違いありませんか。

【小林財政課長】間違いがあるかないかが、今

のことではわからなかったんですけども、企画から聞かれたということなので正解なのかなと思います。

【吉村委員】それはそうだ、聞いたのを読んだだけだから、間違いはない。

ただ、ここを見る時に、これがいわゆるコロナ関係の交付金あたりの時には、この算式がその都度都度変わってくると。だからなかなか対応ができないと、県としてもという話になったわけよ。こういうところに県独自の、やっぱり47都道府県あるけど、長崎県は離島でいえば全国で一番離島の多いところで、そういった点では費用が非常にかかる。だから、そういう計数を入れてくれよと言えないのかと、こうなるけど、知らないうちに決められてぼっとくるので、なかなかできないと。

だから、そこを日頃から、いつも言うようにして、全国知事会とかで一定の要求をすることもしているのだけど、その中でも特に長崎県独特の要素というのがある。そこを反映できるのか、できないのかと思うんだけど、そこら辺についてはどうですか。

【小林財政課長】国において臨時交付金というものは、それこそかなり頻繁に、なかなか短いタイムスパンの中で決定されているところがございますので、そのようなご回答が企画からなされたのかなと考えております。

とはいえ、委員のおっしゃるとおり、常々言うておくことは大切だなと考えております。例えば、先般の政府施策要望の中でも、今後の感染状況を踏まえて増額を機動的に行う、そういうことが大切だと要望しておりますし、さらに、それに加えて算定に当たっては条件不利地域や産業構造など地方の実情に配慮するようにと要望しております。やはり先ほども申し上げまし

たけれども、いろんな場面を通じながら、その時その時に応じて適切な要望を繰り返していくということが重要なと考えています。

【吉村委員】そういうことを努力してもらいたいという気持ちで言っているんだけど。このコロナの臨時交付金あたりはそこら辺が、この臨時交付金について、さっき読んだ算式の中に例えば離島指数とか人口減少率とか、そういうのを入れられないのだろうかとか思うんだけど、そういうのがさっきの算式の中には入っていないのよね。だから、そういうのは今後入れるようなことで動きがとれないのかなと思うけど、いかがですか。

【小林財政課長】この算式の中に、すぐに離島の指数を入れられるかどうかということは、国が全国を見ながらやることなので、なかなか難しい部分があるかもしれません。ただ、その分、総額の増額だとか、あと迅速に対応をお願いするだとか、そういったところは国も比較的に対応しやすいところだなと思っております。なので、長期的には先ほど申し上げました県独自で行う政府施策要望の中で県独自のこともしっかりとうたいながら、迅速性だとか、そもそもの臨時交付金の総枠を増やすだとか、そういったところについて併せながら行っていくということが効果的かなと考えます。

【吉村委員】今のことは臨時交付金だったけど、例えば普通交付税で話をすると、この算式の中、一緒の算式じゃないけど、普通交付税には離島の要素というのは加味してあるんですかね、いかがですか。

【北村委員長】 暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時49分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

【小林財政課長】 交付税の中におきましてはへき地補正というものがございまして、その中に一定、離島等も加味できるようになっております。

【吉村委員】 聞かなくても、すぐ答えてほしかったけど。普通交付税では、そのような計数が含まれていると。この臨時交付金はそこまでの、いわゆる決まった目的のための支出なので、そこまでしてないのだろうと思うけど、それであってもやっぱり普通交付税と同じように、離島を抱える県は、それだけいろんな費用がよそよりもかかるということもあるので、今度は間に合わなかったと、こうなっていくけど、その都度都度にこの中身を精査して、やっぱりこの算定式についても、こういう係数は入れてもらっていないと困るよねというところは、都度都度、国に対しても、後になってでも言って、その次の時にはそういうことが反映されるような努力というのをやってほしいんだけど、そこら辺もう一回、課長、考え方を。

【小林財政課長】 要望の場以外にも様々、国の方と情報交換だったり意見交換なりをする場面というものはございますので、そういうものを活用できたりしないか、検討してまいりたいと思います。

【吉村委員】 最後にしますが、さっき言われた全体の底上げをやるということも一つ。ただ、国と地方の税財源配分の推移という表を見ると、やっぱり自主財源の比率が上がると、交付税がそれだけ落とされるという形になってしまうのよね。でも、そこをちょっとぐらい自主財源が上がっても、すぐそれが反映されると。この表を見れば、すぐ反映されるのよ、率でね。国が取る分と地方が取る分、これは大きく国と地方

としか分かれていないのだけど。そうじゃなくて、やっぱりそこにまだ厳しい要素は残っているので、そこを自主財源が増えたら、その分はそのまますぐ反映されるではないよというところも今後強く国に申入れをやっていただきたいと思いますので、エールを送って質問を終わらせていただきます。頑張ってくださいよ。

【北村委員長】 ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】 重要土地等調査法について質問をさせていただきたいと思います。

重要土地等調査法は、令和3年6月に国の方で成立して、ようやく今月、9月20日に全面施行となりました。この法律は、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有、利用をめぐる、かねてから安全保障上の懸念が指摘されていましたが、この重要土地等調査法により、政府が安全保障の観点から重要な土地等の所有、利用の実態を調査すること。そして、調査の結果、仮に土地等の不適切な利用実態が明らかになった場合には、その不適切な利用行為を規制することが可能となりました。

私は、これまで外国資本による土地の取得については、経済的な観点から一律規制することは困難だと思う一方で、安全保障の面からは野放しにはできないと思っていたところであります。

この法律ができたことによりまして、国もようやく一歩前進したと評価はしておりますが、他国の規制に比べると、まだまだ物足りなさも感じています。新たなこの法律の県庁内の所管は、庁内において新行政推進室で調整中と伺っております。

まず、この法律について具体的にどのような土地が規制の対象となり、国はどのような規制ができるのか、法律の概要と、この法律におけ

る地方自治体との関係についてお聞かせいただきたいと思ひます。

【徳永新行政推進室長】この法律につきまして、国との連絡窓口になる所属につきましては、現在、調整中でございますが、先週、初めて国の説明会が開催され、当室も情報収集のために参加させていただいたところでありますので、その範囲内で説明させていただきたいと思ひます。

まず、この重要土地等調査法につきましては、正式な名称が、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」といひまして、9月16日に国の基本方針が閣議決定され、先週、9月22日に内閣府による説明会があったところでございます。

その内容によりまして、対象となる区域は大きく2つございます。一つは、重要施設の周辺としまして、自衛隊や在日米軍などの防衛関係施設、海上保安庁の施設、原子力関係施設や自衛隊が供用する空港の周辺概ね1キロメートルの区域内。2つ目は、国境離島等としまして、国境離島や有人国境離島地域を構成する離島区域。これらの区域内にあります土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを注視区域に指定することができるかと規定されております。この注視区域においては、国が区域内にある土地等の利用状況を調査、あるいは調査結果を踏まえました勧告、命令、相手の求めに応じまして国による土地等の買取り等が規定されております。

さらに、この注視区域のうち、指令部機能を有する防衛関係施設など機能が特に重要なものを特別注視区域に指定いたしまして、土地等の所有権移転等に関しまして事前届出を義務づけるというようなことが定められております。

次に、この法律における地方自治体との関係でございますが、国は、区域指定に際して関係する県や市町村に意見聴取することや、国への住民基本台帳や固定資産台帳などの情報提供などが上げられているところでございます。

【ごう委員】ご説明ありがとうございます。対象の区域については、防衛関係施設、自衛隊、米軍を含むということ、それから海上保安庁の施設や原子力関係、そして自衛隊が使用する空港の周辺とか国境離島ということで決められているということ、注視区域と特別注視区域があるということは、一定理解をいたしました。

長崎県は、ご承知のとおり、多くの基地を有する県であります。自衛隊、米軍ともに有する県であります。ここから基地対策を所管する立場として、この法律に対する見解を危機管理課にお伺ひしたいと思ひます。

【川原危機管理課企画監】国におかれては、これまでも国境離島や防衛施設周辺における外国資本等による土地の取得に際し、国家安全保障に関わる重要な問題であると認識されておられて、過去にも防衛省において防衛施設の隣接地所有者等について調査が行われてきた経過がございます。

国防に関することにつきましては、国の専権事項でございますが、基地周辺の土地の取得状況については、これまでと同様に基地を所管する国において把握すべきものであると考えております。

基地対策を所管する当課といたしましても重要であると考えておられて、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。私たち、一般的に考えて、この法律ができた時には、基地のことに関係するので、本当は危機管理課が

窓口じゃないかと思ってお伺いをしたんですけども、実はやっぱりいろいろと色々な課に聞いてみると、そうではなく、いろいろな部署が関係をするということで、なかなか所管が決まづらい現状もあるのかなということは一定理解をしておりますが、やはり自衛隊、米軍を多く抱えている本県におきましては、やはり危機管理課の皆様方も、この法律にのっとなって、国の動きというものを、より注視していただきたいと考えております。

それと、私は、この法律ができたことによって、最初にも申し上げましたが、一步前進したなど感じておるところですが、しかしながら、県民の生命や財産の保護、それから安全・安心な生活の確保の観点からも、国土をしっかりと守るということが非常に重要なことだと思っておりますし、国土が侵害されていくということは、国の存続に関わることなので大変重要だと思っております。

本県においては、既に国境離島に所在する自衛隊基地の周辺を含む土地、これは対馬ですけども、ここが購入されてしまったり、また、今回、米軍住宅が近くにあるハウステンボスが外国資本に買収をされているということ。このハウステンボスに関しては、この法律とは全く関係がないということではあるんですけども、しかしながら、地元の皆様をはじめ、県民の間には大きな不安や、また懸念があることも事実であります。

この法律でカバーできないことがたくさんあるんですけども、今後、国にしっかりと対応してもらうためにも、県がしっかりと、各部署にまたがっておりますけれども、このことに関してしっかりと認識を持って国に意見をさせていただきたいと思っております。

11月に、また国の自治体へのヒアリングがあると伺っておりますので、それまでに県の中でもこのことを少し論議をしていただきまして、本県が抱える状況というものをしっかりと国に伝えていただきたいと思っておりますが、そのことについてはいかがですか。

【徳永新行政推進室長】まず、所管については、しっかりと議論したいと思っております。今まで所管については、法律ができて、法律だけではわからないところがありまして、国の基本方針なり通知文書を見せていただいて、この法令等が都道府県に対してどういった事務とか業務が発生するのか、そういったところを見極める必要があると思っております。現在、国の説明会がありまして、疑問点を国に確認しているところでございますので、そういったところで県としてもしっかりと対応する必要があるというところは認識しておりますので、速やかに検討を進めてまいりたいと思っております。

【ごう委員】国からの指示を待っているというよりは、率先して県の方で動いていただきたいと思っておりますし、11月のヒアリングの際に本県の抱える課題をしっかりとお伝えいただくこと。それから、法律は5年後に改正されるとも伺っておりますので、その時には何らか本県が抱える課題を解決できるような内容になればいいなと思っておりますので、そのあたりしっかりとやっていただきたいです。

最後に要望になるんですけども、実は北海道は防衛施設関連ではなく、森林取得の状況、森林をどれくらい外資に買収されているかという状況を調査して公表されています。これは1年に1度、公表されているようなんですね。

本県も、これは農林部の管轄になるので、ここでは違うんですけども、本県も外資がどれ

くらい土地を購入しているのかということには、特に国境離島をたくさん抱えているので、敏感に対処していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】消防団についてお尋ねをしたいと思えます。

前回の議会の際に消防団の出動率について調査をしてくださいということで、室長から回答もいただいておりますが、会議録に残したいので質問をしたいと思えます。

まず、常備消防機関と消防団の業務の違いを教えていただければと思えます。

【宮崎消防保安室長】火災の場合でいきますと、通常、火災の通報がございました場合に、常備消防、消防局に入りまして、消防局が出動するわけですけれども、併せて地元の消防団にも出動要請が入りまして、どちらが早く現場に着くか、いろいろケースがあるかと思えますけれども、市町によって異なると思えますけど、消防団については初期の消火に当たり、また、後方の支援、それから残火処理などに当たっていくわけでございます。

当然、消防本部の消防につきましては、そのほかの現場もございまして、必要な時間、そこに対応して、また次の現場に移るということになるかと思えます。

【山田委員】消防団の役割というのは、今お話をお伺いしたところでも、やはり非常に重要であると思えます。同時多発的な火災が発生したりとか、そういったことも考えたら、地域の消防団というのは地域防災の上で非常に要であると思っておりますが、そこで出動率です。

日中の出動率がどのようになっているかをお

尋ねたいと思えます。

【宮崎消防保安室長】6月定例会におきまして委員からご指摘いただきまして、抽出調査でございますけれども、火災の多い月の平日・日中の出動率ということで抽出して、長崎市、それから諫早市の場合について調べさせていただいたところでございます。いずれも少ない場合には3割を割っているという状況でございます。

【山田委員】皆様、それぞれ日中はお仕事をされている中でのことなので致し方ない部分はあるかと思えますが、この出動率は全国的にも同じぐらいのレベルなのか、どのような感じですか。

【宮崎消防保安室長】申し訳ございません。全国の状況については、把握しておりません。

【山田委員】恐らく長崎、諫早、私の地元の佐世保もそうでしょうけど、勤め人が比較的多いようなところは、同じような傾向が見られるかなと思えます。また、島原半島とか離島とか、農業、漁業に従事されている方が多いところは、ある程度、少し融通がきくところもあるかと思えますが、今後、県内の出動率、今回、抽出で調査いただきましたが、それぞれ調査をいただいた上で課題整理というか、これはずっと前から言われている、今も消防団協力事業者があると思えますが、こちらの数をもっと増やすこととか、経営者の方々にもっと理解を増やすべきことだと思えますが、今の消防団協力事業所の県内21市町の数をもっとお尋ねしたいと思えます。

【北村委員長】暫時休憩します。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 7分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

【宮崎消防保安室長】消防団協力事業所の数につきましては、本年4月1日現在で470でございます。

【山田委員】不勉強で恐縮ですけど、今、470の事業所に協力をいただいているということですが、これは、今、消防団員を出している企業さん、それとも今後そういうことがあば協力するよという企業も含まれているという理解でよろしいですか。

【宮崎消防保安室長】消防団協力事業所につきましては、市町が認定する制度になっておりまして、市町によって、例えば消防団員が1人いれば認定できる場合と、2人以上必要な市町もございます。さらに、消防団員がいなくてもいろんなことで消防団活動に協力するということが消防団協力事業所に認定された事業所もございまして、いろんなパターンがあるかと思いますが、何らかの形で協力していただけたところについて消防団協力事業所として市町で認定しているものでございます。

【山田委員】市町によってそれぞれあるということですが、県内にある事業所数から考えたら、まだまだやっぱり不足があると思いますので、第一義的に市町が協力事業所を増やす取組を行っていただくとは思いますが、県としてもしっかり連携して、あってはならない、あってはならないと言ったらあれですけど、できるだけ火災や災害がないようにと思っておりますが、そういったことに備える意味でもしっかりと連携をしていただき、協力事業所を増やして、そして消防団員さんも増える取組をお願いしたいと思います。

終わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木副委員長】お疲れさまです。何点か質問

をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染段階についてお尋ねをいたします。

先日、知事が会見をしたように、今、「レベル2 - 」となりました。実際、今、病床使用率は「レベル2 - 」を下回る状況となっておりまして。しかし、遡って見てみると、病床使用率が一番高い時は63.8%と、これだけを見れば「レベル3」の状況でした。なので、「レベル2」の幅が広がったように県民の皆さんも受け止めたのかなと思います。つまり感染段階が実態に即してないと見られると思うんですが、今どのように認識されているのかお尋ねいたします。

【伊達総務部次長】「レベル3」以降の段階でございますけれども、この段階は経済活動にも大きな影響を及ぼすような、より強い行動制限の実施を検討する段階でございまして、その段階への引き上げに当たっては、国からも病床使用率のみで判断するのではなく、複数の指標や今後の見通し等を踏まえて総合的に判断することが求められておるところでございます。

そうしたことで、本県でも目安を一旦見直しまして、「レベル3」以降につきましては、指標の一つであります病床使用率だけではなくして、社会機能の制限状況ということで、一般医療でございますとか、福祉サービス、それから公共交通機関など、そういった機能の状況を総合的に判断して、その引上げを有識者とも協議をした上で決めていくということでございます。

今回、確かに副委員長がおっしゃるように、60%を越えるような段階もございましたが、一方で社会機能の制限状況を見た時に深刻な状況までにはまだ至ってないという判断の下、「レベル3」への引上げは行わなかったということ

でございます。

【赤木副委員長】私もいろんな方のお話を聞いて、やっぱり医療現場の方々と、そして県民の受け止め、そして県としての受け止めに少し乖離があるのかなと思ってました。なので、実態に即したという部分で、感染段階も、もう見直さないといけない時期、今、下がっている状況ですから、次の波を抑えたら、もうこの感染段階というものも廃止に向けてどう考えていくのか。先ほど次長が申し上げてましたが、これは経済活動と医療提供体制のバランスを取るため、経済活動を一定維持するために県民の皆さんにもメッセージを出す指標でもありますので、これがなくなることが一番安定した状況になるのかなと私自身も考えるようになってきましたので、その出口戦略というか、この感染段階についても考えていただければなと思っております。これは要望というか、先の話になりますが、よろしく願いいたします。

職員の福利厚生といたしますか、そちらの方に話を移したいと思えます。

新幹線が開業いたしましてちょっとたちましたけれども、通勤時間帯に乗ってみますと、平日の利用者が少ないのかなということを見受けました。国や独立行政法人においては、新幹線で通勤する公務員の中の規定があるんですけど、長崎県においての運用というのは、今、どういう状況になっているのか、わかれば教えてください。

【今富人事課長】もともと特急だったんですけども、新幹線を含めた交通費の中で一定の条件を満たせば活用することができて、その手当もあるという制度になっております。

【赤木副委員長】条件がありますね、誰でも新幹線を利用することができるわけではなく、県

職員の方が利用できるわけじゃなくて、一定の条件を満たせば利用できると。なので、今回、新幹線が開業して、それに該当する方が実際にいらっしゃるんですか。

【今富人事課長】これから通勤手当の認定をすることになりますのでわかりませんが、これまで特急を活用されていた方がいらっしゃいますので、該当する方もいるのかなと思っております。

【赤木副委員長】しっかり対応できているならいいなと思えました。今回、ダイヤも改正があって、少し利便性が落ちたという声も聞きましたので、新幹線で通勤される方もいらっしゃると思います。そこを滞りなく対応していただければいいなと思えます。

次に、10月に人事異動が発表されます。G7関係の閣僚会合対応の人事異動が発表されました。今まで就いていたポストから異動があってG7対応の部署が新設されたんですけども、職員を異動させるということであれば、異動元、もともといらっしゃる現場の職員は欠員となっているのでしょうか。

【今富人事課長】G7関係の対応のために10月1日付で新たに5名の増員を行おうとしているところでございます。

ご指摘の、欠員になるのかどうかというところですけども、その点につきましては、今年度既に実施しております職員採用試験の合格者の中から10月1日付での繰上採用により補充を行うこととしておりまして、異動の中でそういった欠員が出ないような形にしている状況でございます。

【赤木副委員長】業務が減ったわけではないと思っておりますので、もともとあった業務が滞

りなく行われるように、ちゃんと欠員を補充していただくことになっているということでしたので安心いたしました。

いろんな事情があって辞められる方もいらっしゃるかと思えます。そちらの欠員も随時補充していただいているとは思いますが、県庁全体において、そういった欠員に対しても迅速に対応していただくようお願いをいたします。

関連して、県外からも長崎県が選ばれる、職員からも長崎県が選ばれる状況にならなければならないと、それから採用にも力を入れなければならないと思っております。

長崎県は、ご存じのとおり、離島を多く有しております。そちらにも県職員が行っております。そこに若手職員に関しては独身寮があって、その独身寮に入って寝食を共にしながらつなかりをつくる貴重な施設と今なっております。

ただ、長崎県は初任給も他県に比べて低い状況にあって、全国から職員採用をする観点から、選ばれる長崎県にするために住環境を整えることは、とても重要だと思っております。

独身寮の入居料は他県に比べて高いと聞いておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

【浦田職員厚生課長】独身寮の入居料が他県に比べて高い理由は何かとのご質問ですが、このことにつきましては、これまでの経緯等も含め、ご説明させていただきたいと思っております。

本県の独身寮につきましては、平成16年度以降、入居率が減少していたため、平成17年12月の県議会の「行財政改革に関する意見書」において、「独身寮については、入居率が低下しており、廃止も含めて今後の在り方について検討を行うこと」といった意見をいただきました。その後、県において検討を進め、平成19年11月

に職員団体に対し、9つ全ての独身寮の廃止について提案し、1年以上にわたり交渉を行いましたが、合意に至らず、このため、平成20年12月には全寮廃止の提案に変えて独身寮の管理運営について県直営を廃止し、入居者負担金として3万円を徴収し、独立採算制方式により寮を運営するなどの内容で再提案し、交渉を行った結果、平成21年1月に、独身寮の管理運営を互助会に委託する、独身寮の運営経費は入居者負担により賄うことを基本とするといった内容で合意に至り、収支均衡が見込まれる額として、食事の提供や光熱水費込みで入居料が3万円となり、その後、消費税の増税や収支の状況から、現在は3万1,500円となっているところであり、これに寮自治会が徴収する食材費約1万円を加えた約4万1,500円程度で平日の朝夕2食つきで運営をしているところです。

他県の独身寮については、食事の提供がなかったり、入居料とは別に食事代や光熱水費、駐車場代が別途徴収されていたりと、寮で提供されるサービスの内容や料金の設定が各県で異なるため、一律の比較はできませんが、本県の入居料が高くなっているとすれば、食事等の提供や光熱水費等込みであること及び以上のようなこれまでの経緯によるものと考えております。

【赤木副委員長】詳しく教えていただき、ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、なぜ独身寮が必要で、そして職員からも選ばれる長崎県であるのか、そして県職員は離島に必ず行かないといけない、若い方も行かないといけない。確かに、生活のニーズというものは、今は若い方も多岐にわたっておりまして、入りたくない方もいらっしゃると思えますし、離島だと入居する家が少ないと、選べる家も少ないという実情もある

と聞いておりますので、そこは若年層の職員にしっかり聞いて、今後も改善に取り組んでいただきたいと思っております。

やはり使えるお金が少ないということであれば、若手職員というか、日本全国で比較した時に、なかなか選ばれなくなってしまいますので、引き続き改善というか、どうあるべきなのかということは考えていただきたいなと思っております。

最後に1点だけ危機管理監の方に伺いたいと思っております。

わかれば教えていただきたいんですけども、今年の4月から長崎市の消防の方に、消防のドローンが配備されるというようなことを昨年の報道で聞いたんですけど、実際、運用度はどのようになっているのか、もう配備されているかどうか、わかりますでしょうか。

【宮崎消防保安室長】配備はされておりますけれども、運用の状況についてまでは詳細把握しておりません。

【赤木副委員長】たしか総務省から無償で提供されて配備されて4月から運用されるということの報道等を聞いていましたので、その後、どう使われて、今後どう展開するかというのは大事だと思います。ドローンの技術というのは、ものすごく進歩してまして、今は偵察というか、災害の状況とかを見るのに使われるんですけども、放水も含めてできるドローンというものもあります。今、長崎市内は高層マンションが建設されて、はしご車はあるんですけど、届かないところに対応できる可能性もドローンの消防の機能として持ち合わせておりますので、ぜひとも今の実情を、今後の県民の皆さんの安全・安心のために、様々な使い方を含めて検討していただきたいと思っておりますので、要望して終

わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時34分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程については、お手元に配付しております審査日程（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時35分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】それでは、閉会中の委員会活動については、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時36分 閉会

10月7日
(追加工程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年10月7日

自 午前10時 9分
至 午前10時12分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

分科会長	北村 貴寿 君
副会長	赤木 幸仁 君
委員	田中 愛国 君
〃	坂本 智徳 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
財政課長	小林 純 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第106号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前10時 9分 開会

【北村分科会長】 おはようございます。
ただいまから、予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第106号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、G7保健大臣会合の開催支援及び準備等に伴うものであり、本日、午後の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、午前中の審査としますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、第106号議案分をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第106号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、令和5年5月のG7広島サ

ミットにあわせて開催される保健大臣会合の長崎開催が国において決定されたことに伴いまして、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税3,750万円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第106号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

【北村分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年9月30日

総務委員会委員長 北村 貴寿

議長 中島 廣義 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 90 号 議 案	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 91 号 議 案	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 95 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 96 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 97 号 議 案	市の境界変更について	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

委 員 長 北 村 貴 寿

副 委 員 長 赤 木 幸 仁

署 名 委 員 坂 本 智 徳

署 名 委 員 川 崎 祥 司

書 記 中 尾 勝 三

書 記 田 崎 直 美

速 記 (有)長崎速記センター